



* 0008962000 *

0008962-000

特 2 3 2 - 6 8 4

村民読本

沼田村

昭和 1 3

ABI

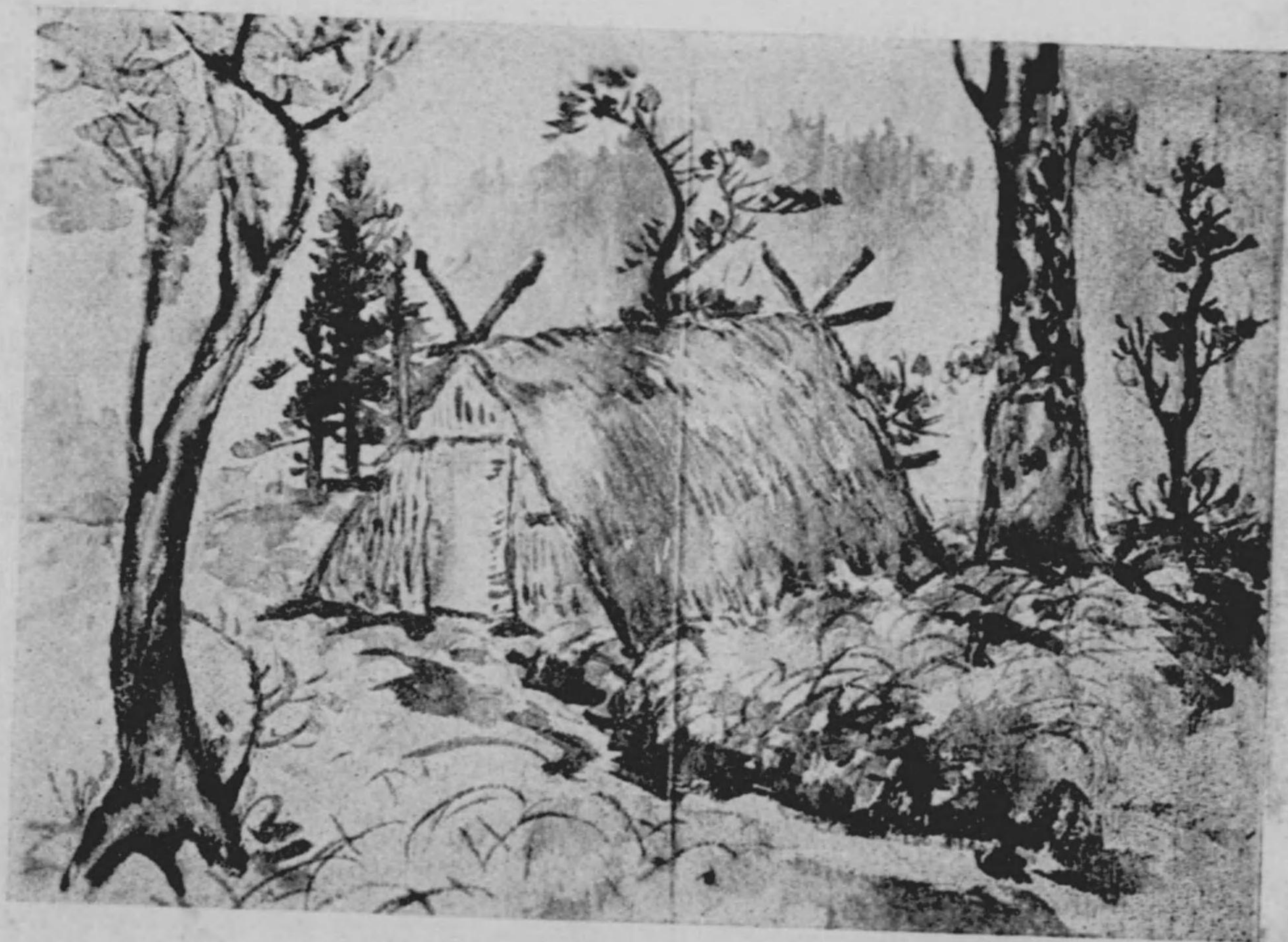
村民讀本

沼田村

特232
684



東漢氏封



卷頭目次

教育ニ關スル勅語
支那事變勃發一周年ニ當リ賜ハリタル勅語
本道開拓ニ關スル詔書
本道開拓ニ關スル御沙汰書
市制及町村制ニ關スル上諭
青年團ニ賜ハリタル令旨
御言葉(昭和十一年本道行幸ノ御賜フ)
行幸御日程
神社並ニ神社參拜唱歌
長官題字
經濟部長題字
學務部長題字
空知支廳長題字
表彰
沼田村青年團(長官)
農會・産業組合(農林大臣)
道廳視學序文
村長序文
村例長言
村歌

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

勅語

昭和十三年七月七日内閣總理大臣ヲ宮中ニ召サレ
左ノ勅語ヲ下賜セラレタリ

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戦局
其ノ步ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセ
ルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ
惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久
ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉グ
ルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ
官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總
力ヲ舉ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ
期セヨ

詔

蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ關スル所一日モ忽ニス可ラス汝直正
深ク國家ノ重ヲ荷ヒ身ヲ以テ之ニ任センコトヲ請フ其憂國濟民
ノ至情朕嘉納ニ堪ヘス獨恐ル汝高年遽ニ殊方ニ赴クコトヲ然レ
トモ朕之ヲ汝ニ委ス始テ北顧ノ憂ナカラシム仍テ督務ヲ命ス他
日 皇威ヲ北疆ニ宣ル汝方寸ノ間ニアルノミ汝直正懋哉

明治二年己巳六月四日

左ノ詔ハ蝦夷開拓督務鍋島直正ニ賜ハリタル優詔ニシテ
「蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ關スル所一日モ忽ニス可ラス」ノ
大御心ハ廣ク道民ニトリテ亦永遠ニ感銘スベキ聖語ナリ

御沙汰書

明治二年八月東久世開拓長官ニ賜ハリタル
優渥ナル御沙汰書

北海道開拓ハ 皇威隆替之所係方今至重之急務ニ候今般彼地
へ出張數百里外殊方之寒疆ニ其事務ヲ管督候事不容易艱難一
入苦勞ニ被思食候就テハ向後土地墾闢人民蕃殖北門之鎖鑰嚴
ニ樹立シ 皇威御更張之基ト可相成様勉勵盡力可有之旨御沙
汰候事

上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコ
トヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ
以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町
村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文
内務大臣 伯爵 山縣 有朋

令 旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ
情勢ニ顧ミ恆ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達
成スルニ勗メムコトヲ望ム

大正九年十一月二十二日

昭和十一年十月十日軍艦比叡ニ於テ
池田長官ニ賜ハリタル御言葉

御 言 葉

本道ニ來テ各方面ノ施設著々進捗シテ居ル狀況ヲ見寔ニ懌バ
シク思フ將來一層官民協力シテ開拓ニ努力シ其ノ成果ヲ收メ
ル様ニ

行幸御日程

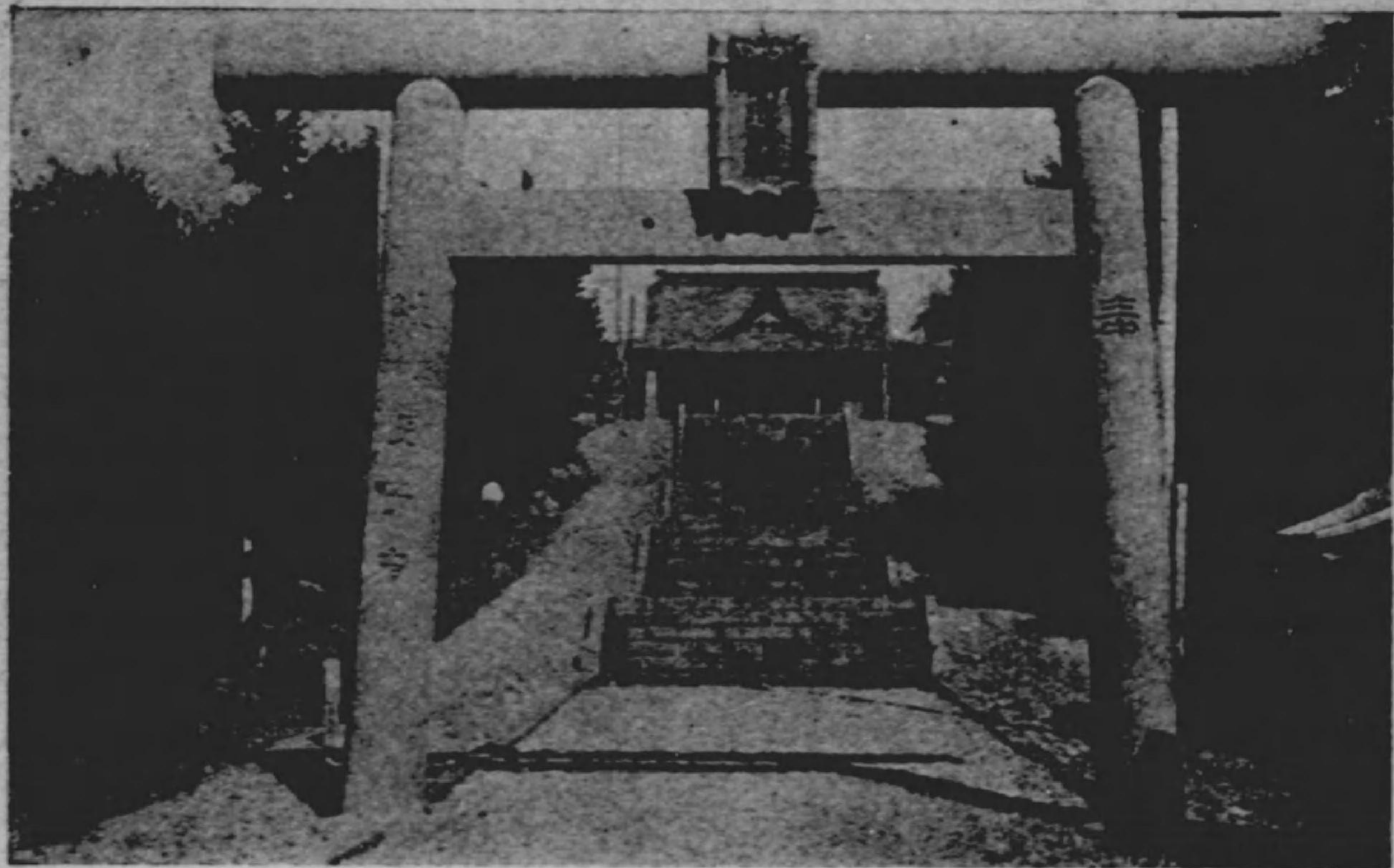
九月二十四日 御發榮 午前八時 東京驛御發車 同 八時十分 橫須賀驛御著車 同 九時二十分 軍艦比叡二御乘艦 同 十時三十分 御出港 九月二十五日 御航海 九月二十六日 室蘭港御入港 午前七時十分 株式會社日本製鋼所室蘭工場へ行幸 午後二時十九分 旭川驛御著車 御親閱場、第七師團司令部、旭川師範學校へ行幸 行在所 旭川借行社 九月二十七日 行在所御出門 午前八時 旭川驛御發車 同 八時十八分 旭川驛御發車 午後四時二十八分 釧路驛御著車 道民奉迎場へ行幸 行在所 釧路男子高等小學校 九月二十八日 行在所御出門 午前八時二十分 御展望所へ行幸 同 八時四十七分 釧路驛御發車 午後零時十分 根室驛御著車 根室公會堂、御展望所、道民奉迎場へ行幸 午後一時五十分 根室驛御發車 同 四時二十六分 釧路驛御著車 行在所還幸 九月二十九日 行在所御出門 午前八時 釧路驛御發車 同 八時四十分 釧路驛御發車 同 十一時三十分 帶廣驛御著車 北海道製糖株式會社帶廣工場、十勝農業學校、御親閱場へ行幸 行在所 明星小學校 九月三十日 行在所御出門 午前十時二十分 帶廣驛御發車 同 十時三十分 帶廣驛御發車 午後零時十六分 大樹驛御著車 北海道拓殖實習場十勝實習場、大樹村拓支部落へ行幸 午後二時四十分 大樹驛御發車 同 四時二十一分 帶廣驛御著車 行在所還幸 十月一日 行在所御出門 午前八時五十分 帶廣驛御發車 午後三時十五分頃 岩見澤北區稻熱病防除藥落附近御停車作 況御覽覽 江別町附近御徐行 同 四時三十分 札幌驛御著車 大本營 北海道帝國大學農學部 十月二日 大本營ニ於カセラレテ大演習御統監 十月三日 由仁統監部ニ於カセラレテ大演習御統監 十月四日 大本營ニ於カセラレテ大演習御統監 (野外御統監御取止) 十月五日 島松統監部ニ於カセラレテ大演習御統監 十月六日 觀兵式、賜饌 午後二時 行在所御出門 北海道臨種畜場へ行幸 同 三時四十二分 行在所還幸 十月七日 行在所還幸

午前八時三十分 行在所御出門 官幣大社札幌神社御參拜、札幌控訴院、北海道廳、北海道林業試驗場へ行幸 午後二時 行在所還幸 十月八日 行在所御出門 午前九時 札幌驛御發車 同 九時五十分 札幌驛御發車 同 九時三十分 琴似驛御著車 北海道工業試驗場、北海道農事試驗場へ行幸 同 十一時十二分 琴似驛御發車 同 十一時二十分 札幌驛御著車 同 十一時二十六分 行在所還幸 午後零時五十八分 行在所御出門 御親閱場、北海道帝國大學へ行幸 同 四時二十三分 行在所還幸 十月九日 行在所御出門 午前九時三十分 札幌驛御發車 同 九時三十七分 札幌驛御發車 同 十時二十分 小樽驛御著車 小樽公會堂、小樽高等商業學校、北海製鐵倉庫株式會社へ行幸 午後一時二十八分 軍艦比叡二御乘艦 同 二時三十分 小樽港御出港 十月十日 行在所御出門 午後零時五十五分 月形村新田、月ヶ岡農事實行組合御著 同 十時十五分 同組合御發新條津村へ向ハヒラル 御使 小出侍從 隨員 北川宮内屬 嚮導官 藤森農林主事 同 永山空知支廳長 午前八時三十五分 函館港御入港 同 九時五十分 函館稅關棧橋御上陸 北海道水産試驗場函館支場、國幣中社函館八幡宮御參拜、津輕要塞司令部、青柳尋常小學校、御親閱場へ行幸 午後二時十五分 御親閱場御發 同 二時五十五分 軍艦比叡二御乘艦 同 四時 函館港御出港 十月十一日 御航海 十月十二日 午前九時三十分 橫須賀軍港御入港 正午 東京驛御著車 還幸

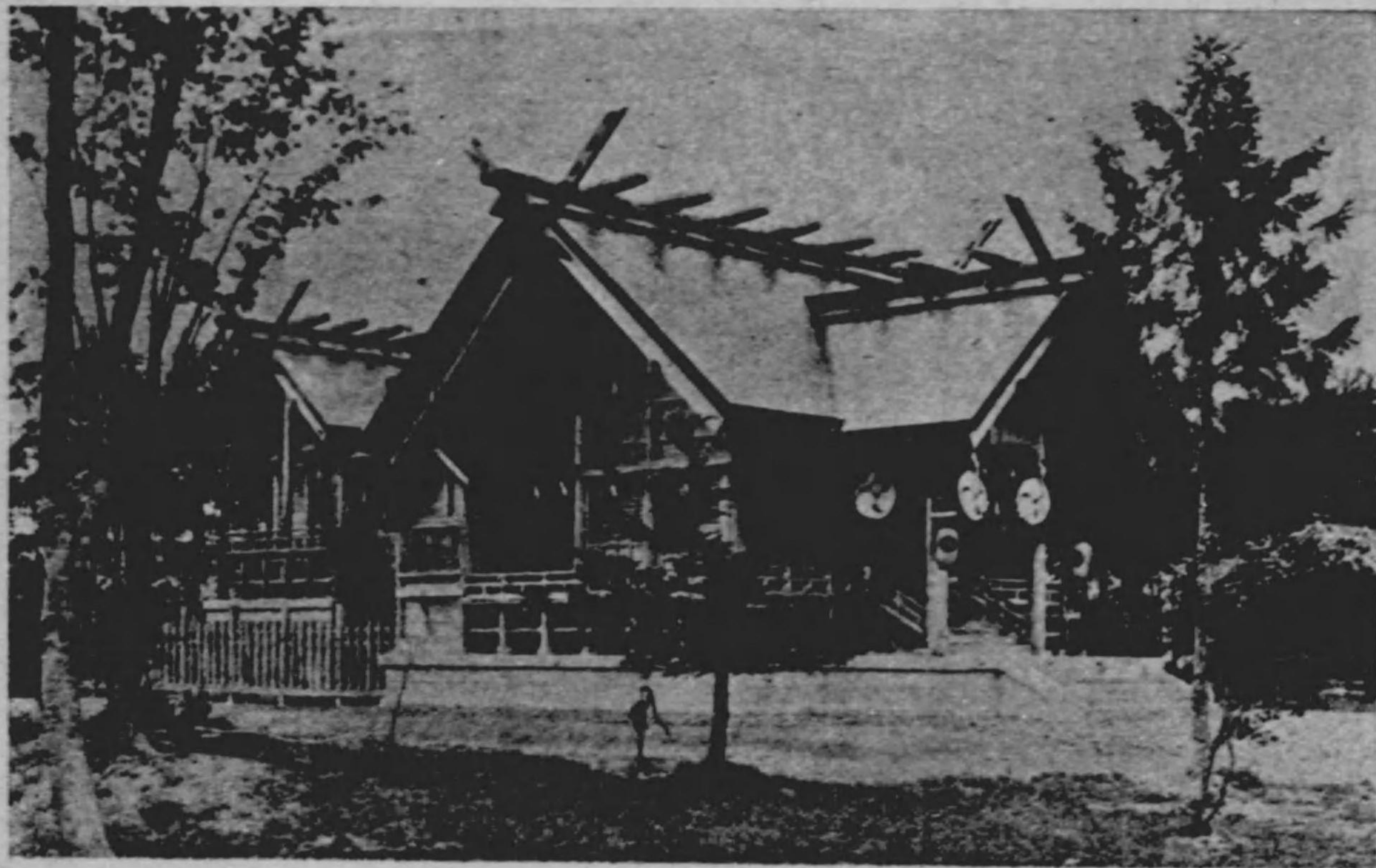
御使御差遣御日程

(空知管内ノ分道廳公報抜萃)

御使 徳大寺侍從 隨員 井權侍從職履 嚮導官 芦野地方農林主事 係員 高井屬 十月三日 午前七時四十分 大本營御發 同 七時四十八分 札幌驛御發 同 九時三十九分 石狩月形驛御著 午前九時五十五分 月形村新田、月ヶ岡農事實行組合御著 同 十時十五分 同組合御發新條津村へ向ハヒラル 御使 小出侍從 隨員 北川宮内屬 嚮導官 藤森農林主事 同 永山空知支廳長 十月二日 係員 高城技手 午前 八時三十分 大本營御發 同 八時四十分 札幌驛御發 同 十時四十三分 深川驛御著 同 十時四十八分 深川土功組合事務所御著 午後 一時十五分 水源地御視察 同 一時三十分 深川驛御發小平藁ニ向ハ



(社 神 成 共 社 村)



(社 神 田 稻)

神社参拜唱歌

- 一、この静宮に鎮まりて
すめらみかどのみさかえを
常磐堅磐に守ります
神のみいつのたふとしや
- 二、おほみたからと名におへる
大和島根の國民を
千代萬代にめぐみます
みたまのふゆのかしこしや
- 三、この大前に額づきて
君と民とにさちあれと
たゞひとすちに祈るなる
わが真心をきこしめせ

(全國神職會制定)

セラル

十月三日

午前 七時四十六分 留萌驛御發
同 十一時二十六分 岩見澤驛御著
同 十一時三十一分 岩見澤尋常高等小學校
御著

午後 十二時五十五分 同校御發

同 一時五十分 岩見澤驛御發遠淺ニ向ハセラル

御使 徳大寺侍從

隨員 佐野宮内屬

嚮導官 吉成農林技師

係員 高井屬

十月四日

午前 八時三十分 大本營御發

同 八時四十分 札幌驛御發

同 九時四十八分 岩見澤驛御著

同 十一時十五分 御展望所御著

同 十一時二十分 同所御發

同 十一時三十分 北海道炭礦汽船株式會社

北海道支店御著、作業所御視察

午後 一時四十分 同御發(自動車)

同 三時五十分 岩見澤驛御著

同 三時五十分 同驛御發

大本營ニ向ハセラル

御使 甘露寺侍從

隨員 青木宮内屬

嚮導官 永山支廳長

係員 阿部農林主事補

十月四日

午前 八時三十分 大本營御發

同 八時四十分 札幌驛御發

同 十一時四十分 瀧川驛御著

同 十一時四十分 道廳種羊場御著

午後 二時 同場御發(自動車)

同 二時五十分 森永煉乳株式會社空知工

場御著

同 三時二十分 同場御發(自動車)

同 三時四十五分 美唄青年學校御著

同 四時十分 同校御發

同 四時十七分 美唄驛御發

大本營ニ向ハセラル

御使 小倉侍從

隨員 高市宮内屬

嚮導官 永山空知支廳長

係員 高井屬

十月五日

午前 八時三十二分 大本營御發

同 八時四十分 岩見澤驛御著

午前 九時五十分 同驛御發(自動車)

同 十時三十分 栗澤村處女會茂世丑支部

御著

同 十時五十分 同支部御發

同 十一時七分 清眞布商業組合御著

同 十一時二十七分 栗澤村役場御著

午後 一時三分 同村展望所御著

村狀御展望、青訓狀況御覽

同 一時十八分 栗澤村青年團蠟波支部

御著

同 一時三十三分 同支部御發

同 二時 岩見澤御著

同 二時七分 同驛御發

大本營ニ向ハセラル

右御日程中雨風激シキ爲多少御豫定變更セラレタリ。

御差遣侍從ノ御氏名

伯爵 甘露寺受長

徳大寺實厚

小出英經

小倉庫次

石黑英彦

道可道

「顯字」北海道廳長官 石黑英彦閣下

「題字」 北海道廳經濟部長 遠山信一郎氏

一國融合

遠山信一郎

一國融合
遠山信一郎

「題字」 北海道廳學務部長 高辻武邦氏

知行一致

我報

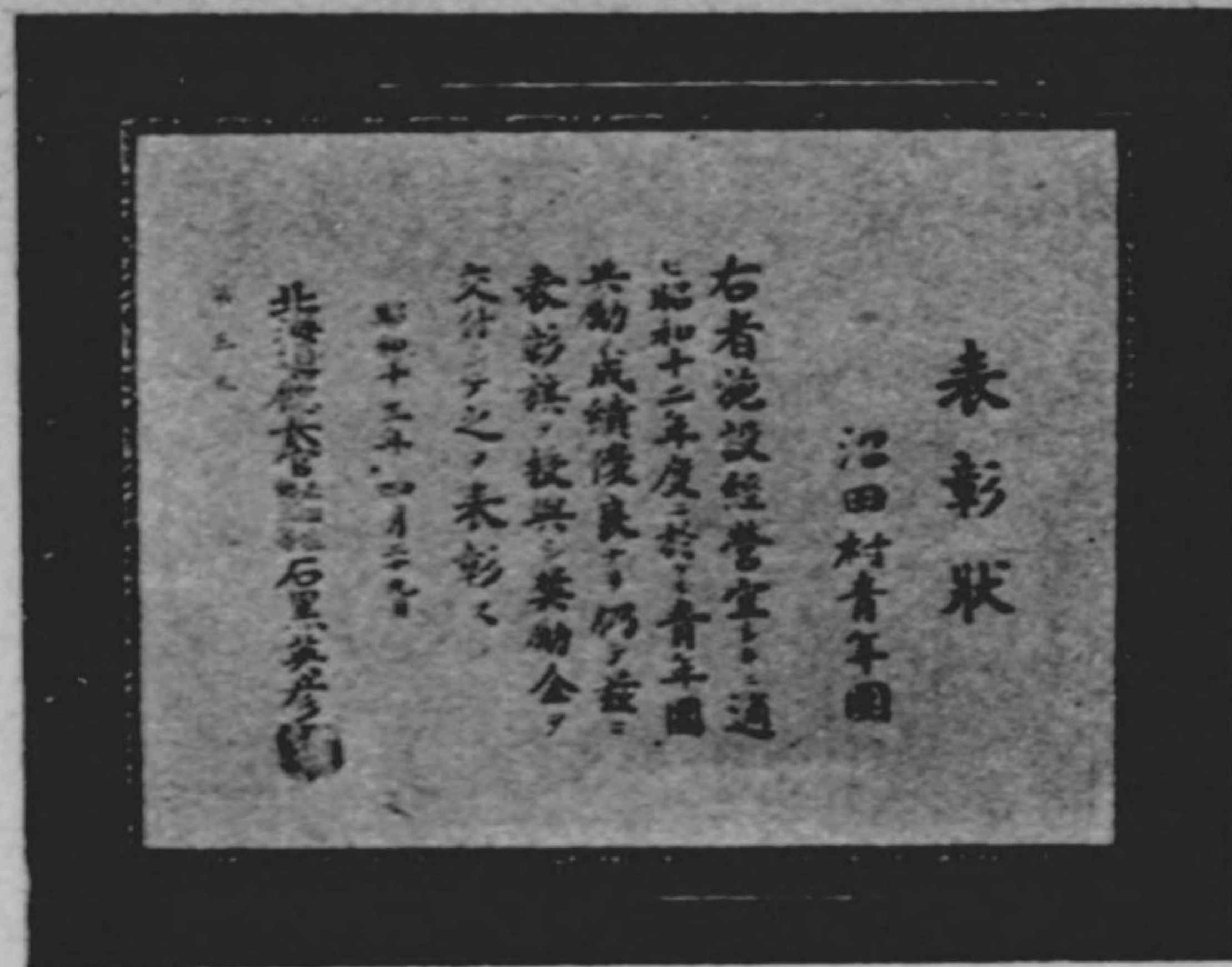
道廳學務部長
高辻武邦氏

「睡字」空知支麻長 永山政能氏

其子以政
其道

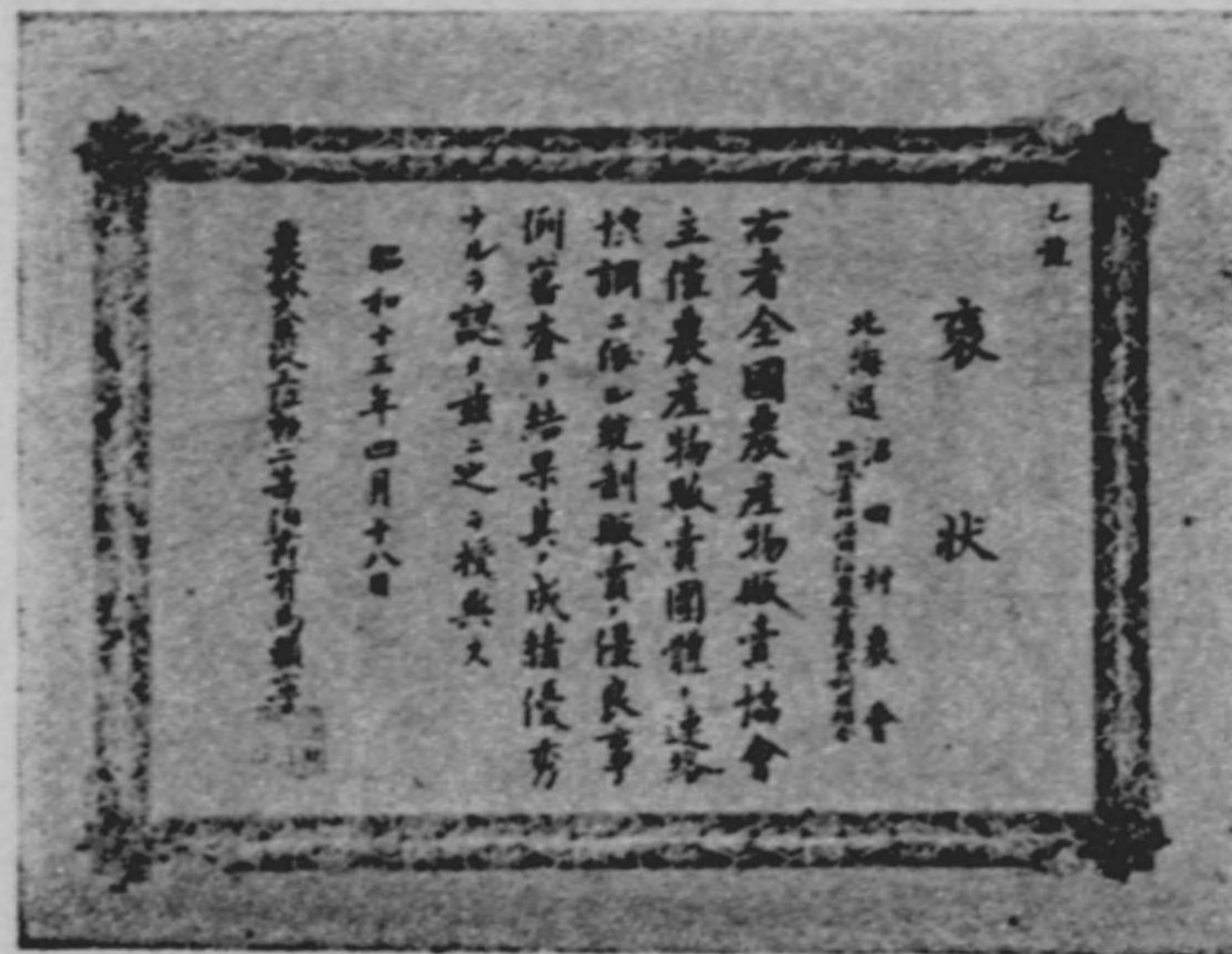
江張書

其子以政
其道



青年團表彰

青年團の中運動青年るあて業事念記体奉旨聖
てつ以を故の良優績成勵共のそてし關に勵共
表彰と狀表彰たけ受を表彰りよ官長廳道海北
るあて旗



農會產組合顯彰

連のと合組業産と會農が會協賣販物産農國全
調を例事たし功成に制統賣販てつ依に調協絡
狀賞りよ會協同てしと良優績成果結の共し查
るぐ掲に茲りよ巨大林農に時同を(略省裁掲)
たれさ與授を狀褒

序

自治體の振興を圖り之を恒常化すべき基調は之を構成する住民の自覺に基く献身と協調とに在る。凡ゆる制度施設經營の實效は之が運営に當るべき人的要素に依存するのである。

郷土の自然と文化の全一的事象の現實の姿を闡明し更に其の由つて來る過去を溫ね聽て來るべき將來の展望を明かならしめることは郷土に對する父祖先人の營々辛苦の跡を顯彰して報恩感謝の念を涵養し一面過去の成敗の因由に反省の眼を開かしめ郷土意識を明徴にして住民の自覺を促す上に實に喫緊の要事である。

殊に本道は其の住民の構成と環境と歴史とに稽へ一層切要なるものがある。即ち道民の多くは郷國を異にする各府縣の寄合世帯であり地方農山村は概ね其の住居は所謂疎居制の下に半歲風雪の裡に閉ざされ隣保自らにして親しみがたきものあり而も開道以來漸く七十年、地と人とを結ぶ情緒と人と人とを結ぶべき紐帶とに未だ惠まれざるものあり渾然たる道民精神の確立を期する爲めには更に一段の努力を拂ふ

の要がある。

況んや本道の開拓は畏くも明治維新の宏謨に發し 明治天皇の優詔に基き爾來明治・大正・昭和の御三代に亘り極りなき叡慮を垂れさせられつゝあるのである。道民としての自覺は當に此に其の淵源の存すべきことを銘記せねばならない。

本書編纂の趣旨とするところは敘上の点に在ることを思ひ衷心より其の完成を祈るものである。而して此の好著をして空しき標榜たらしめざる爲めには一に之が活用に在る。切に指導者の工夫を希望する。

今や數世紀に亘る白人恣意の世界史に一線を劃すべき亞細亞再建の我が民族的聖戰の途上に在つて海陸天與の資源と北門の鎖鑰として帝國北方の生命線を扼し國策上本道の使命愈々其の重大性を加へ道民の自奮自勵を促すの要大なるの秋此の好著に一層の敬意を表するものである。請はるゝまゝに寸感を敘ふる次第である。

昭和十三年十一月

道廳視學 佐々木毅 一

序

民族は歴史を造る。歴史は時代を劃す。時代は民心を支配す。興亡盛衰の變遷する處常に民族の向背を作ふ。織り成す民族の史實は、皆是れ現代文化建設への先人の努力の尊い結晶に外ならない。茲に報恩感謝の念を生ずる。此の報恩感謝の思念は、現代に即して「何を爲し、又何を爲さんか」を考へせしめらるゝに至る。此の意識こそ生存を意義付ける吾人の信條で在らねばならぬ。

翻つて自治体機構の一員として考へさせらるゝ事は、自治振興と謂ふ事の叫ばれて已に久しい事で在り、然して其の方策も農・鑛・商工の如何を問はず種々に考究實施せられつゝあるけれども、一面是れが根幹を爲すものは實に教育に在りと謂ふ事は近代認識の重要なる部門を爲す事で在る。

就中時代に即して目醒めつゝ在る本村青年をして、徒らに奇矯の言論或は輕佻なる思想に煽動せらるゝ事なく、民族的的人生觀に立脚し、穩

健中庸にして質實剛健に、村の中堅たり組織者たり擔當者たらしむべき素質の向上を必要とする事である。

是れが教養充實の教化過程たる準教科書として、且つ又昭和八年樹立の本村經濟更生計劃の物心併進運行上の精神方面指導部門より本村居住者の伴侶として本書を編纂し、以つて各種經營機構と共に生活改善と幸福増進に、併せて全面的に村自治向上の資と爲さんとする處のものは、力内に充實して自ら外に發展する所に眞の力強さが存在するからに外ならない。希くは郷土建設の爲に意義在らしめらるゝを望むや切なり。

本書の編纂に當り、委員長として日夜勞苦を傾注せられたる塩川定君の並々ならぬ推敲と、各種部門擔當の委員諸君の相共に時に或は徹宵して精進せられたる献身的な御努力を併せ記して厚く感謝の意を表す。

昭和十三年十一月

沼田村長 諏訪六七郎

例言

- 一、本書は本村小學校・青年學校・男女青年團の參考讀本たらしむるとともに、一般村民の讀本としても効果あらしめたいとの念願の下に編纂した。
 - 一、本書の目的は各々が先づ自分の村に對し深い認識を持ち、益々融和團結して經濟更生並に産業振興に邁進し、全面的に村自治の向上進展に寄與させやうとするにある。従つてその内容は本村の實情に即して述べ、村民精神の作興に力を注いだのであるが、同時に道民として國民としての強い信念を涵養することにも留意した。
 - 一、本書は本村の地歴・公民・産業・經濟の四方面から記述したが、全体を通じて本書編纂の目的に合致するやうに連絡統一あらしめることに努めた。
 - 一、本書の原稿の多くは今次事變發生以前の執筆であるが、今日の時局より見て事變に對する正しき認識と銃後國民の確固たる決意が何より大切なので、これに關する一篇を最後に附加した。
 - 一、本村は廣大なる地積の中に山岳を隔て、部落をなすところが多く、且つ産業も單一ではないので、従つて人心の融和結合には頗る不利の状態にあるにも拘らず、近年村民の自覺により、各方面に於て更生の機運に向ひつゝあるのは洵に慶賀に堪えないところである。
- 今や各位が益々隣保相扶の精神を發揮し、一円融合以つて理想郷沼田村の建設に邁進せられんとする際、本書の編纂をなし得たるは一同の大なる喜とするところである。

昭和十三年十月

編者誌

村 歌

明ルク生象ヲ以テ ♩=108

1. テキ
2. き
3. イ

シホノアマノ　　レ　イ　ラ　ウ　ケ　ウ
 み　か　み　こ　と　を　　か　し　ニ　ミ　つ　　を
 サ　ヤ　ム　ラ　ビ　ト　　テ　ラ　ト　リ　　テ　　ム

カ　ウ　ノ　カ　ー　ハ　ニ　メ　ク　ー　マ　ー　レ　シ　　子
 ら　の　さ　だ　ー　め　を　し　る　ー　マ　ー　と　レ　　の
 ラ　ノ　ユ　ク　ー　テ　ニ　サ　ク　ー　ア　ー　レ　ト　　ク

村 歌

タケキ　ム　ラ　ラ　ヒ　ラ　キ　ケ　ル　ミ
 ラ　鉄　　商　　の　　な　　リ　　は　　ハ　　に
 ニ　ノ　ユ　フ　　テ　　ニ　　ハ　　エ　　ア　　レ　　ト　　ツ

オ　ヤ　ノ　イ　サ　ラ　　タ　タ　ー　ハ　　ナ　　ン
 ゑ　み　あ　ふ　る　る　　わ　が　　ー　　ぬ　　ま　　ニ
 ト　メ　ハ　ゲ　マ　　　モ　　ロ　　ー　　ト　　モ　　ニ

一、天鹽の山の靈を受け
 雨龍の川に恵まれし
 豊けき村を拓きける
 祖先の功績稱へなん。

二、君が聖訓をかしくみつ
 村の定をしるべとし
 農鑛商の生業に
 希望溢るゝ我が沼田。

三、いざや村人手をとりて
 村の將來に幸あれと
 國の將來に榮あれと
 強め勵まん諸共に。

村民讀本

(目次)

地 歴 科

歴史之部

- 一年代表表……………二
- 二村の誕生……………二
本道の開拓 空知支廳の起り 村の誕生 沼田喜三郎氏略傳
- 三開拓の模様と苦心……………一六
開拓の始まり 入地當時の苦心 當時の交通
(欄外) 委託開墾株式會社 入地者の経路 各部落入地年月日 本村地名の起り
- 四土地拂下げとその後の異動……………三五
大略 開墾會社 炭礦汽船會社 御料地 其他の大地積 團体移住地及び特定地 結論(附)土地民有經過一覽表
(欄外) 本道の移住と土地拂下げの模様 用語解
- 五其の後の發達……………三五
地力の減耗 水田造成の起り 灌漑溝の始まり 土功組合の設立 沼田市街の盛衰變遷 淺野炭山

地理之部

- 一位 置……………四九
- 二面積・人口……………五〇
面積 人口(附)人口動態
- 三地……………五三
山岳 河川・平地
- 四氣 候……………五六
氣温 雨・霜・雪 風
- 五産 業……………六〇
農業 林業 工業 鑛業
- 六交 通……………六四
道路 馬車・馬樞 鐵道 通信
- 七市街・聚落……………六八
沼田市街 淺野炭山及び昭和炭山 純農部落
- 八結び……………七三

公 民 科

一 村……………五

- 自治制度 自治の精神 村 自治權 住民 公民 村の機關 村會 村會議員 村長 村長を補助する機關 村の費用 村に於て取扱ふ租税の種類及名稱 村役場 村の發展
(欄外) 一級町村と二級町村との相異点 村會の職務 村長事務の主なるもの 沼田村役場 村の事務 村の事業

二 神 社……………九〇

- 祭神 神社と國体 祭政一致 神社と國民道德 神社の本義 神社の種類 本村の神社 祭祀 神棚 忠魂碑
(欄外) 神社の種類 神の奉祀せる所 祭祀の行はるる場所 參拜の方式 神棚の祀り方

三 祖先と家……………九八

- 祖先 我が家の歴史 祭祀 墳墓 家 平和な家庭
(欄外) 公祖と私祖 家族制度の將來に就いて

四 宗 教……………一〇一

- 人生問題 理想生活 宗教生活 本村の宗教に就て
(欄外) 佛教 基督教 信教の自由 我が國宗教の種類

五 教 育……………一〇八

- 教育 小學校 青年學校 家庭及社會より受くる影響 自己教育
(欄外) 小學校教育 本村小學校の創立又は開校 青年學校教育 家庭教育上の注意

六 青年の修養……………一一三

- 自覺と意氣と努力 現代の青年 修養の目標 知育 德育 体育 職業 修養の方法
(欄外) デンマークの國力復興 獨逸の物興 男女青年團指導に關する省令 沼田村男女青年團 分團並支部經營上留意すべき点

七 官公衙及び各種團體……………一二一

- 村との關係 官公衙 各種團體表

八 警 備……………一二七

- 消防組 火災豫防組合(自警團)

九 海外移民……………一四〇

- (欄外) 移民の今昔

一〇 保健・衛生・醫療……………一四三

- 意義 生命の三大關所 健康運動事項の勵行 病氣は輕い中に手當 傳染病 個人衛生と公衆衛生 衛生思想
(欄外) 肺結核と腦溢血 適當な運動 兒童衛生

一一 宮尊徳翁と報徳教……………一五三

- 二宮尊徳翁の生立 報徳教 至誠 分度 勤勞

推議 報徳精神と經濟更生
(欄外) 尊徳道話 尊徳子供を教調す

三 生活改善……………一六〇
意義 心の改善 感謝する心 時は金以上 經濟生活の改善 協力一致によつて 一分一錢を有意義に

三 村風作興……………一六六
村風作興の必要 農業地帯 商業地帯 炭礦地帯 結び

四 道民精神……………一七二
道民精神 道民性形成の原因 道民性 道民精神の涵養 道義北海道 聖旨奉体記念事業 村民精神と道民精神との關係

五 我が國……………一八五
國体の精華 立憲政体 帝國憲法(欽定憲法) 國家の大使命 我が國民性の反省 日本精神 その涵養に就いて 國民の覺悟

産業科

農業之部

一 本村農業の概観……………一九三

本村農業と自然 農耕地の分布と面積 主要生産物
(欄外) 農作物作付狀況 家畜家禽普及の狀況

二 現在の農業經營……………一九七
本村に於ける農業經營の組織 農家の經濟 本村農業の缺陷

三 改善の重要点……………二〇一
土地改良
(一)酸性土壤の矯正 (二)心土改良
(三)泥炭地と濕地の改良(客土・排水)
地力の増進
(一)堆肥 (二)綠肥
(欄外) 酸性土壤矯正に用ひられる石炭の種類 所要石灰量の檢定 本村の泥炭地 堆肥増産成績

四 改善の重要点……………二一一
家畜家禽の増殖
(一)乳牛 (二)馬 (三)豚 (四)綿羊
(五)鶏 (六)家畜保險
(欄外) 家畜保險組合の沿革

五 改善の重要点……………二一九
(一)輪作 (二)施肥の合理化 (三)優良品種の普及 (四)病虫害の防除 (五)温床苗代
(欄外) 本村の金肥消費量 本村の主要病虫害

六 改善の重要点……………二一九
經營組織の改善 經營設計と農家簿記 自作農の

創設

七 本村農業の將來……………二二六
(欄外) 農業參考書

八 本村の林業……………二四〇
本村と林業 沿革 林況 施業の概況 本村林業の將來
(欄外) 御料林の管轄 山火の豫防

九 農業團體……………二四八
農會 産業組合 土功組合 畜産組合 農事實行組合 育馬組合 結び

鑛業之部

一 沿革……………二五七
淺野雨龍鑛業所 昭和鑛業所

二 鑛區と炭層……………二六〇
(欄外) 我が國の第三紀層

三 現狀……………二六三
鑛産額 炭質及び用途 石炭の採掘 砂金の採掘 其他
(欄外) 空知炭礦一覽 淺野・昭和炭礦出炭高

四 將來……………二六九
(欄外) 我が國石油消費量 擴張計劃

商工業之部

一 商業之部……………二七三
最近に於ける經濟界の變遷 中・小商業の振興 本村商業の概観
(欄外) 商業の發達 商法の改正 商店法の制定

二 工業之部……………二七八
工業の重要性 工業の發達 中・小工業者の振興 本村の工業
(欄外) オツタワ協定 産業革命

經濟科

一 産業組合……………二八五
意義 本質 機關 産業組合の事業 系統機關 我が國の産業組合 本村の産業組合
(欄外) 沼田産業組合 同組合の内容 沼田信用組合

二 負債整理組合……………二九七
其の精神 利用法
(欄外) 農家負債の原因 負債整理組合の現狀

三 貯蓄心の養成……………二九九
貯蓄の必要 分度生活による貯蓄 節約と貯蓄 天引貯金 貯蓄も生活の中 不時の所得を貯蓄に

借金はあつても貯蓄を 貯蓄は手段

(欄外) 貯蓄の機關 郵便貯金の種類 産業組合貯金の種類 貯金は幼少の頃より 時局と貯蓄報國

四 簿記の記入……………三〇九

簿記の必要 簿記の様式 記入上の注意

(欄外) 本村の農家簿記

五 農村經濟更生計劃……………三二四

農村經濟更生計劃の意義 農村更生運動の起り 經濟更生計劃樹立の順序と方法 經濟更生計劃の内容 經濟更生計劃の實行 農村民の覺悟

附記 農は國の本 時局と農村の使命

(欄外) 村を單位としての計劃 農村更生運動の概況

經濟更生計劃樹立上注意すべき事項

我が村に於ける更生運動の概況

經濟更生特別助成施設

村民の覺悟……………(村歌について)……………三三五

富源豊かな我が村。

何故經濟的困難に陥つたか。

計畫的にせよ。

職業的に自覺せよ。

健康運動への自覺。

理想郷の建設に。

道民として國民として。

事變と銃後國民の覺悟

一 何故の支那事變……………三三一

八紘一字の大理想 支那の排日 支那共產黨の抗日 暴虐行爲の累積 我が國の決意

二 事變一周年を顧みて……………三三七

一周年記念に勅語を賜ふ 驚異的戰績 抗日蔣政權と帝國政府の所信 長期戦と長期建設

三 銃後國民の決意……………三四四

國民精神總動員 思想戦と日本精神 經濟戦に對する心構へ 銃後後援の強化持續 國家總動員法

附錄……………三七一

一、唱歌

北海道青年團歌。

空知聯合青年團歌。

女子青年團歌。

我等が愛する北海道。

在郷軍人會歌。

日本消防歌。

農會歌。

農村更生歌。

日本鑛夫の歌。

産業組合歌。

二、メートル法換算表。

三、沼田村圖。

|| 目次終 ||

地 歴 科

歴史之部 地理之部

歴史之部

一、年代表

沼田村年代表

明治					代時
治					號年
五	四	三	二	一	年
<ul style="list-style-type: none"> ○天皇 京濱鐵道開業式ニ親臨シ給フ ○學制ヲ施ク(八月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○藩ヲ廢シ縣ヲ置ク ○清國トノ修好條約成ル ○岩倉具視等ヲ歐米ニ派遣 ○琉球ノ民臺灣ニ漂着生蕃ニ殺サル 	<ul style="list-style-type: none"> ○公使ヲ主ナル條約國ニ駐在セシム 	<ul style="list-style-type: none"> ○再ビ東京ニ行幸シ給フ ○維新ノ戰亂ヲサマル(五月) ○大阪令ニナラヒテ官制ヲ改ム 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥羽伏見ノ戰(一月) ○年號ヲ明治ト改メ一世ノ制ヲ定メ給フ ○五ヶ條ノ御誓文ヲ宣シ給フ(三月) ○十月東京ニ行幸十二月還幸シ給フ 	國
<ul style="list-style-type: none"> ○札幌一函館道路開鑿 ○支廳開設(札幌ハ本廳) 	<ul style="list-style-type: none"> ○開拓使ヲ札幌ニ置ク ○札幌神社官幣小社ニ列ス ○黒田清隆米人ケブロン氏同伴歸朝 ○ケブロン氏開拓使顧問トナル(八月) ○開拓使十年計劃樹立 	<ul style="list-style-type: none"> ○小樽ニ開拓使假廳ヲ設ク ○黒田清隆開拓使次官トナル(五月) ○黒田次官米國ニ洋行 	<ul style="list-style-type: none"> ○開拓使廳設置 ○箱館ヲ函館ト改ム ○蝦夷ヲ北海道ト改稱シ十一ヶ國八十六郡トス ○札幌市街經營島氏之ニ當ル 	<ul style="list-style-type: none"> ○松前十四代修廣藩籍奉還 ○箱館ヲ置キ修廣知事トナル ○蝦夷地開拓ノ規模ヲ假定ス 	道
					史
					村
					項
					史
					長村長戸
					長廳支
					官長
次田黒)	禧通世久東		直正		

代 時 村 龍 北 上

大 正								
九	八	七	六	五	四	三	二	一
	○ドイツノ平和條約成ル(六月)		○ロシア帝政亡ビテ共和制トナル		○即位ノ禮ヲ舉ゲ給フ	○昭憲皇太后崩ジ給フ(四月十一日) ○歐洲大戦起ル(七月) ○ドイツノ戰ヲ宣シ給フ(八月)		
○第一回國勢調査(本道二三五九、一八三 ○釧路區トナル ○尼港事件ニテ我が軍隊小隊ヨリ出動	○開道五十年記念博覽會開催	○室蘭區トナル ○北海道帝國大學設置 ○第七師團駐屯中シベリヤ事變起リ參加		○鐵道一千哩記念祝賀會開催		○旭川區トナル	○本道大凶作	
○第一回國勢調査(戸數一、二二五 ○人口六、六一九 ○帝國林野局沼田駐在所設置(一月)	○戸長制ヲ廢シ二級町村制施行(四月一日) ○國產煤組合併認可(五月) ○農林省特別教授場全編 ○龍水常小學校設置 ○沼田木材株式會社創立 ○沼田市街電話開通(七月)	○共成信用購買販賣組合設立認可(二月) ○沼田村ノ一部ヲ編入内村ノ一部トシテ分村(四月一日) ○沼田土功組合區域造田セラル ○沼田信用組合設立認可 ○上北信用購買販賣組合設立認可(八月) ○前電燈架設(一月) ○沼田市街電燈點滅(四月) ○帝國製菓工場設置	○眞宗大德寺建立(六月)	○久保煉瓦工場設置	○奥御料特別教授場設立(五月)(淺野小學校) ○沼田小學校ニ高等科併置 ○共成小學校ニ農業補習學校附設 ○奔龍尋常小學校開校	○龍水橋架設 ○沼田土功組合創立 ○自轉車二台入り シモ現今ノ自動車ヨリモ珍ラシ	○北龍村ヨリ本村ヲ上北龍村トシテ分村 ○戸長役場設置(四月一日) ○沼田農會設立(四月) ○淺野(幌新三部)入地	

前原 松 恒 藤 齋 和 謙 訪 一 郎
 場 馬 彰 田 増 藏 貞
 信 井 笠 一 孫 依 道 弘 保 久 西 郎 九 純 村 中 一 山 之 次 内

代 時 村 明

大 正								
元	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	
○大正天皇踐祚シ給フ(七月三十日)	○清國亡ビ支那共和國起ル ○明治天皇崩ジ給フ(七月三十日)		○韓國併合條約成ル(八月)		○戊申詔書御下賜(十月十三日)	○再ビ韓國ト協約ヲ結ブ ○ロシアトノ協約成ル	○鐵道國有法公布	○旅順要塞陥落(一月) ○日本海々戰(五月二十七日、八日) ○露國トノ講和條約成ル(九月) ○奉天占領(三月) ○韓國トノ協約成ル(十一月)
		○小樽高等商業學校創立	○皇太子殿下 本道行啓(七月)	○本道人口一五三八、七三八 (第一期拓殖計劃樹立)	○旭川—釧路間ノ鐵道開通	○札幌農學校帝國大學トナル		○正見寺說教所建立 ○澤田仁太郎氏中越ニ移住 ○大德寺高台ニ建ツ
		○天理教高台說教所設置(九月)	○巡査部長派出所設置(六月)	○留萌鐵道開通(十一月) ○沼田市街言 戸ニ及ブ ○沼田尋常小學校開校(九月) ○(高台教育所ヲ移シテ) ○幌新尋常小學校開校 ○龍山尋常小學校創立 ○沼田郵便局北龍ヨリ移轉(十一月)	○多度志—沼田間道路開鑿	○幌新太刀別御料林ニ小作牧容 ○沼田三郎氏ボンニダシベツ川ヨリ引水三 ○百町歩造田 ○眞宗高台寺建立 ○沼田街形 ○成鐵道起工(沼田市街) ○眞布及幌新ニ入地		○白探眞布教育所創立(眞布小學校) ○共成小學校創立(東豫、東龍兩教育所合 同)(九月) ○沼田巡査駐在所設置(十月)

見 稻 長 正 口 山 吉 傳 橋 高 寬
 三 健 原 石 醇 島 河 賢

昭和						
大	正	昭	和	元	二	三
一〇 ○皇太子殿下歐洲御遊ノ途ニツキ給フ (三月)九月カヘリ給フ ○ワシントン會議開カル(十一月) ○皇太子攝政ニ任ジ給フ(十一月廿五日)	〇ワシントン會議終ル(十一月)	〇關東大震災(九月一日) ○國民精神作興ニ關スル詔書ヲ下シ給フ	〇ロシヤトノ修好條約成ル(一月)	一五 ○大正天皇崩ジ給フ(十二月廿五日) ○今上天皇踐祚シ給フ	〇先帝ノ御大葬ノ儀ヲ舉ゲ給フ (二月)	〇即位ノ禮ヲ舉ゲ給フ(十一月十日) ○大嘗祭ヲ舉ゲ給フ(十一月十四日)
〇攝政宮殿下本道行啓 ○區制ヲ廢シ市トナル ○本道各地水害	○本道一樺太連絡航路運航ス ○戸長役場廢止	〇第二回國勢調査 本道 二四九八、六七九	〇第二期拓殖計劃成立	〇第七師團濟南ニ出動 ○札幌放送局開始 ○普通選舉法ニヨル第一回道會議員選舉	〇第三期國勢調査 本道人口 二八一二、三三五	〇拓殖博覽會ヲ札幌、小樽ニ開催
〇共成小學校ニ高等科併置	○沼田村ト改稱(四月一日) ○沼田登記所開設(十一月) ○共成神社落成式(十一月)	○嶺新部落ニ猛熊現レ慘虐ヲ極ム	○奉仕 ○翔龍橋架設 ○沼田尋常高等小學校類焼(四月)現在地ニ再築 ○藤澤土功組合設立	○沼田市街ニ貨物自動車開業(七月中西伊三八氏經營二台) ○共成神社社ニ列セラル ○昭和炭鑛着手	○沼田北線起工 ○北建沼田詰所設立 ○田島氏今井農場ヨリ一〇町歩ノ未開地ヲ譲リ受ケ造田完成(田島農場) ○沼田市街ニ乘合自動車開業(八月石田政雄氏經營一合)	○昭和三八氏經營二台) ○共成神社社ニ列セラル ○昭和炭鑛着手
孫造	山田	且	小林三郎	齋藤	藤	益
義也	田中	修	額綱三	甲斐	正顯	今井延
一	宮尾	治	土岐	平嘉	中川	澤田

昭和						
四	五	六	七	八	九	一〇
〇ロンドン海軍條約成ル ○普選第二回衆議院議員選舉	〇滿洲事變勃發	〇滿洲國承認 ○滿洲國ト議定書ヲ結ブ	〇國際聯盟退通告 ○國際聯盟離脱ニ關スル詔書下ル (三月十七日)	〇軍縮會議退(一月) ○日獨防共協定成立(十一月二十五日)	〇第四回國勢調査 本道人口 三〇六八、二八二	〇第二期拓殖計畫改訂案樹立
〇第三期國勢調査 本道人口 二八一二、三三五	〇拓殖博覽會ヲ札幌、小樽ニ開催	○第七師團服部部隊滿洲へ出動 ○浦河・河西兩支廳、日高・十勝支廳ト改稱	○帶廣市トナル(現在一四支廳、七市二六五町村) ○札幌飛行場竣工式舉行 ○旭川放送局開設	○函館市大風火災	○本道ニテ特別大演習舉行(十月) ○地方行幸	○第四回國勢調査 本道人口 一〇、五四二
○淺野昭和兩炭鑛採炭事業開始 ○龍水橋架橋 ○鷹沼橋架設(十一月)	○沼田北線中德富マデ開通(十月) ○龍村界ヨリ龍水橋マデノ道路改善工事(救濟事業) ○淺野炭山郵便局開設(十二月) ○眞宗高台寺全焼 ○凶作	○沼田神社無格社認可(十一月) ○沼田村役場新築落成(十一月) ○尋常小學校改築落成(十一月) ○小學校改築落成(十一月) ○計畫樹立村ニ指定サル	○奥御料尋常小學校高等科併置 ○奥御料小學校改築落成(十一月) ○龍山小學校改築落成(十一月) ○昭和山小學校科併置 ○河川監視詰所設置(五月)	○札沼北線浦白マデ延長 ○凶作 ○共成校奉置所落成	○第四回國勢調査本村人口一〇、五四二 ○凶作 ○札沼線全通(十月) ○町村組合病院加入	○淺野龍水奉置所落成 ○沼田神社拜殿造替 ○行幸道路奉仕青年團員派遣 ○全村負債整理組合設置 ○地方行幸御親臨陸軍特別大演習
藤澤辰次郎	藤喜寬	中井正猪	村上上	村上上	守屋	佐藤
池田	近藤	中井	村上	守屋	佐藤	池田

沼 田 村 時 代							
昭 和				昭 和			
一 九	一 八	一 七	一 六	一 五	一 四	一 三	一 二
							○支那事變（七月七日盧溝橋事件ヲ以テ始マル） ○日獨防共協定ニ伊國加入ス
							○北海道博覽會ヲ小樽市ニ開催
							○経産省生特助成定村トシテ農林省ヨリ調査官來村（二月） ○特別成定村ニ指定 ○軍馬購買法施行期滿定期種牡馬検査地ニ指定セラル ○沼田・共成・浪野・黒布各校増築 ○上北鐵道合ヲ沼田ト名稱變更二十年記念式舉行（六月）
郎							
山 政 能							
清 石 英 彦							

二、村の誕生

蝦夷地探險及び測量

近藤重藏

寛政十年開拓道路を十勝平原に開き、次いで國後・樺捉に度々渡島して漁場を開き、土人をなづけた。彼はロシアの國標を倒して、大日本憲登呂府の標柱を建て、國威を發揚した。
文化四年天鹽石狩を縦斷南下して、石狩川沿岸の沃野に禦所を建設し、四方に大路を開通すべしと唱へた。

本道の開拓 今から約四百八十年前、松前藩主の祖武田信廣氏が若狹の國（現在の福井縣）から來て、蝦夷地を統一してから漸次本道の模様がはつきりして來た。徳川時代の終り頃ロシアが本道をうかがつて露骨な行動をとり、遂に近藤重藏・高田屋嘉兵衛等の活躍となつた。當時の人々の國を思ふ至誠が天に通じてか、無事に國難を切りぬける事が出來た。

明治二年七月開拓使を置き蝦夷地を改めて北海道と稱するやうになつてからは、未開の地であつた本道も日本の寶庫として、且つ國防上重要な地として認められるやうになつた。拓殖の基礎は長官黒田清隆開拓顧問ケブロン等の卓見と熱意とによつて打ち据ゑられ、その後官民の努力

高田屋嘉兵衛

近藤重藏の命を受け、國後から樺捉への航路を開いた。後露艦に捕へられたが、豪膽な彼は神色自若として彼等の威嚇に屈しなかつた。

伊能忠敬と

間宮林藏

忠敬は函館から根室までの東蝦夷地を、林藏は西蝦夷地を實測して全島地圖を完成した。

尚林藏は樺太探險家として有名である。

本道開拓功勞者

黒田清隆と

ケブロン

黒田清隆は初め開拓使長官東久世通禧の次官として來道し、如何にしてロシアの北方壓迫に處すべきか、如何にして本道富源の開發に處すべきかの二点について苦心し、屢々政府に建言したが、今や行詰つた開拓使の建直しに當つては、開拓の知識にすぐれた人を歐米に求むるより外なしと主張し、勅許を得て明治三年渡米し、グランド大統領の好意によつて、農務局長ホラシ・ケブロンを招聘して歸朝した。彼は七年長官に昇進したが、ケブロン以下の外國技師團を用ひて、萬般の施設に盡瘁した。

により急速に開拓され、僅か七十年(昭和十二年は明治七十年にあたる)の間に今日の進歩を見たのである。

明治十五年に開拓使を廢し函館・札幌・根室の三縣が置かれたが、同十九年これを廢し北海道廳を置き拓殖事業の根本を定め、殖民地の選定に着手してから移民渡來の風を作り、一方屯田兵村を増加すると相俟つて多數の村落が造られるやうになつた。この頃空知・上川間の道路が貫通したのであるが當時の移民は双手を舉げて喜んだ。

空知支廳の起り

明治二十三年札幌外五郡役所を分けて空知・夕張郡役所を市來知村(現在の三笠山村の一部)に設け樺戸・雨龍・上川郡役所を月形村(明治十三年から大正八年まで監獄があつたので早く開けた)に置いたが二十九年六月之れを併合して夕張・空知・雨龍・上川・樺戸郡役所が岩見澤に設けられた。越えて三十年七月上川郡及び空知郡の中、上

富良野・下富良野村を割き、其の他を空知外三郡の下に入れて空知支廳が出来たのである。

村の誕生

本村は明治二十三年一月四日道廳令で設置された新十津川村の中に屬してゐたが、同三十年七月十五日新十津川村から雨龍村が分れ同三十二年六月十日雨龍村から北龍村が分れ、更に大正三年四月一日北龍村から上北龍村として分村し、此所に始めて戸長役場が設けられ我が村の誕生となつたのである。同七年四月一日現在の幌加内村の雨龍川右岸を分村し、大正八年四月一日戸長制を廢し二級町村制を施行されたのである。



「分村沿革圖」

ケブロンは六十の老齢であつたが、黒田次官の懇望により日本帝國の未開の地本道を理想の新開地として建設せんと、四年八月から八年五月まで、該博な知識を傾けて惜しまなかつた。

ケブロンは札幌の首都たるべきことや、天然資源の調査とその開發方法、米國式移民法の急設、各種試験所の設置その他教育交通等多方面より觀察し、拓殖の將來に對し多くの忠言を残して歸國した。(札幌市大通には黒田長官の銅像がある。)

現在沼田村と稱するのは北龍村とあやまりを生ずるところが往々あつた爲で、大正十一年四月一日から、地名をとつて村名としたのである。(この地名は沼田氏の姓から起つてゐる)

沼田喜三郎氏略傳



沼田喜三郎氏

氏は天保五年三月六日富山縣西礪波郡津澤町大字新西島村に甚三郎氏三男として出生。二十三才の時、志を立て、東上せるも二十六才の折歸村。偶々本道開拓の有望なるに着眼し、明治十五年四十九才にして單身渡島、當時三千戸位の小樽に水車精米業を始め苦心の結果同二十四年共成株式會社を創設し、是本道での株式會社設立の始めであらう。

明治二十六年當地方開墾の急務なるを悟り、斷然同社長を辭し、本村委託開墾株式會社を經營し、粗衣粗食に甘んじ

大自然と闘ひながら、自ら鋤を振つて移民を鼓舞激勵し開墾事業に没頭し、一方亞麻栽培の有利なことを勧め、明治二十九年雨龍製線所を設け、又水田造成に大いに努め、更に沼田市街に製材工場を起し、轉じて小樽に製油株式會社、北見の中頓別に水力製材工場、天鹽の美深に製材工場の設立等本村は勿論本道各地の實業界に貢献せられたる功績は枚舉に遑がない。

氏は又公益事業に寄與せられたことも頗る多く、沼田驛敷地及び線路土採場として五千坪、市街道路地として六町三反餘、殖民道路として五千四百坪、其他神社敷地(舊神社)校舎敷地(元)等を寄附され、高台寺を建立して之に五町歩の維持費を附し、沼田校の校舎及住宅建設にも多大の寄附をせられた。

氏は大正十二年十二月九十才にして他界された。

明治三十四年高台に大地積の貸付を受け造林製材の傍ら小作五十戸を移住させ農耕と植樹を行った。

三、開拓の模様と苦心

一六

委託開墾株式會社

設立 明治二十六年四月
目的 大谷光瑩伯名義にて貸下げられたる土地を開墾すること
地積 一千餘万坪（三千三、四百町歩）
區域 美葉牛川以東の北龍村農耕地（惠比島を除く）の大部・藤澤・原野・達布・高台一部・奔一・二・三部・中越・中島
資本 金十萬圓
社長 沼田喜三郎氏
重役 井尻靜藏、笠松千太郎、京坂與三太郎、佐々木靜二の諸氏
経過 經營の宜しきと、小作人の努力により、十年間に所期の開墾を遂げ土地の附與を受く。こ

開拓の始まり 雨龍郡開拓の基は、三條實美公等の農場經營の計劃に始まるのである。公は夙に本道開拓の急務を認め、自らその事業を經營しやうと同志を集めて、華族組合（三條公・蜂須賀菊亭兩侯・大谷伯・戸田秋元・渡邊三子爵）を設け、明治二十二年十二月、雨龍郡に山林原野合せて一億五千万坪の貸付を受けた。

そして、米國式農法にもとづき、農牧業の共同經營をして開墾の模範を示さうとされたが、不幸にも三條公の薨去に遭ひ、茲に一頓挫を來し、遂に明治二十六年三月組合を解き一部は政府に返し、其の他は個々に分けて獨立農場を造つた。（獨立農場の過半は解放になり、現在残つてゐるのは蜂須賀・戸田の二農場だけである。）そこで、富山縣人沼田喜三

ここに於て、北龍村の分は大谷家に提供し、沼田村の分は會社の所有とし、然して會社の所有に對しては、之れを株主・小作人・其他一般希望者に賣却して處分す。
解散 明治三十七年

入地者の經路

本村の草分けは、二十七年開墾會社の募集に應じ、北陸地方から其の小作人として入地した人達で、住み馴れた故郷を後に、小蒸汽に揺られながら、不安と希望の幾日かを過して、小樽に上陸した。

郎氏は、大谷光瑩伯の名義で、現在の北龍村・沼田村區域に、一千餘万坪の貸下げを受け、委託開墾株式會社を組織し、氏が社長となつて専ら力を盡し、明治二十七年に郷里から十八戸を移住せしめ、本村では達布原野へ入地せしめた。之れが本村開拓の始めである。

之れに續いて、東豫團體の移住、それに稍や遅れて、炭礦汽船會社の山林伐採による入地、其の後更に御料地貸付による移住等により、漸次開發せられたものである。（移住と土地拂下げの模様、入地者の經路、入地當時の苦心等参照）

入地當時の苦心

本村の開拓以前は、今の原野の諸部落や奔一・二部中には、茫漠たる曠野になつてゐるところがあつて、笹や萱などが繁茂し、又各部落に点在する泥炭濕地は葦アイノワラ（俗稱）等に覆はれてゐた。然し巨木鬱蒼たる密林地帯も亦少からず、山手地帯に入地するに従つて熊笹

それから空知太(今の瀧川の先)まで鐵道によつたのであるが、列車は今日の客車と異り、無蓋台車のやうなものであつた。途中列車から見ると、堅雪の上に無数の人が立並んでゐるのに驚いた。後で聞いたそれはみんな木の株であつた。そこからは徒歩で瀧川に出て、新十津川(菊水町邊)に渡り、やつと出来たばかりの道を歩いて、今の雨龍村を通り、熊見坂邊(和・追分間の山道にある)まで來ると、その道は増毛の方へ曲つてゐて、そこからは道は無かつた。笹や萱を分けながら惠岱別川に出で、これを渡渉し當時この川の附近にあつた培本社事務所(吉植庄一郎氏經營農場)で一休みをした。それから今の板谷農場事務所の前を過ぎ背の高い葦原を分けながら古作・口美葉牛を横切つて、やうやく開墾會社所在

地の北龍に辿り着いた。

そこで一旦落付いてから、附近の開墾地に配置されたのであるが、沼田村への最初の入地者は二十七年四月二十日頃北龍本願寺に堅雪を歩いて着し雪を掘つて穴を作りその上に木の枝、皮等をかぶせて生活し融雪と共にそこに堀立小屋を作つて移り、その年は達布、中原野へ數戸通ひ作りをしたのであるが翌年からそこに定住した。

熊見坂から北龍までの道は廿九年開通し、其の後の移住者はよほど樂になつた。三十一年空知太から旭川までの鐵道が開通したので、その後の移住者は妹背牛で下車し、初め雨龍を廻つて北龍に着いたのであるが、後和を通るやうになり、更に秩父別村を通つて、直に北龍の渡船場に到着するやうになつた。

會社創立者の沼田氏が初め



の根が深くなつてゐた。最初入地した人達は、この笹や萱をかき分け、所々で樹によち登つて見ては、方向を定めて進むのであるが、目的地に達するだけでも容易ではなかつた。中には途中で日が暮れて露營したが、水の所在がわからないうゝめ飯を炊くことも出来ず、生米を食へて飢を凌いだ人達さへあつた。

開墾地が定まると、先づ其處へ拜み小屋を建てた。拜み小屋は丸太を組み合せて造つた堀立で、笹か草で葺いた屋根だけで出来てゐる小屋である。その中には干草を敷きひろげ、その上に藁を敷き、入口には戸の代りに藁を吊した。これ等の藁は、移住の際荷造りに使用したものである。小屋の中で焚火をするので、棟に小穴を開け煙出しとした。夜になるとやつと家族の顔が判る位のカンテラをとぼして、一日の勞を慰めあつた。このカンテラのことを小とぼ

しともいひ、石油は一年に二升位しか要らないものであつた。

拜み小屋は、當座の雨露を凌ぐために造つたものであるから、漸次建て替へられたが、それとても多くは十坪内外、高さ七尺位のもので、屋根も圍も笹や葦で、床立板にはタモの割枝等を用ひるやうになつたが、入口に藁を用ひたことは、拜み小屋と變りはない。

開墾は、所によつて一様ではない。今の原野には、當時會社直營の所があつて、馬や進んだ農具を使用し、大農式の經營を行つた所もあるが、一般の農家は鎌や鍬だけであつた。樹の無い所は、笹や萱

て視察に来たのは、二十四五年頃であるが、そのときは途中から雨龍川に出て、丸木舟（大きな木をくつて造つたもの）で北龍に到着したとのことである。

又東嶽団体の移住は、これより稍遅れて二十八年、伊豫東部の人宮崎春次氏は、同郷から移住の志ある者三十五戸を募り、氏自ら団体長となり、同年五月小樽に上陸しそれから空知太まで鐵道の便によつたことは、開墾會社の移民と變りはないが、こゝからは國道を通つて、音江村に入り、原渡（須磨内沖里河間にある）を経て、深川芽生なる知人、農學士山室朝行氏の下に落付いた。こゝで氏の指導により、農業を営み、食料を貯ふること二ヶ年、二十九年晩秋準備の爲め北龍に来て、開墾會社から道案内者を借り苦心慘愴して今の東嶽に辿り

着き、拜み小屋を建て、歸つた。翌三十年三月、堅雪の上を荷物を運んで、一巳村五丁目それから多度志村を経て入地し、現在の東嶽部落を作つた。之が本村に於ける部落としての最初のものであらう。

これより先二十九年、開墾會社の手により、藤澤に加賀團体を移し、翌三十年奔部部落にも同團体を入地せしめた。三十三年には安達、中島の移住があり、それから稍遅れて炭礦汽船會社所有地の入地も始つて、各方面に部落が出来た。

各部落入地年月日

原野	明治二十七年
達布	同二十七年
藤澤	同二十九年
東豫	同三十年三月
高台	同三十年
奔同	同三十年四月
中島	同三十一年三月

を刈り取り、それを焼いてから稻黍・藁・蕎麥などをばら撒きにし、それから唐鍬で地面を叩いて、種を沈めるのである。こんな風に二三年作つてから、本格的に手耕や馬耕によつて、普通作物に移るのである。森林地帯になると、伐木が第一の仕事である。中には直徑四五尺を越えたものもあつて、一本片付けるのに一日要することもあつた。木のこみ合つてゐる所では何十本にも切れ目を入れて、一度に將棋倒しにすることもあるが、このときは物凄かつたさうだ。伐木は多く冬の仕事で、小屋掛けや薪炭材に取つた残りの大部分は、焼き棄てるのであるが、特に夜間、皚々たる雪中に炎々と天をこがすばかりに燃える様は實に壯觀な眺めをつくつた。春先その燃え残りを片付けてから、樹の株の間を縫つて、唐鍬で整地をしたり、ばら撒きをしたりしたのであつた。新地を耕すのは特に骨の折れるもので、一人で一

日二畝位も仕上げるには、容易でなかつた。かうして折角蒔付けた作物も、初めの中は、出来過ぎと空氣の流通が悪いため倒れることが多く、その上縞鼠が荒し廻つて、食料として期待してゐた物も、殆ど收穫の無かつた所もあつた。然し二三年たつて、普通作物を蒔付けるやうになつてからは流石に地味が肥沃なので無肥料でも良く稔り、小豆等反當五六俵・藁・藁等も重り合つて稔り、鎌を投げて落ちない位であつた。

當時の食物は麥・稻黍・粟・小豆・蕎麥・玉蜀黍・五升芋・南瓜等でそれをいろ／＼工夫して、飯にしたり、鹽と味噌で味付けをしておかずにもするといふ風であつた。

衣類は郷里から持參して來たものを手入れし改造し、刺したり縫いだりして間に合はせた。足袋・シャツ・股引の類も一切手製で、足袋などは念入りに刺したものである。冬

奔	仁	同	三十二年三月		
安	達	同	三十三年		
ウツ	カ	同	三十五年四月		
不知	火	同	三十五年四月		
豊	志	内	同	三十五年	
ヌツ	ブ	同	同	三十五年	
奔	々	同	同	三十六年	
中	越	同	同	三十八年	
沼	田	市	街	同	三十九年
眞	布	同	同	三十九年	
幌	新	同	同	三十九年九月	
淺	野	同	同	大正三年	
昭	和	同	同	昭和三年	

本村地名の起り

- 一、雨龍郡—ウリロツブ（雨の川の義）
- 二、沼田村—開拓者の姓
- 三、高台—丘の土地の義
- 四、奔々—（奔は小さな義、々は二つは支流の義）
- 五、オイダの邊—（中野に奔の右の邊に大枝の邊）
- 六、安達—安達農地
- 七、中越—（中野人の開拓人地より起る）
- 八、共成—（七郎が協力するの意）
- 九、中島—（初め中島であるのでかゝる名づく）
- 一〇、東豫—（伊豫の東部地方開拓者）
- 一一、ボンニタシベツ—（ボン（小さい）ニタシ（大きな）ベツ（沼）に樹の主）
- 一二、パンケホロマツブ—（沼地に樹の主、野地を流る川、パンケ（下）マツブ（川）下の六野）
- 一三、ウツカヤオマナイ—（沼地に樹の主、野地を流る川、ウツカ（下）マナイ（川））
- 一四、不知火—（九州人が開墾したはなしに不知火といふ）

の外出には、モンペーにつまごを履き、ネルの布を三角にしたもので頭を包み、赤毛布にくるまつて歩いたものである。斯うした生活が六七年續いて、三十五六年頃からは、作付反別も漸次多くなり、收穫物も賣ることが出来るまでになつて來た。それを喜び勇んで今の北龍の市街に脊負つて行き、又深川迄駄馬に積んで出て、それを金に替へ、さし追つた必需品や、僅かばりの米をも購ふやうになつた。それとても、玉蜀黍の引割、麥、小豆等の中へ、三分程も入れた程度のものであつた。家もボツ／＼土台附のものも出来るやうになり、稀には榎茸の家も現はれて來た。各戸で馬を使役するやうになつたのも、この頃からで、それにつれてだんだん手廣く經營出来るやうになつて來た。

當時の交通 明治四十年頃、現今の道路が開かれるまでは、自由に通行した所謂草分道路といふものがあつた。そ

れは、幌新太刀別川の現在の源次橋附近に、河清橋（附近居住者河野清右工門から起つてゐる）といふのがあつた。この橋から雨龍川に稍平行して（現在の達布道路）奔川の出口に至り、それからこの支流に沿ふて最初の二股近くまで上り更に安達を経て東豫方面に出るのが、その主なるものであつた。

當時は大きな樹などを目印にして、人が漸く通り得る程度のものであつて、夏から秋にかけて、笹、アイノワラ、葦等が生え茂つたときには、餘程馴れた人でも道を迷ふ事が度々あり、それに熊の出没に悩まされる等、通行は全く命懸けであつた。それに當時排水溝が無かつたから、路上に水の浸ることが多く、それで代掻きの後のやうに泥濘が深くなり馬の腹迄も達する所があつた。かうした所には、丸太や割木を敷き並べて、その上を通行したものである。

- 一五、ヌツブホロマツブ 原野の大田ヌツブ(原野)
- 一六、達 布 川の頭、川の出はつた所
- 一七、蕪 澤 蕪屋次郎氏所あるを以て
- 一八、白檜真布 山合の川、シルツブ(山合)
- 一九、豊志内 土崩れのある川(ニセイノシユ川)
- 二〇、支線の澤 別れてゐる澤
- 二一、袋 地 袋のやうになつた所
- 二二、佐々木の澤、白木の澤 炭焼行名が記念に自じの姓を命名
- 二三、一の澤 最初の澤
- 二四、パンケシルトルマツブ 下の山合の川
- 二五、ニセイバロマツブ川 大なる懸崖の口にある川、ニセイ(懸崖)パロ(口)
- 二六、禊新太刀別川 大野地川
- 二七、ニセイノシユ 大なる懸崖の中央にある川
- 二八、アイヌ澤 アイヌが開拓以前より住してゐた所
- 二九、右大股、左大股 右岸又は左岸の稍や大なる支流

本道の移住と土地拂下げの模様

士族の移住 開拓使の當初に於ては、手厚い保護の下に内地に農民を募集したが、政府の給與を當てにして来るやうな者であつたから應募者の素質も悪く、定着心に乏しく離散してしまふ者が多かつた。それでこの制度も間もなく改正され、明治五年の土地賣貸規則では、一人宛十坪以内を賣下げ、着手後十年間は除租の恩典を與へることにした。當時維新の廢藩置縣により、士族は何等かの方向に轉換しなければならぬ状態にあつたので、政府はこれ等の士族に特典を與へることにした。そこで、舊藩主若しくは士族自体で團體を作り、明治十九年頃迄續々移住して、各地に村落を作つた。當地方も札沼線の當別村は、其最初のものとして有名である。

入地當時東豫部落では、この道を交替に仁多志別局(今の北龍局)迄郵便物を受け取りに行き、各戸に配達したものである。

道路はこんな風であつたから雜穀等の運搬は雨龍川を利用することが多かつた。農家がその附近の川縁まで運んで置くと商人はそれを舟で纏め瀧川へ送り、歸り舟には商店の雜貨等を載せて上つて來たものである。

當時旅をする人の爲に、驛遞といふ官設の宿屋が設けられ、そこで休んだり泊つたりしたものであるが、この附近では北龍・多度志・鷹泊にその設備があつた。

今の奔川出口附近に、「がんび茶屋(屋根をがんびの皮で葺いてあつた)」といふ粗末な堀立小屋があつて、そこに切手類や少しばかりの日用品を賣つてゐた。

四、土地拂下げと其の後の異動

大略 本村の土地が民有になり、且つ現在所有者の手に移るまでの経過は複雑であるが、これを拂下げの種類(欄外本道の移住と土地拂下げの模様参照)と、その後の異動とに分けて考察することが便利である。

拂下げの種類としては、國有未開地を大地積で貸下げられ、開墾の後無代で附與せられたものが最も多く、開墾會社に關するものを始めとし、本村山林地帯の大部を占める炭礦汽船會社の所有地、及びヌツブ・不知火・ウツカ・豊志内等の個人名義拂下げは、皆この種に屬するものである。

又東豫方面は、團體移住地若しくは特定地(本課備考参照)として、個人別に拂下げを受けたもので、幌新方面は、御料地を賣下げられたものである。

屯田兵の制度 明治八年

から國防と開拓とを目的とする、武裝移民團の屯田の制度が布かれた。同二十三年迄は授産の意味で殆んど士族の應募者を以つてこれに充てたが後平民をも採用することにした。この制度は三十年頃迄續き、特に雨龍・空知・上川の開發には、多大の功績を残してゐる。北空知の兵村は、二十八九年この制度終期の移住である。屯田兵は一定期間給與を受け、軍務に服すると共に開墾に従事するのであるが、期間が終ると宅地・耕作地・共同地の附與があつた。

大地積拂下げと小農扶植 廢縣置廳(十九年)の頃

黒田前長官は華族も移住して産業を起すべしと唱へ、岩村長官は人民の移住より更に資本の移住の重大なることを宣言したので、同十九年に土地積下規則となつて現はれた。

この制度では、一人十萬坪以内を貸下げ、成墾後十ヶ年地租及び地方税を免除して附與するのであるが、その外に更に大地積拂下げの途を開いたもので、富民の開墾事業に投資する者續出するに至つた。斯かる状態と施設とによつて、道廳初期(二十年頃)の拓殖には、大農場の設定と驚くべき歐米模倣の經營が行はれるやうになつた。太村の沿革に關係をもつ、三條公を主盟とする雨龍郡組合農場は二十三年一億五千萬坪の大地積の貸下げを受けて經營を開始した當時の代表的なものである。又自作を目的とする移民に對しては、一戸耕作の標準面積を五町歩とし、井然たる直角法によつて區劃された。これは二十二年雨龍郡トツク原野に始めて行はれ、漸次全道の殖民選定地に及んでゐる。明治三十年の北海道國有未開

附與後の異動は、炭礦汽船會社・御料地等を除いては錯雜を極め、その細部に亘つては容易に調査することが出來ないが、自己の耕作する土地の歴史を知ることには、農家にとつて極めて興味深いことであるから、左に拂下げを受けたときの特質に従つて、概説することにする。

開墾會社

この會社の内容經過については前課欄外委托開墾株式會社のところで略説したから、ここでは同社の土地處分と、その後の經過について述べることにする。

同社は解散に當り、幌新太刀別以西を大谷家に報酬として提供し、以東を同社の所有地とした後、一時はその大株主達の名義に書き換へられたが、その後一、二年の間にこれを賣却することとした。

そこで、從來の同社の小作人は會社より買ひ求め自作農となつたものもあれば、新所有者の小作人となつたものも

ある。或はこの機會に他地方に轉出したものも少くなかつた。又他方面から會社の解放を聞き傳へて、農場經營の目的を以て購入する者、或は自作するため團體若しくは個人で買ひ入れ、移住した者も多數あつた。斯して廿六、七、八年頃の住民の異動は、會社の解放によつて頻繁であつた。

當時の地價は開墾の程度或は土質の如何等によつて、五町歩三百圓から五六百圓位迄であつた。そして會社から譲り受けたものは次の通りである。(括弧内は大凡の町歩を示す)

原野・沼田・市街 沼田喜三郎氏(四〇〇)當時市街は農耕地であつた。

藤澤 會社より譲り受けた人は藤澤榮次郎氏であつた(二二〇)が、氏は直に笠松千太郎氏に賣却し、笠松氏は更に岩見澤町・栗澤村より移住したもの、及び舊會社の小作人に分

地處分法は、十九年の拂下規則を更に積極的としたもので一人宛の無償貸付地を百五十万坪以内に、會社組合等に對しては、二倍を貸付し、期限内に成弊すれば無償にて與へることとし、又團體移住希望者で府縣知事の認可を得たものに對しては貸下げ地を豫約する便宜も與へられた。又その土質若しくは地方の状況によつて、農耕地・牧畜地・植樹地といふ風に區別し、起業の目的に適當した處分法も行つた。この法律はその後屢々改正されて今日に至つてゐるのである。

これを要するに、本道の開拓は土族の移住者と屯田兵によつて行はれた功績が最も著しく、次には拂下げを受けた者の小作人としての移民又は自作農として特定地の拂下げを受けて入地した人達の努力によるものである。然して土

讓した。

達、布高台一部、加藤孝治氏(五〇)稲田虎平氏及び岩見澤町幌向村よりの移住者に分讓した。加藤市街の名稱はこれから起つてゐる。

奔一部、各個人に分讓。

奔二部、龜谷卯之助氏(二〇〇)辻村高藏氏(五〇)。然して

辻村氏は三十九年入地してその經營に當つた。

奔三部、下り保吉氏(五〇)外個人に分讓した。

中越及奔二部高台、河合才一郎氏外栗澤村の人(二五〇)

團體にて來住し、現在でもその頃の人が多く住んでゐる。

中島、村上宗一氏(五〇)に分讓。

會社の讓渡は以上の如くであつたが、大正三年沼田氏は所有地全部を今井雄七氏に讓り、今井農場として經營されて來た。然して、昭和二年田島惣太郎氏に百町歩を割讓し

地の處分については、一に大地積の拂下げによつて拓殖の促進・産業の勃興を圖り、一は小農の扶植に努めて集約的開發を圖つて來たが、最近の状況は小地積の處分により、主として自作農民を扶殖し堅實な農村の構成に力を注いでゐる。

用語解

御料地、皇室の所有地で宮内省が管理してゐる。
官有地又は國有地、政府の所有に屬する土地をいふ。
民有地、御料地・政府所有地以外の土地をいふ。
賣下げ、民有地以外の土地を民間に賣却する事をいふ。
貸下げ又は貸付、御料地又は國有地を開發せしめるため民間に貸與することをいふのである。
國有未開地に於ては定められた期間内に開墾して成墾

更に昭和十一年から十二年にかけて自作農創設維持資金によつて、悉くその小作人に解放した。今井氏より購入せる田島氏は、泥炭地を造田し、田島農場として經營してゐたが、昭和十年拓殖銀行の所有地になつた。

その他、龜谷氏の所有地の一部は盛松甚藏氏に讓つた。

然して同氏は昭和元年自作農創設資金により解放した。

これが本村自作農創設の始めである。又他の大部分は大

正五年村上農場に併合され、河合氏は個人に分讓し、加藤氏

亦概ね宮脇氏に讓渡して現在に及んでゐる。

炭礦汽船會社、本村南部山林地帯に、一万二千五百町歩

に近い大地積を有してゐるが、その附與は大正三、四年頃で

ある。大部は山林原野であるが、平地續きには小作人を入

地せしめて、約八百五十町歩の農耕地を經營してゐる。豊

志内、眞布、高台二部、奔々、奔仁、東豫一部、ウツカ等の部落の大

検査に合格すれば無代で與へられるのである。

御料地に於ては小作人として入地せしめる事である。

附與 御料地又は國有地を民有地とすることで、これには賣下げによるものと無償(無代)によるものとある。

拂下げ 御料地、官有地を賣下げ、賣下げ又は附與することをいふ。

特定期間 國有未開地を處分する場合小農扶植の目的を以て區劃した小區劃の土地をいふのであつてこの土地は一旦貸下げ成墾の後無償附與するのが通例である。

免租又は除租 國有未開地を附與した場合一定期間地租を徴しないことをいふのである。

これは開墾の勞苦に對する恩典である。

賃貸價格設定(地價設定) 北海道の拂下げになつた土

地は、一定期間免租になりその期間が終ると賃貸價格(地租課税標準となる小作料)を定めて、地租を賦課せらるゝのである。然してこの賃貸價格は、昭和六年迄地價といつて、府縣で從來定められてあつた地價に比準して、決定されたものであつたが、法律改正により、今は賃貸價格といふのである。

部分には同社有地内にある。

御料地

宮内省管轄の御料林は本村に現在一万六千餘

町歩を有し、北部山林地帯の過半を占めてゐる。宮内省に

於ては、三十九年より四十三年までの間に於て數度に亘り

幌新一・二部に、更に大正三年奥御料地に、小作人を募集して

開墾に従事せしめたが、貸下げ地は昭和三年小作人其の他に

賣り拂ひ、民有地とした。

其他の大地積

又ツブの農耕地は、三十四年頃炭礦汽船

會社が木材伐採のため人夫を入れたのを、直に開墾に従事

せしめたのである。附與を受けたのは宇野鶴太氏で此處

は拓き分けといつて開墾後小作人に小作地の半分を無代

で譲り渡す方法で開墾せしめたものである。その後宇野

氏の手を離れ、現在同部落の大部分は、田中菊治氏の所有となつてゐる。不知火の農耕地の大部分は、四十四年頃對岸

多度志村の大倉(喜八郎)農場と共に附與を受けたものであるが、最近兒玉喜一氏の所有となつた。ウツカの農耕地の

大部は、四十三年頃藤村鶴吉氏が附與を受けたのであるが

現在は同部落居住者の所有がその大部を占めてゐる。

豊志内の河岸附近は對岸の惠比島と共に、三十年頃四十

五万坪として、許士岱氏が附與を受けたものであるが、大正

十一年松本菊次郎氏の所有となつた。本村に於ける同氏

の所有地は、五十町歩程である。

團體移住及び特定地

東豫二部は、二十九年三十五戸團

体として入地したことは入地者の經路のところ述べて

が、この人達は移住認可を愛媛縣廳で受け、北海道移民協會

の世話にて渡道し、土地の貸下げは本道に來てから各自名

義で二十八年に出願し、二十九年に許可になつたものである。東豫高台方面は、三十一年二十戸程貸下げを受けたも

のであるが、これ等は何れも一戸分宛貸下げを受け、十ヶ年の中に開墾をなし、成墾検査に合格して無代で附與せられたものである。

結論 以上で本村民有地の経過を概説したのであるが、これを要するに、開墾會社に關するものは最も複雑を極め、その他のものはそれ程でもないが、大地積拂下げで炭礦汽船會社を除いては、附與時代の所有者は一人もなく、又團体移住者や特定地入地者でも附與を受けたもので現在その土地に住んでゐる人は十指を屈するに難いのである。更に小作人の状態について見ても、異動極めて甚だしく、草創以來の居住者は、その一割にも達しない有様である。ここに於て、土地と小作人の異動状態より本村の拓殖を考察するに、當初の資本家は概ね投機的で、眞に土地を經營するの熱意に乏しく、從來の農家の多くは亦頗る定着心愛土心に欠けてゐたため、切角雄圖を抱いて入地しながら中途にて挫折し、又は辛酸を嘗めて開墾した土地を惜し氣もなく棄て去つたといふ、悲しむべき結論に到達してゐる。(公民科「村風」参考)

附 土地民有經過一覽表

地名	貸付	附與	賃貸價格設定 (地價設定)
字 沼田 <small>(開墾會社關係)</small>	明治 二六	明治 三六	大正 一一
字 バンケホロマツブ <small>(東 豫)</small>	二七	三七	一一
字 ヌツブホロマツブ	三一	四一	七
字 ウツカチャオマナイ	三三	四三	九
字 ボンニタシベツ <small>(安 達)</small>	三一	四一	七
字 不知火	三四	四四	八
字 シルトルマツブ <small>(炭 礦 地)</small>		大正 三	大正 一五
字 高台 <small>(炭 礦 地)</small>		三	一五

字ボンニタシベツ (奔七)	大正 三	大正 一五
字ウツカチヤオマナイ (奔七)	三	一五
字豊志内	三	一五
字ボンボンニタシベツ (奔々)	三	一五
字幌新一・二部	宮内省貸付 昭和 三 (賣下げ)	昭和 一三
字幌新三部 (奥御料)	宮内省貸付 昭和 三 (賣下げ)	昭和 一三

備考

- 一、田になつた所は更に二十年間地租が免除される。
- 二、字沼田の内沼田市街で宅地になつた所は大正十一年より十ヶ年免租昭和九年より地租賦課。
- 三、字沼田の内藤澤部落方面は一旦畑の地價がついてから田となつたのであるから田の地價に變更されないで畑地目のまゝ、四十年間据え置かれる。

熊物語

入地前は熊の遊び場所であつた森林や野原も、段々開けていくにつれて、彼等は山奥へ山奥へと引込まなければならなくなつた。開拓初期には熊の足跡は到るところにあつたので、外出のときは何か敵きながら歩いたり、郵便配達や送送(局から局へ郵便物を送る人)などは、豆腐賣が用ひるやうなラツバを吹きながら歩いたものである。然しその頃はひよつと出會ふやうなことがあつても、減多に危害を加へるやうなことは無かつた。明治の末頃から熊も不満を感じてか、人間に敵意を示すやうになつた。

秋の實りの畑に出て来ては玉蜀黍や粟などを盛んに荒したり、特に巨熊は人家の軒先をうかどひ、人馬に危害を加へるやうになつた。

五、其の後の發達

地力の減耗 (明治の末から大正の始め)開墾當時あんなに豊穰であつた土地も、永年に亘つて所謂掠奪的農業を繼續した爲、地力は次第に衰へ、酸性が目立つて現はれて來て作物の發育も昔の影なく、遂に小豆でさへ反收二俵・燕麥などは草丈二尺内外のものしか出來なくなり、これが爲に農家の生計が次第に不如意となつて來た。

水田造成の起り 畑作に行詰つた農家は開墾當時から憧れて、各地で試作した稻作も自信を得たので、水田造成へ心を向けて行つた。

この方面の水田の起りは、入地間もなく明治二十八年頃沼田喜三郎氏が初めて、札幌方面から四十日早稻の種子を購入して、今の北龍村口美葉牛に、約一町歩の試作をしたの

人々も此頃になつてから、
氣持が悪く注意するやうにな
り、危害を受けた話もちよい
く、聞くやうになつた。

大正三年といへば、沼田市
街も四百戸近い全盛期であつ
たが、太子祭の晩、笛や太鼓
に浮かれてゐると、役場の裏
にのそつと現れ、繫いで置い
た馬を驚かしたといふ話、その
翌年奔々から奔仁に通ずる山
道で、學校に通ふ兒童が、無
残にも熊の餌じきになつたの
である。開成小學校の山際に
この可憐な兒童の墓標が、立
てられてある。

その後にも安達に現はれて
耕作中の娘を襲ひ、大怪我を
させたこともあるが、次に語
るのは、恐らく本道でも珍ら
しい、惨虐を極めたものであ
らう。

それは大正十二年八月、幌
新に起つたことである。村田
老夫婦や家族の人達が、惠比

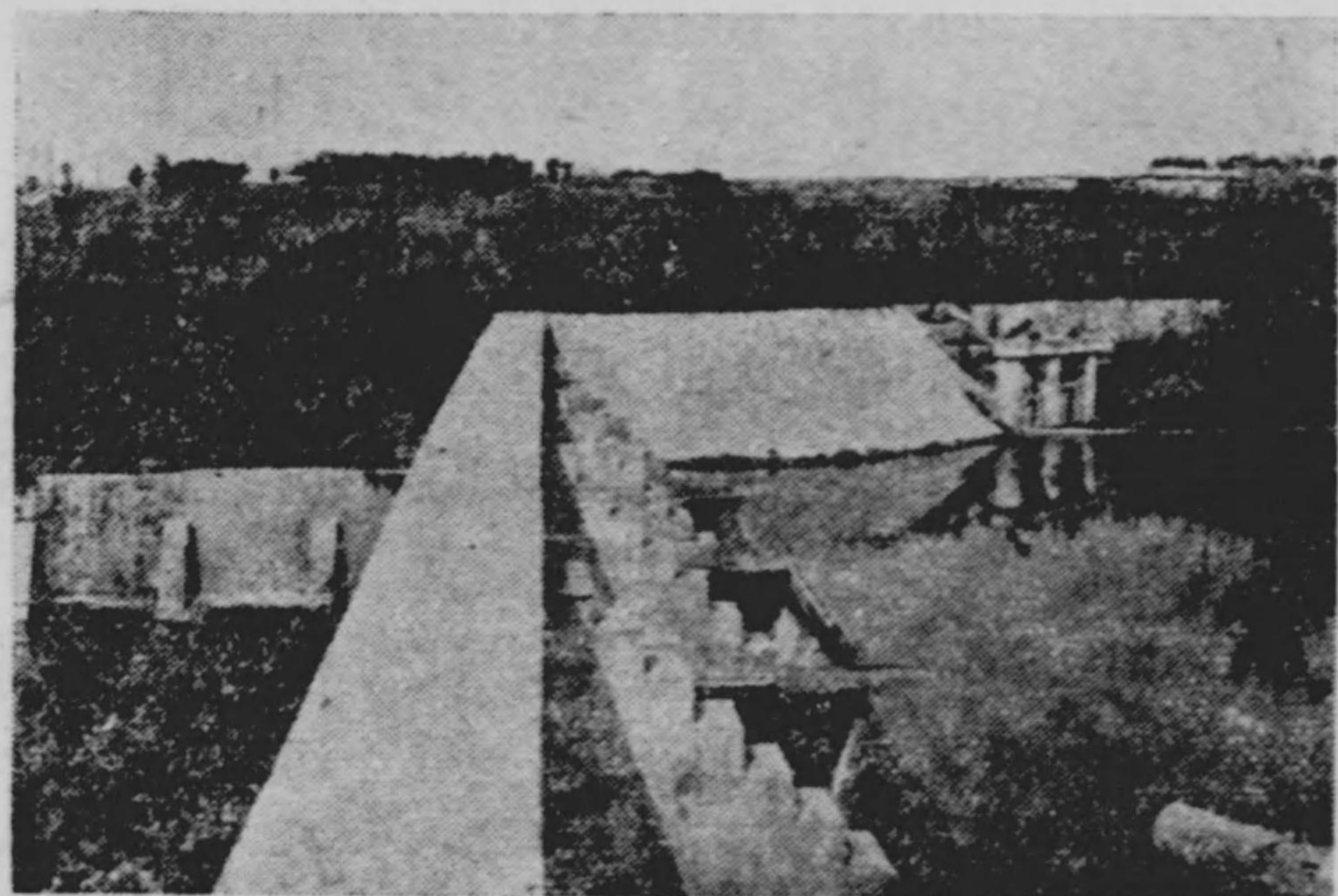
島の太子祭を見物して、夜更
けてから祭の模様などを話し
ながら、幌新校の近くまで歸
つて來ると折悪しく熊に出合
つてしまつた。

皆んなは命がけて逃げて、
附近の家に飛び込み頻りに火
を焚いた。夢中で一緒に駆け
て來た母親は、この家の戸口
の所まで來て見ると、末の息
子（八男で當時十六才）の姿
が見えない。夫やその直ぐ上
の息子を促し、早速附近の小
高い所へ行つて、三人は焚火
をしたり、火を振り廻したり
して、熊を追ひやらうとした
が、其時は既に息子を喰つて
しまつてゐた。そして彼は悠
々と火の傍へ現はれ、逃げ廻
る一同を引掻きながら、又も
別の息子を捕へて、腸まで露
出する様な重傷を負はした。

猶飽き足らず、一同の逃げ
込んでゐる家の硝子窓に現は
れ、中を覗き込んでゐたが、や

が始りである。其の年は非常に凶作で、殆んど收穫がなかつたが、屈せず翌年再び蒔付けた。處が幸にも豊作で、相當の收穫をあげた。本村では明治三十年頃、今の大原野方面で處々に試作したのであるが、初めの中は一進一退で確實性を帯びる迄に相當の年月を要したが、遂に其の苦心が酬ひられて、漸く適種を發見することが出來た。大正の初期には各地で大分米が穫れるやうになつたが、この頃の米は一般に米質が悪く殊に悪臭があつて内地から來た者には到底喰ふことの出來るものではなかつた。しかし移住者は自分一代には米食など覺束ないと諦めてゐたのに自ら米を穫ることが出來たので非常に喜んだ。

灌漑溝の始まり かくして稲作にも自信を得たので、明治三十七年沼田喜三郎氏が、自己所有の農場を水田化する目的で、ポン川から水路を掘り中原野方面に導水したのが



灌 漑 溝

灌漑溝の始りて、其の翌年又幌新太刀別川からも堀鑿し、双方で約三百町歩の造田を計劃した。今の沼田土功組合の第二幹線や、藤澤から原野の中央を流れてゐるのがそれである。

土功組合の設置 沼田喜三郎氏が原野方面を全部水田にして、相當な收穫を得るに至つたのを見て、地力の減耗から畑作經營の行詰りに悩んでゐた農家及び地主の一部有識者は、水田開發によつて農業經營の一大轉換を計らうと考へるやうになつた。

明治四十三年頃、宮崎萬太郎、橋爪藤平兩氏等が東豫方面を區域として、共同用水を堀鑿する計劃を起した。稍遅れ

がて戸口へ廻りドシン／＼と
打破つて、中へ入つて来た。
まさかと思つてゐた人々の驚
き方は、なみ大抵ではなつた
狼狽てふためきながら押入や
屋根裏へ隠れ込んだ。熊は暫
く焚火を踏み躪つてから、座
敷まで上つて、四方をきよら
く見廻しながら、その儘表
に引返へそらとした。

このとき二人の息子のこと
を案じながら、戸口の所でお
ろ／＼してゐる母親を見付け
彼はいきなり引渡つて、飛ん
で行つてしまつた。助けて呉
れ！その後から幽かな念佛が
聞えたが、それも間もなく消
えてしまつた。

翌朝、母親の喰ひ荒された
屍が、東側の山際で発見され
た。この様を見た惠比島の永
井さんは、勇敢にも獵銃を肩
に熊狩に出かけた。永井さん
は身長五尺八寸もある、熊狩
に慣れた豪膽な人であつた。

間もなく数發の銃聲が谷間に
こだましたが、永井さんはそ
の翌日になつても歸つて來な
かつた。その話は忽ち沼田市
街方面にも傳はり、熊狩隊は
郷軍、消防組、青年團等によ
つて數班に分れ、大がかりに
組織された。各班には實彈を
持つた、鐵砲組が配せられて
あつた。山に入つて、或る班
が鐵砲組を先頭に、四五十人
一列縱隊になつて、澤から山
へ上つて行くと、クマーとい
ふ叫びが響き渡つた。

人々が振り向いた時には最
後からの二人は重傷を負はさ
れて、そこに倒れて居つた。
(その中の一人は間もなく絶
命した。) 鐵砲組は透さず發
砲した。轟然たる響と共に熊
は倒れた。

一同熊を取り圍んで集つた
とき、申合せたやうに永井さ
んは、どうなつたらうと言ひ
出した。

て辻村高藏・河合才一郎兩氏等が中越・中島奔及達布を區域
として、亦同様の計劃を樹てた。

そこで、兩計劃を合併し、それに沼田喜三郎氏所有地中百
七十餘町歩をも合せ、(同時に奔川水利權及びこれに伴ふ
用水路も譲り受けたが、水利權は必要がないので奔川上流
の造田希望者に譲つた。) 見込反別一千餘町歩を一區域と
して沼田土功組合の計劃を樹てた。そして村内ウツカに
雨龍川からの取入口を設けることとし、大正二年二月創立
總會を開くことになつた。

これより先、現在の深川土功組合區域の人達は、水田の有
望なことを知り、道廳に依囑して造田計劃の調査をしたら
現在の秩父別土功組合の取入口から導水するのが、適當で
あるとのことであつた。これを聞いた本村や多度志・北龍
村などの住民は、非常に驚いて一致團結し、雨龍川の水利は

我等沿岸住民の福利に供さるべきである、と反對陳情に努
めた。そこで道廳もその正常な理由を認め深川土功組合

の導水は、石狩川に變更されたので
ある。



貯水 池

雨龍川水利權の問題も解決され
たので、創立總會を開き技術員に柳
川憲之助氏を聘して、實施設計に取
掛つた。創立委員には、當時の北龍
村戸長高瀬幸藏氏がその筋から任
命せられた。かくして灌漑溝は、大
正四年に起工し、工事費十七萬餘圓
を費して、同六年當初の工事が竣功

したのである。ここに於て、大正七年から村内主要耕地の
大分部が造田せられたのである。その後この補遺工事改

皆んなが手分けして捜して
行くと、或る澤へ入った一隊
が、無惨な永井さんを発見し
た。巨大な体はきれいに食べ
られて、片方の足の一片がそ
こに轉つてゐた。獲銃はへし
曲げられてその側に棄てられ
てあつた。

昭和に入つてからは、奔々
で馬がやられたことは耳新し
いことだ。

これはあまつほで殺したが
これに人が掛つて死んだこと
は残念なことである。



熊狩隊

良工等が行はれ、更に十八万餘圓を投じ漸次完備されて來たのである。かくて毎年灌漑季節には湛々たる水流が沃野を廻つて美田を育み現在の盛況を見るやうになつた。

藤澤及び眞布方面の畑作百四五十町歩は、元來肥沃でなかつたが、年々地力減退してその經營が困難になつたので大正十三年有志者相謀つて土功組合を設立し、炭礦汽船會社山林眞布一の澤に、大貯水地を築設した。

ところが計劃に不備な点があつて、所定の水量が保たれず所期の三分の一位より造田が出来なかつたので、その後眞布川から補給水を取り入れたり、又貯水池を擴張する等して、現在では水に不足を來すやうなことがなくなつた。

沼田市街の盛衰變遷 明治三十六年、開墾會社が幌新太刀別以西を大谷家に譲ると共に、北龍を引き上げ現在の高台一部(宮脇氏屋敷裏にある道路附近)に、事務所や住宅を造

つたのが、市街の始まりである。

其年現在の高台俱樂部の所に、簡易教育所も建てられ、高台寺・沼田神社もその附近に出來た。大徳寺の建立は二・三年後であるが、やはりこの高台に出來たのである。三十九年留萌線建設工事が始まり、沼田驛の位置が現在の所に定まると、沼田喜三郎氏は現在の市街區劃を定め、先づ同氏の住宅、農場事務所及び所員住宅等を建てたが、續いて蒸汽機罐による木工場・精米所を建設し、それ等従業員のため戸口も増えた。同年鐵道工事關係者等の入地もあり、これ等に伴つて商人の來住する者非常に多く、忽ち市街を形成するやうになつた。そこで一時は市街になりかかつた高台も停車場の位置決定によつて漸次移轉の止むなきに至つた。四十三年十一月には北龍から郵便局が移轉し、それと前後して留萌線全通當時には既に三百餘戸の市街地となつて

居た。大正元年館脇煉瓦工場次いで同四年久保煉瓦工場増設、同七年帝國製麻工場の設置と共に、市街は愈々殷賑を極め、その絶頂時に於ては四百戸近くまでになつたのである。この當時雨龍線がなかつたので多度志幌加内方面から農産を運んで来る馬車や馬櫓は市街を一層賑はしてゐた。其の後時勢の變遷に伴ひ、兩煉瓦工場の閉鎖、次で製麻工場の廢止等によつて關係者が轉出し幾分衰微したが、札沼線の全通以來漸次活況を呈するやうになつて來た。

淺野炭山開發の歴史 雨龍炭田の發見年代や最初調査した人については、参考にする何ものもないので確な事はわからぬが、古い人の話では、明治二十七年頃、道廳か御料の技師である田中某氏が調査されたと言つて居る。淺野炭山の鑛區は明治三十八年に淺野總一郎氏が出願許可され當時石炭需要の少ない時で、開發の機運にいたらず全く調

査をしなかつたが、歐洲大戰が起つて所々に炭山の擴張や未開鑛區開發の機運となつたので、大正五年夏塩井松太郎氏、小石源藏氏が調査に入り本流寶の澤(現在の瀧の澤)で試掘したのが、當炭山最初の調査である。

これは、大正三年に入地した農家が伐木し、麥のひきわりに南京米を混ぜ、雪を溶かして水にし、飯を焚いてからくも前年の大凶作の後をしのごき、苦心慘愴漸く開發の明るみについた頃である。

その後調査は打切りの様であつたが、大正八年夏猛雨降り、河水あふれ、所々に山崩れがあつて炭層が露出し、岡田清藏氏等がその露頭調査するに及んで、有望なるを確め、大正十年の初め、小石氏等が人夫數十人を引きつれ、本格的に試錐したり、地質や炭層の調査をし、大正十二年を期して出炭事業にとりかかる豫定であつた。ところが突如起つた關

小石源藏氏

小石氏は淺野雨龍炭山開發の功勞者である。九州福岡縣の出身で、永年北海道其の他の鑛山に關係し、意志堅固、地質學の研究に深かつた人である。大正五年五月頃塩井氏と共に支線及び本流を調査しこれが本文の如く本炭鑛の最初の調査にあたるのであるが

其の後大正十年一月澤山の入夫を督勵し、雪をおかして山奥に達し、小屋を建て支線の澤の調査に主力を注ぎ、つぶさに苦心をなめられたが、關東大震災の爲めに一時中止しなければならなかつた。併し調査を引きつゞき行つて大正十四年頃よりその範圍を擴め鐵道が本流に沿ふて敷設されることになつた爲め、濫の澤の開發の準備にかゝり、いよ／＼各種の建築物・諸機械器具等が完備し、昭和六年五月には石炭輸送を開始出来るといふ矢先、氏が十年餘の艱難辛苦の結晶であるその喜びを迎ふる事を得ず、この年の一月に遂に四十五才で歿したのである。

西本願寺派の寺の庭には氏の功蹟を物語る石碑が立てられてある。

東大震災の爲中絶の止むなきに至つたのである。加ふるに世界大戦も終りをつけ、經濟界が不振になる一方であつたから、調査の範圍を縮少し續けて來たのである。したがつて何時事業開始になるか全く不明で、前途暗澹としたものであつたが、當時鑛山部長であつた前川益以トモ氏が産業開發の要を力説し、又初代社長淺野總一郎氏がその言をとり「私の目の黒い中に必ず出炭させよ。」と勵まし、事業の促進をさせたので、いよ／＼調査の範圍をひろめ、鐵道の敷設を急ぎ、現在の會社(淺野雨龍炭礦會社)を設立し、各種の設備を進め、遂に昭和五年三月開坑に着手し、翌年五月出炭を開始したのである。しかし淺野總一郎氏は昭和五年十一月、小石氏は六年一月共に出炭を見ずに亡くなられたのである。

開發の苦心

惠比島から三里奥の農家を根據として、それから一里半も二里も鬱蒼とした山林に熊笹をわけ、谷川

をわたり、人跡未踏の地を調査するのであるから、これに必要な機械類・又食料品等の運搬上の苦心や、調査中に食料品が缺乏したり、熊が現はれたり、藪蚊やふとの群に苦しめられたり、これ等の危険や困苦に耐え、又冬を越す爲小さな小屋を建て、一丈餘の雪の中で、まづい飯と大根・辛等の汁を食べ、その上御料林である爲燃料に不足をし、ありとあらゆる苦心を嘗めたのである。

開坑の設備に要する機械器具又は木材の運搬、食糧の輸送には最も苦心し費用をかけたもので、米一俵の運搬賃に二圓もとられ、米三・四俵積んだ荷車が、泥の中に兩輪が埋まり馬の腹までひたし、何時間もがきにもがき、人も馬も米俵も泥まみれになつて、通りかかつた人々の助けで漸く運んだとか、又社宅を建てる木材運搬に百石を百五十圓で契約させたが、泥道は車で益々悪くなり到底運搬が出来ぬと

あつて、遂にその倍額三百圓まで出し、その上道路修理に人夫を出したもので、中にも困難を極めたのは、變壓器といふ變電所にすえ附ける大きな油の入つてゐる機械を、分解は出來ず、絶対に倒すことの出來ぬ爲、二頭引きの橋に一台つゝ積み、倒れぬやうに兩側にロツプを幾本もつけ、十四五人の人夫に持たせ、それを六箇運搬するに莫大な費用を投じたことである。

又炭山に入つて來る人達が、家具運搬はいふ迄もなく、三里の泥道を子供を背負つて、八・九時間もかかつて漸くとどいたとか、その苦しみの一つくゝを擧げるいとまがない程である。その他ささやかな物でも近くに全くない爲、隨分不自由し、もくねち、一本不足なことから探すに深川・旭川・札幌まで出かけ、一本のねちがないばかりに五日も一週間も仕事が出来ぬといふ不便で、現在の淺野を建設し、設備が整

ふまでには、血の出るやうな苦心をつみ重ねたのである。

昭和炭山開發の歴史及び苦心 當炭礦は大正七年に明治鑛業株式會社のものとなり、同八年、九年と調査をし、其の後約四ヶ年間専門の技師がとどまつて試錐、其の他の方法で調査を進め、これ等の人の汗と熱で惠比島から約五里狭い澤の奥の、而も晝尙暗い大森林で熊の往來するこの地を次第に開くに至つたのである。當時假事務所を設け、調査隊數人が寂しい奥山で苦しみを忍び年を送つたのである。昭四年夏に至つて九州戸畑本社から開礦建設隊が乗り込み、愈々事業も本格的になつた。併し當時惠比島から淺野まで三里の鐵道工事中で、泥が膝まで埋める悪い細い道を歩くのであるから、筐にすがり杖にたより、黙々としてお互ひの心に流れる無形の紐で結び合つて足を進めたものである。淺野を過ぎると鬱々とした原始林で、狭い谷間

のあるかないかの路をわけ、十二ヶ所の丸木橋を越へ、潜む熊に虚勢を示しながら懐しい假事務所に辿り着くのである。浅野市街はその時約廿五戸の寂しい部落であつた。交通は上述の通り不便な爲、食料品は勿論、社宅、火薬庫等に要する建築用のセメント、又建具材はすべて馬の背にのせ、恵比島からセメント一袋三圓、白米一俵四圓の運賃を拂ふ状態であつた。昭和四年七月に製材機を据付け、御料林の拂下げを受けこれを製材して此の年及び翌年の建築材とした。九月からは太刀別以北の木橋をかけ、道路を切り、擴げ翌年度の建築材、機械類、食料品運搬にとりかかり、尙亦四十戸の社宅、假發電所、火薬庫、工場を建て、十二月に第二水坑開鑿に着手し、丈餘の雪とたたかつて冬を越し、雪溶けと共に坑外の建設を進め、昭和五年十一月末留萌鉄道が全通すると同時に送炭を開始したのである。

地理之部

一、位置

地球上の位置

自北緯 四三度四六分
 至 〃 四四度〇五分
 自東經 一四一度五二分
 至 〃 一四二度〇七分

國界

石狩國と天鹽國



我が沼田村は空知の略々西北部に位して、東北は長流内

岳の聳える分水嶺で、幌加内村と境し、東南は北空知を貫流する雨龍川を以て、多度志村、秩父別村と區切り、北西部は國界、村界、分水嶺によつて留萌支廳管内の小平薬村及び留萌町と接し、西南は幌新太刀別川を隔て、母村北龍村と相對してゐる。

本村は行政上空知支廳の管轄に屬し大正三年北龍村から分村した當時は三十區に分

れてあつたが、今では三十四區となつてゐる。

二、面積・人口

面積 我が村は東西略々廿五軒(約六里九町)南北略々三十軒(約七里半)でその面積約三百四十一方軒(廿二方里一分)餘あつて、空知三十ヶ町村中第五位の大きな村である。

このやうに廣い土地ではあるが、大部分は山丘地帯で、山の殆どは、炭礦汽船會社の所有林と御料林及び國有林とである。

農耕地は全面積の僅か一割程度で、現在以上の擴張も望みが少く、北龍村の約三倍の面積を占めながら耕作

(圖林山村田沼)



面積	
北海道	八八七七五 <small>方軒</small>
空知支廳	六五七二
同世ヶ町村平均	二一九
芦別村	八七三
幌加内村	七六七
夕張町	七六二
新十津川村	五〇三
沼田村	三四一
北空知町村面積	
深川町	三三 <small>方軒</small>
一己村	六〇
納内村	四八
秩父別村	五〇
妹背牛村	四六
香江村	一二三
幌加内村	七六七
多度志村	一八二

昭和十年耕地面積	
北龍村	一八〇
沼田村	三四一
雨龍村	二〇〇
沼田村	三三五・九 <small>ha</small>
北龍村	三三七四・一

一人當生産額

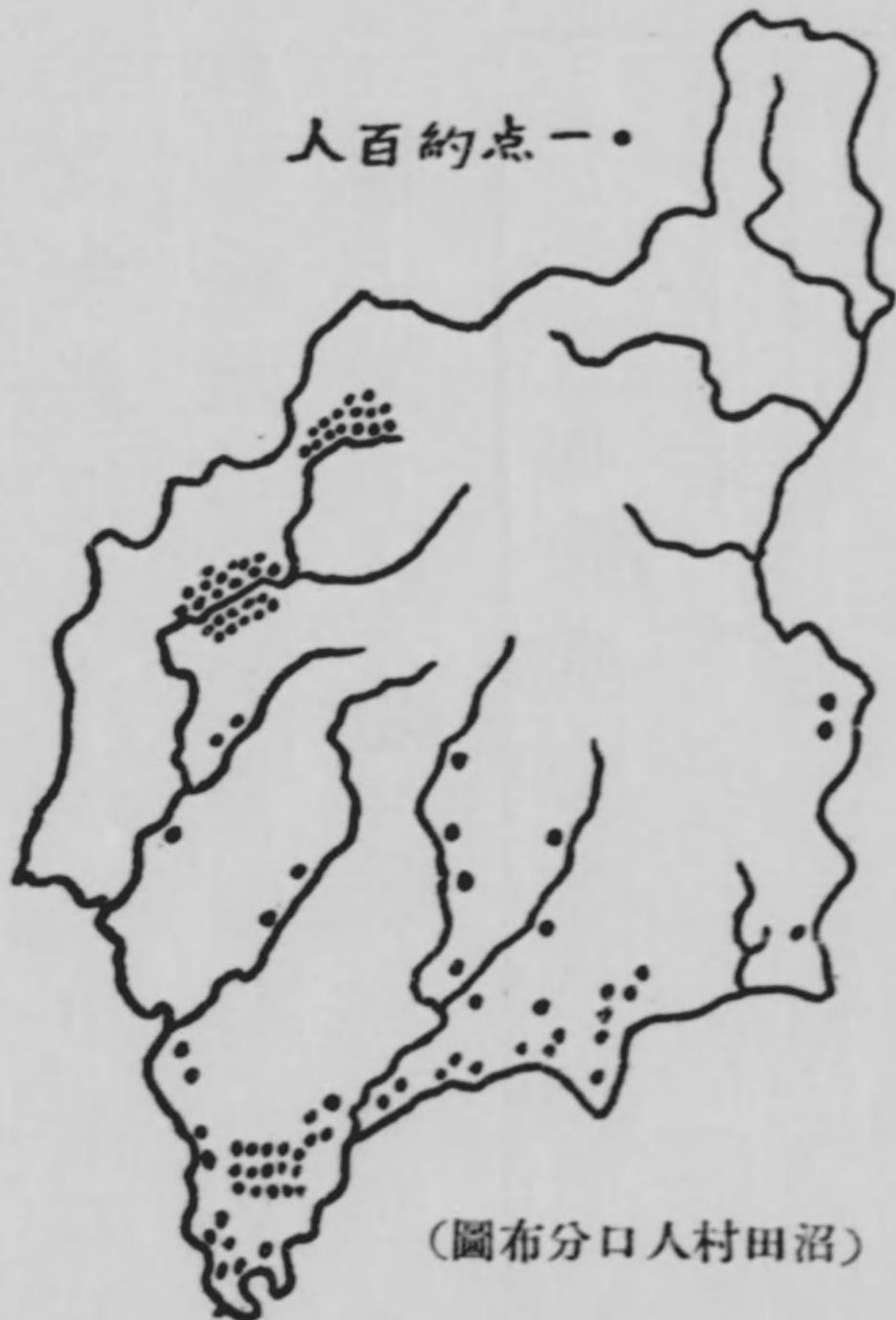
(昭和九年)

沼田村	二〇〇・一八
幌加内村	一九四・〇一
妹背牛村	一九一・九〇
秩父別村	一七九・五二
沼田村(炭礦地帯)	一五〇・二三
雨龍村	一四八・四三
一己村	一四六・九六
納内村	一四六・三六
香江村	一二九・九七
北龍村	一一五・九五
多度志村	九八・二三
深川町	九四・六八

地は略々相等しいのである。そして昔は猶更、今でも割合に大地主が多くその約八割の面積を占めてゐる。

然し國家の奨励と村民の努力とによつて自作農は次第に増加しつつある。耕地面積は、このやうに狭いが山丘地帯の産業が發達してゐるの

人百約点一・



(圖布分口人村田沼)

で生産額は比較的多く、本村はじめ、木材・木炭等の産出も相當に多い。それで一人當りの生産額は北空知十一ヶ町村中でも第一位である。然し石炭は會社の經營によるので炭礦地帯を除いた一人當り生産額は北空知の中位である。

人口 大正五年頃は世帯數僅かに一千餘戸で、人口も

職業別戸数

(昭和十一年)

農林業	七二八戸(三割九分)
鑛業	五六三戸(三割)
商業	一四四戸(八分)
日傭業	一四三戸(八分)
工業	八八戸(五分)
官公吏	七七戸(四分)
宗教	六三戸(三分)
運輸	一一戸
醫業	一一戸
畜産	一一戸
其他	五戸(三分)

人口密度

(昭和十年)

深川町	三一九人
普江村	五八
妹背牛村	一五四
秩父別村	一二三
一己村	九二
納内村	八〇
多度志村	三〇
百龍村	三一
北龍村	三七

幌加内村	一五
沼田村	三一
帝國	一四五
内地	一八一
朝鮮	一〇四
臺灣	一四五
樺太	九

五六千人程度に過ぎなかつた。その後、昭和四年淺野・昭和の炭山に着工してから急激に増加し今では千九百戸、人口一万を突破してゐる。人口密度は一方村について約三十人で、全道の三十五人とは大差はないが空知の六十人には遙かに及ばない。これも山地の大そう廣いためである。

附 人口動態

年 度	世 帯 数	男 人	女 人	口 計
大正十五年	一、〇七五	三、〇六四	二、八一七	五、八八一
昭和二年	一、〇九二	三、一一六	二、八一六	五、九七七
昭和三年	一、〇八四	三、〇八九	二、八四〇	五、九二七
昭和四年	一、一七二	三、三四〇	三、〇七一	六、四四一
昭和五年	一、七〇五	五、四七九	四、三九九	九、七八七
昭和六年	一、五七三	四、九五九	三、九七三	八、九三三

三、地 勢

沼田村は南の一部が石狩平野に續くのみで、他の三面は皆山地におほはれ、村内の過半は百八十米以上の高地に當つてゐる。

山 岳 この山地は北海道の中央山系の一である天塩山脈の南端に當つてゐるので、本村を北上するにつれて高くなり、御料林・國有林・社有林が鬱蒼と茂つてゐる。この山地中最も高いのは坊主山で、高さ七百七十六米に及び、高山

坊主山の高山植物

エゾ松・真柏・國後櫻・ハエ松・タカネナナカマド・ミセバヤ・シヨウジヨウバカマ・キンバイ草・ミヤマフウラウ・ジャカウ草・チンゲルマ・タカネナデシコ・フレツプ等

- ピツシリ山 一〇三二米
 - 三頭山 一〇〇九米
 - △沖里河山 八〇二米
 - △イルムケツプ 八六五米
 - △磐寒別岳 一四九二米
 - △大雪山 二二九〇米
 - △富士山 三七七六米
- (△印ハ火山)

植物があるので夏季ヌツプ方面から登山するものがある。幌加内村とは村界に聳える長流内岳も亦高く七百二十九米である。この二つの山は、天塩山脈の主峰であつて、幌加内村のピツシリ山や三頭山には及ばないが、空知管内でも指折の山に數へられてゐる。

これらの山々を分水嶺として川がいくつも流れてゐる。河川平地 先づ坊主山から南流するものでは、ボンポンの澤を過ぎ奔三部で奔仁を流れるボンニタシヘツ川と合してボン川になり、留萌線の鉄橋附近で雨龍川に注ぎ、坊主山から西流するものは昭和方面からのものと合して幌新太刀別川となり、浅野幌新をうねり藤澤で白採眞布川を合せて更に南流し、雨龍川と合する。

又我が村の北部には、小平薬村との村境から東流するニセイノシユケオマツプ川、村の最北の分水嶺から南流する

ニセイパロマツプ川も雨龍川に注いでゐる。

- 空知川 一八〇軒
- 石狩川 三六五軒
- 信濃川 三六九軒
- 利根川 三二三軒
- 鴨綠江 七九〇軒

ボン川の上流や昭和の方では珪化木(木の化石)が多い。雨龍川・ホロニタチベツ川をはじめ何れの河にも盤層が見られ、中には帆立貝等の化石が発見されることがある。大古この邊は海底であつたのが隆起して現在に至つたといふことが誰にでも想像される。



雨龍川

これらの川を併せる雨龍川は其の長さ百八十四軒で、幌加内村の奥地に源を發し、我が村の東南を蜿蜒と流れ、北龍村を過ぎ雨龍村に至つて、北海道第一の長流石狩川に注いでゐる。本村の主なる平地は雨龍川等の流水が運んだ土が積つて出來たのであるが、農耕地としてよくしてゐる。

沼田市街の西南は本村中最も平坦な土地で其の他は一般に高低が多く、一米から三米の起伏は至る所にあつて、山の方へ行き次第その差が甚しい。山の麓までは廣くとも僅かに四軒

高台・眞布・石田の澤方面には時々畑から石器・土器が発見されることがあるが、曾ては舊土人の棲んでゐたことはアイヌの澤だけではなしに本村でも廣く分布してゐたことがうなづかれる。

舊土人

沼田村には居ないが、音江・深川・一己・雨龍の諸町村には少數住んでゐる。

でウツカ・ヌツプ・眞布・幌新方面は直ぐ山になつてゐる。

「昨日の淵が今日は瀬となる」の譬の如く、出水毎に河岸が破壊され、耕地を狭められることがあるので各所で護岸工事を施してゐる。達布方面は川幅百米の雨龍川であるので殊に甚しく、護岸にも入念に注意されてゐる。

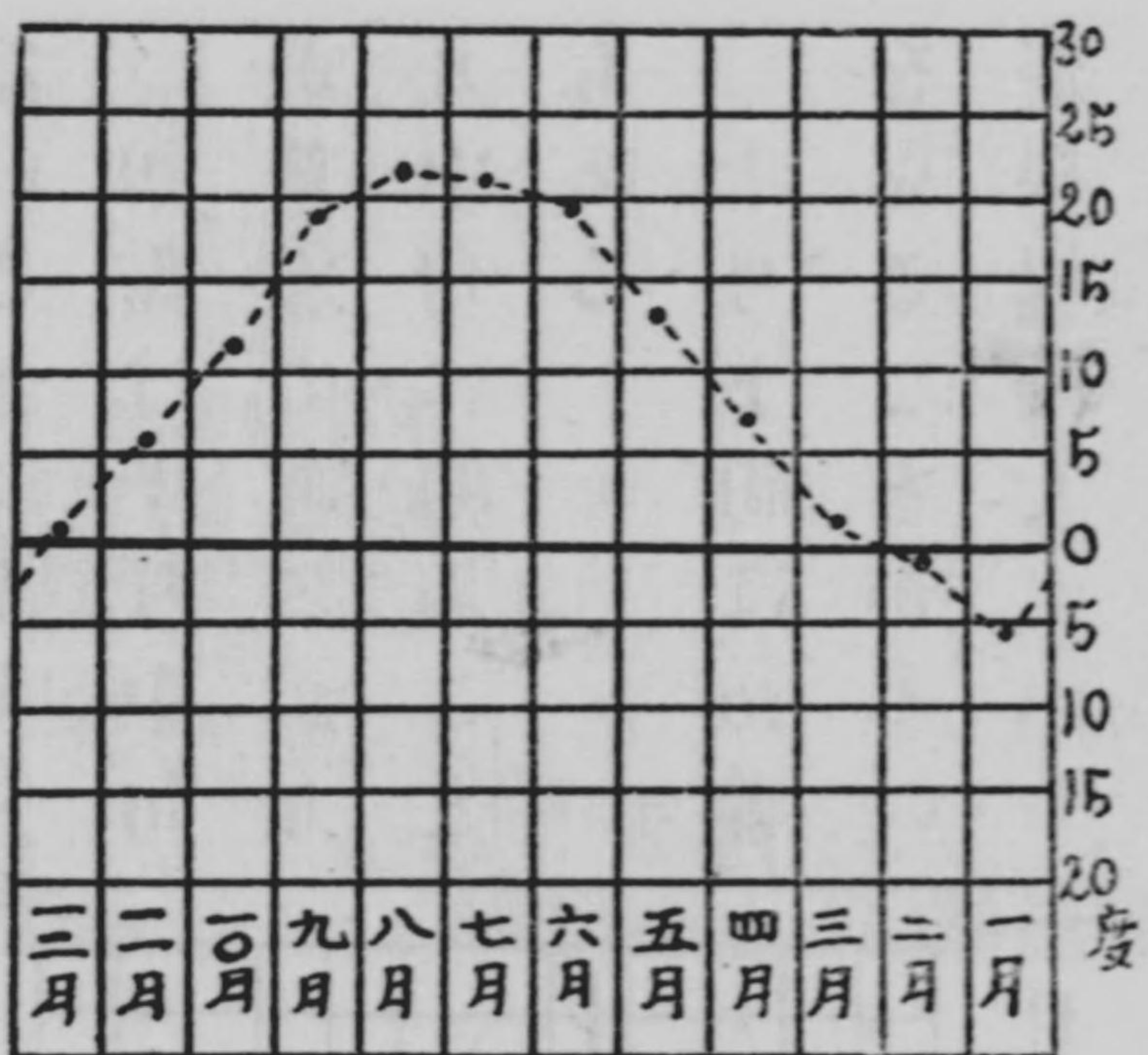
雨龍川の水は中島の先では秩父別土功組合、ウツカでは沼田土功組合、鷹泊ペンケ方面では鷹泊土功組合の灌漑溝にとり入れられ、又白探眞布川の出口一の澤には藤澤土功組合の貯水池がある。

四、氣候

氣 溫 北海道は温帯に屬して滿洲の新京・フランスの南部と同緯度ではあるが、海流の影響で比較的寒い。我が村は北見方面に比べては氣溫が高く農作物もよく實る。

年中氣溫は別表の通りであつて、夏の平均氣溫は二十度冬は零下三度となつてゐるが、最も暑い日は二十五度以上にのぼり、最も寒い日は零下二十五度をくだることがある

明治三十五年一月二十五日は旭川は零下四十一度を示し領土を除いた日本内地での最低記録を作つた。青森の八甲田山麓で遭難した第五聯隊の話は此の時であるが、我が村でも醬油が凍り、石油の吸上がきかなくなつてランプが消えさうになつたといふ。



雨・霜・雪 日本は雨の多い國であるが、本道はその割に少い。然し天塩山脈南部は本道でも雨量の多い部分に入つてゐるので沼田村では灌漑水に不自由するやうなことは少ない。降雨の多いのは七・八月頃であるが、六月中旬以後に一週間も十日間も雨天

梅 雨 之がこの地方の梅雨であらう。府縣の様にはつきりあらはれることは少い。石狩川流域では雪融けの大水と共に水害に見舞はれることがある。然し本村は幸にも水害の慘禍に浸されるこ

達布方面は海拔四十五米で本村の最底地で雪融け頃には水害になる事がある。其の様な場合には此の方面の人達は夜も眠らないで警戒をする。

累年平均初霜

深川町 十月七日
旭川市 十月四日
羽幌町 十月廿二日

早霜の年は春から天候も不順で、作物の發育が遅れ害を被ることがあるので、村や、各部落の諸団体では毎晩寝ずの番をして気温を計り、隣村や測候所とも連絡をとつて煙燵をなし霜害豫防につとめることがある。

雪は一般に日本海方面に多い。

とは少い。

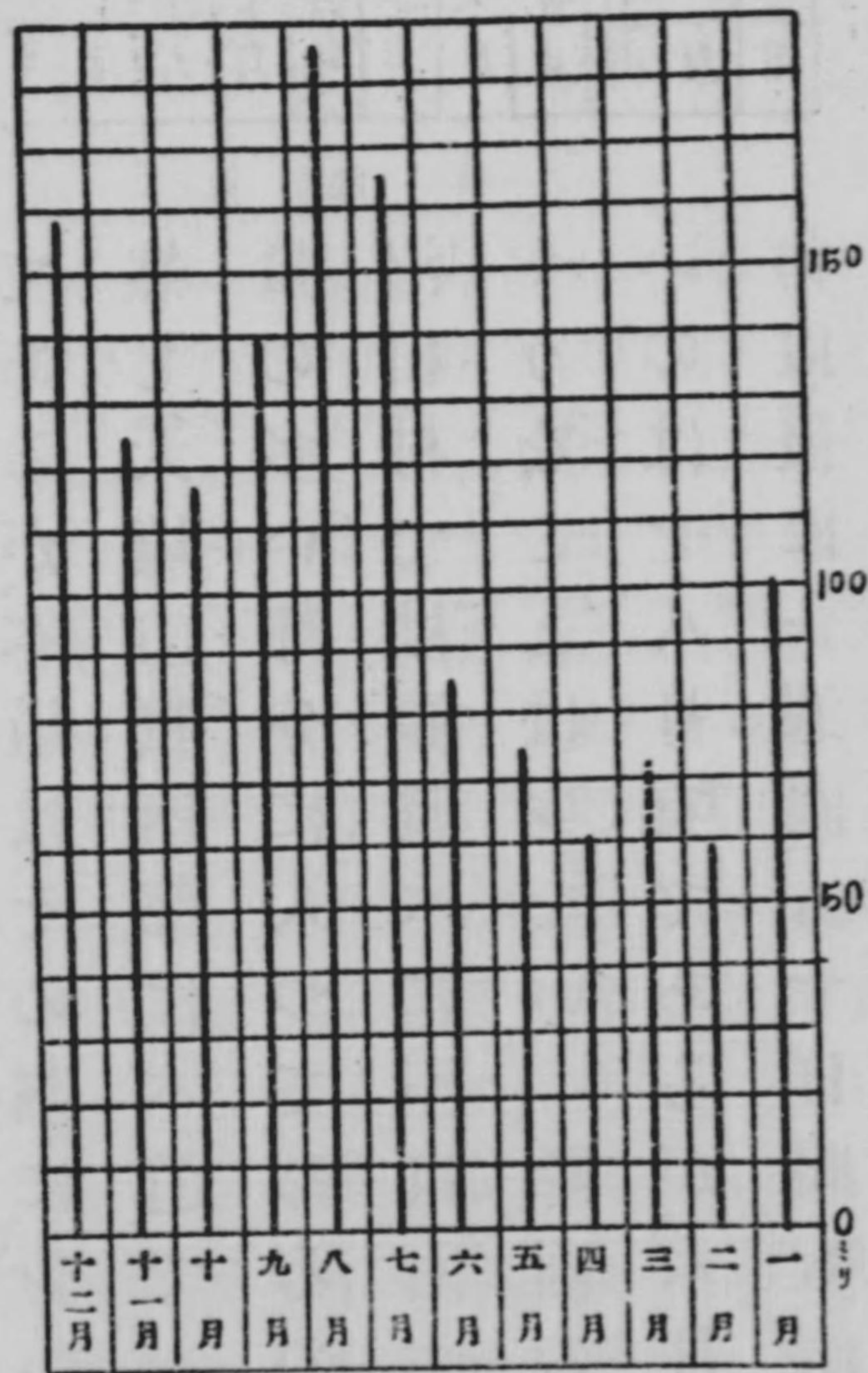
水害の少いのは高い土地の多いのにもよるだらうが、天塩山脈の大森林が澤山の雨水を貯へておいて一度に流さないことにもよる。

初霜は十月中旬が普通であるが九月中旬に結ぶこともある。

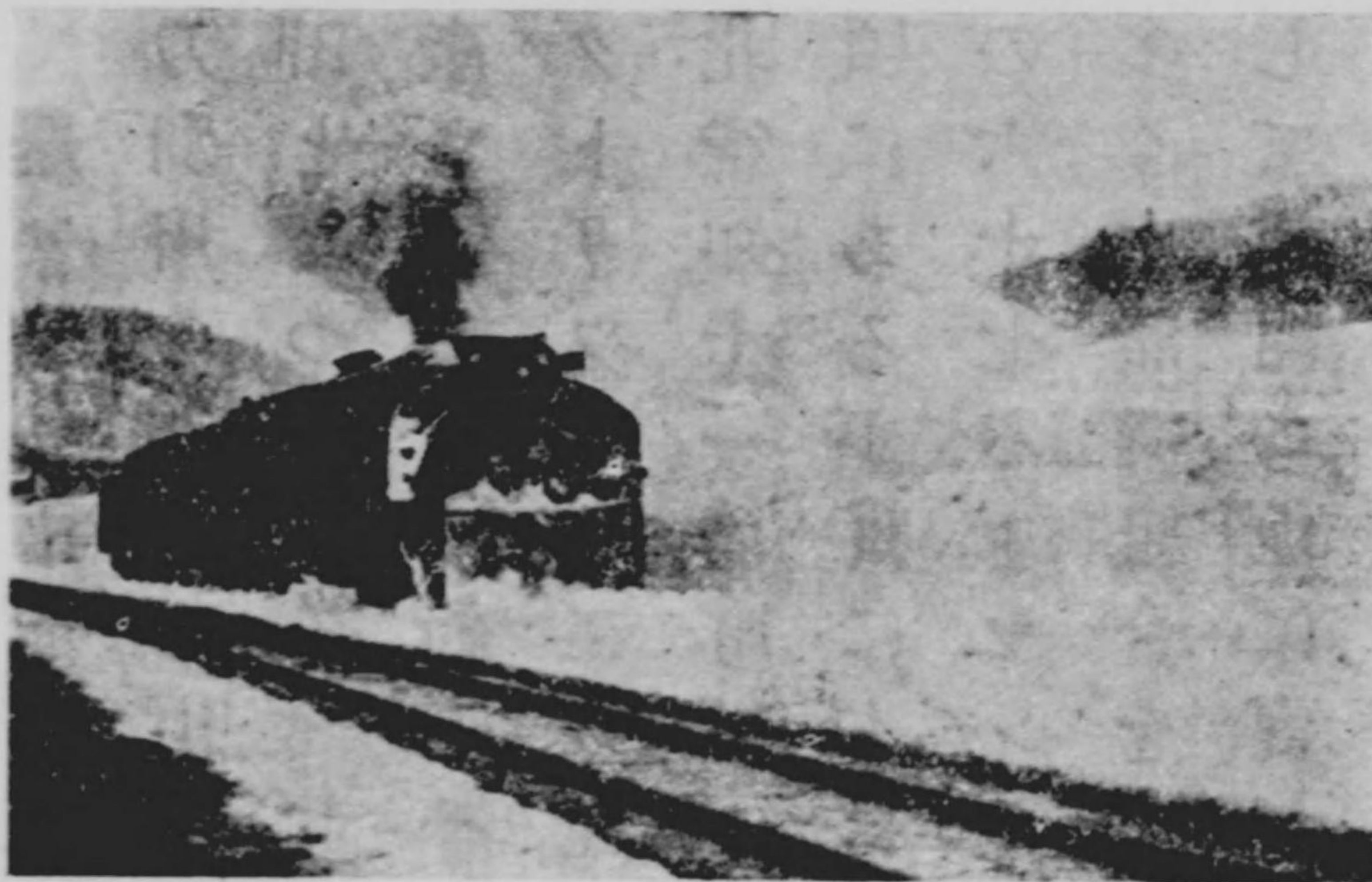
十月下旬に初雪を見ることが多い

が根雪は大てい十一月下旬である。然し十二月に入つても自轉車で通れる年もある。

本村は一般に積雪が多く稀には一日の降雪が一米に達することもある。一般に山に近い部落程雪が多く殊に昭



(表 量 雨)



(リタロ) 車 雪 排

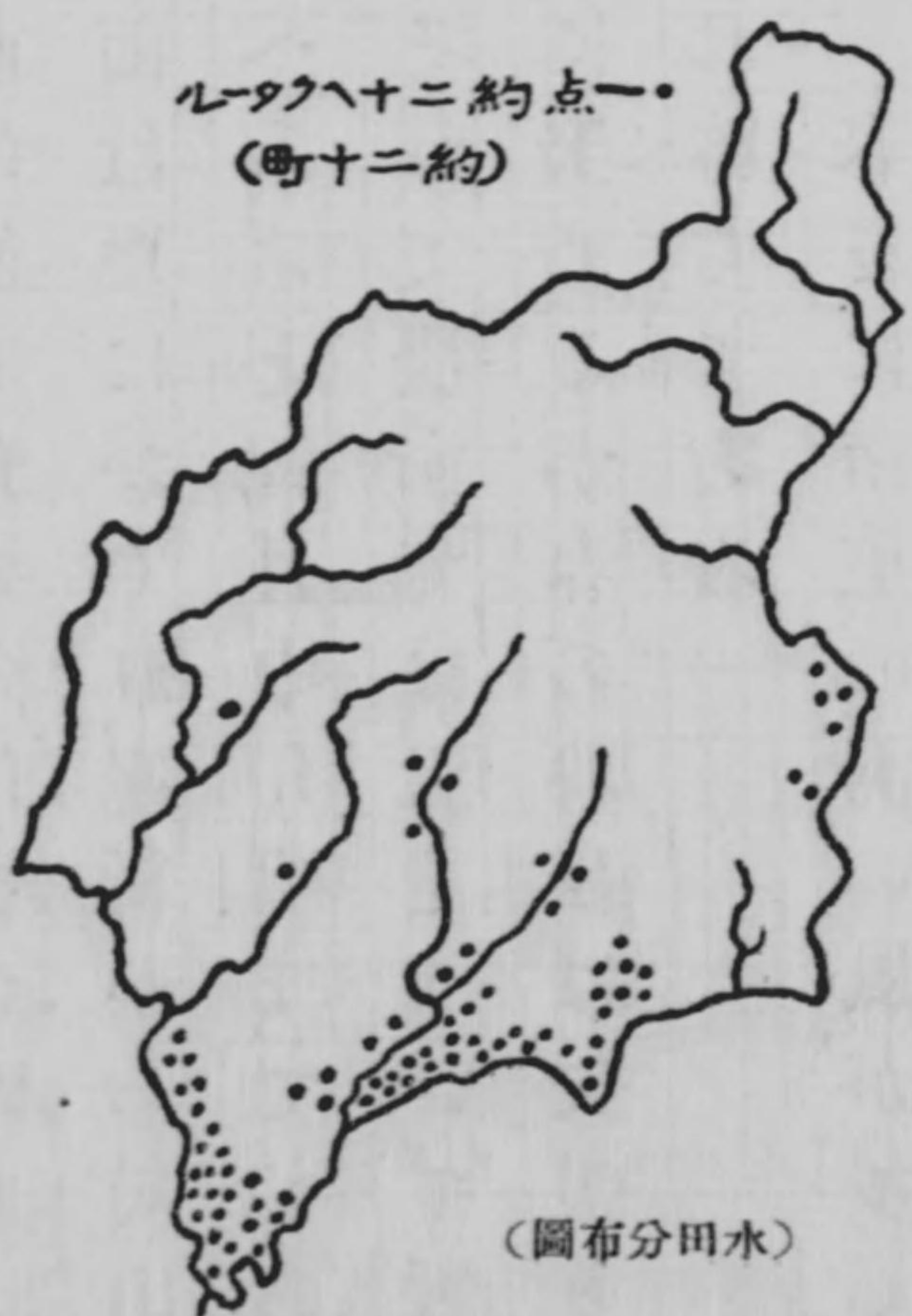
和方面は積雪四米に及ぶことがある。雪融は大抵四月下旬で、北方に山地を控へてゐる關係からか、深川町に比して一・二週間おくれるのが常である。殊に藤澤・眞布・奔々・奔仁・ウツカ・ヌツプ方面は更におくれ、幌新から炭山地帯へ入ると五月中旬頃までもある。それで農家では土をまいて雪消しに努めるが春の耕耘は矢張りおくれ勝ちである。

風 春夏に南東の湿い風が多く秋冬には寒い北西の風が多い。周圍に山が多いので他村に比べて風は弱い、二百十日直後に大暴風が吹き荒んで、稀には落葉松を根こそぎにしたり、屋根を吹き飛ばしたりする事がある。

五、産 業

農 業

雨龍川流域の平地とボン川・白採眞布川・幌新太刀別川の流れる山間平地は所謂沖積土で地味肥え殆ど水田となつてゐる。其處で生産される米は約五千四百ヘクタリツトル(二万九千石)で北空知十一箇町村中では中頃にあるが、實に本村農産額の六十七パーセントを占め多くは産業組合を通じ主として道内各地に賣り捌かれてゐる。米を育ててくれる雨龍川や他の諸川は水田の母と云つてもよく、村の灌漑溝は血管の様なものである。



沼田村生産價格

(昭和十一年)

農産	九二六、四一〇
畜産	二一、七七二
林産	一七九、三六一
工業	八六、四二六
鉱産	一、四二三、三六五

米生産額

(昭和十一年)

妹背牛村	九、七〇〇(五、三九四)
秩父別村	六、五五五(三、七九二)
雨龍村	六、五八六(三、二四七)
一己村	六、八〇三(三、五、三五)
北龍村	五、八二一(三、一、五、六)
深川町	五、八五五(三、三、六、六)
沼田村	五、四五六(二、九、〇、〇)
納内村	三、六三三(三、二、四、〇)
音江村	三、七、六、八(二、〇、八、七、〇)
多度志村	三、一〇八(一、七、七、九)
幌加内村	二、九、七、二(一、六、〇、六、〇)

除蟲菊生産高

(昭和十年)

多度志村	一三、八、三〇(三、六、八、五、六)
音江村	一三、六、九、五(三、五、四、五、四)
沼田村	六、七、六、九(一、八、〇、五、三)
北龍村	四、三、五、六(一、一、三、五、〇)
幌加内村	一、八、四、九、五(四、九、三、三)
秩父別村	一、六、四、七、〇(四、三、三、二)
一己村	一、五、三、〇、九(四、一、〇、九)

除蟲菊は農作物の殺蟲劑・蚊取線香等の製造に使はれる。

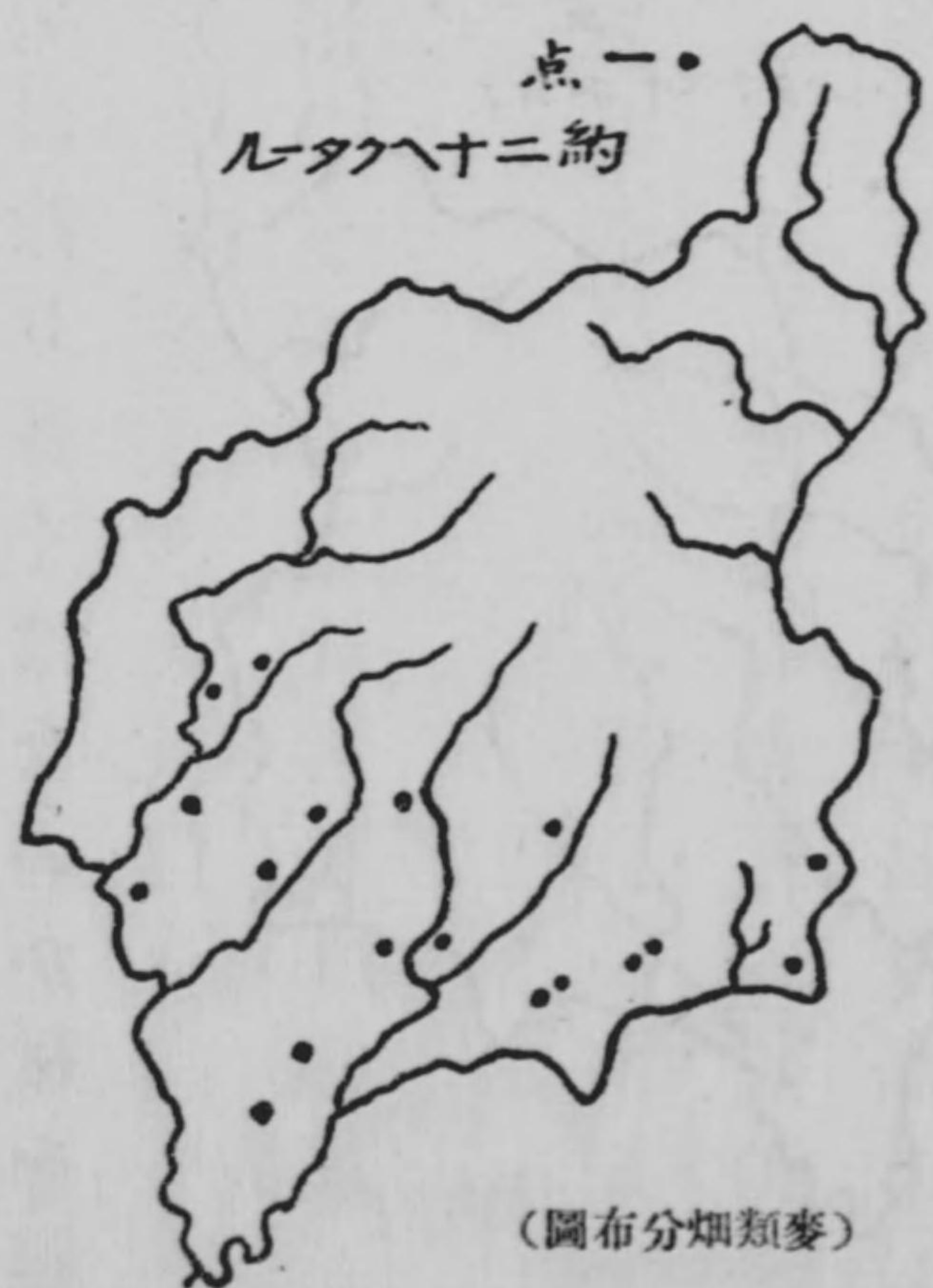
燕麥生産高

(昭和十年)

音江村	五〇、九一三
北龍村	一四、五五二
沼田村	一一、五五〇

馬鈴薯

全国の約五割が本道。



水利の不便な山地と山麓地は多く畑に利用されて除蟲菊や燕麥・小豆等の穀菽類を産してゐる。日本は世界に誇る除蟲菊の産地で、北海道はその四割を産してゐる。本村は北空知でも多度志・音江兩村に次いで第三位の産額を示してゐる。以前は神戸・大阪方面に送られてゐたが、最近全道のもものが産業組合聯合會に取りまとめられ、小樽港から直接アメリカ合衆國に輸出されたり、他府縣に移出されたりしてゐる。

麥類では燕麥が最も多く北空知中でも産額の多い方で北龍村と略々相匹敵してゐる。その他小豆・大豆・豌豆・菜豆の豆類や、蔬菜・馬鈴薯等を産出してゐる。馬鈴薯は多く濃

馬 八七一頭(昭和十年)
牛 八五頭(昭和十年)

卵價 (昭和九年)
一、六八六圓

木炭 (昭和十年北空知第一)
九、一六〇圓

空知炭田
夕張炭田
雨龍炭田

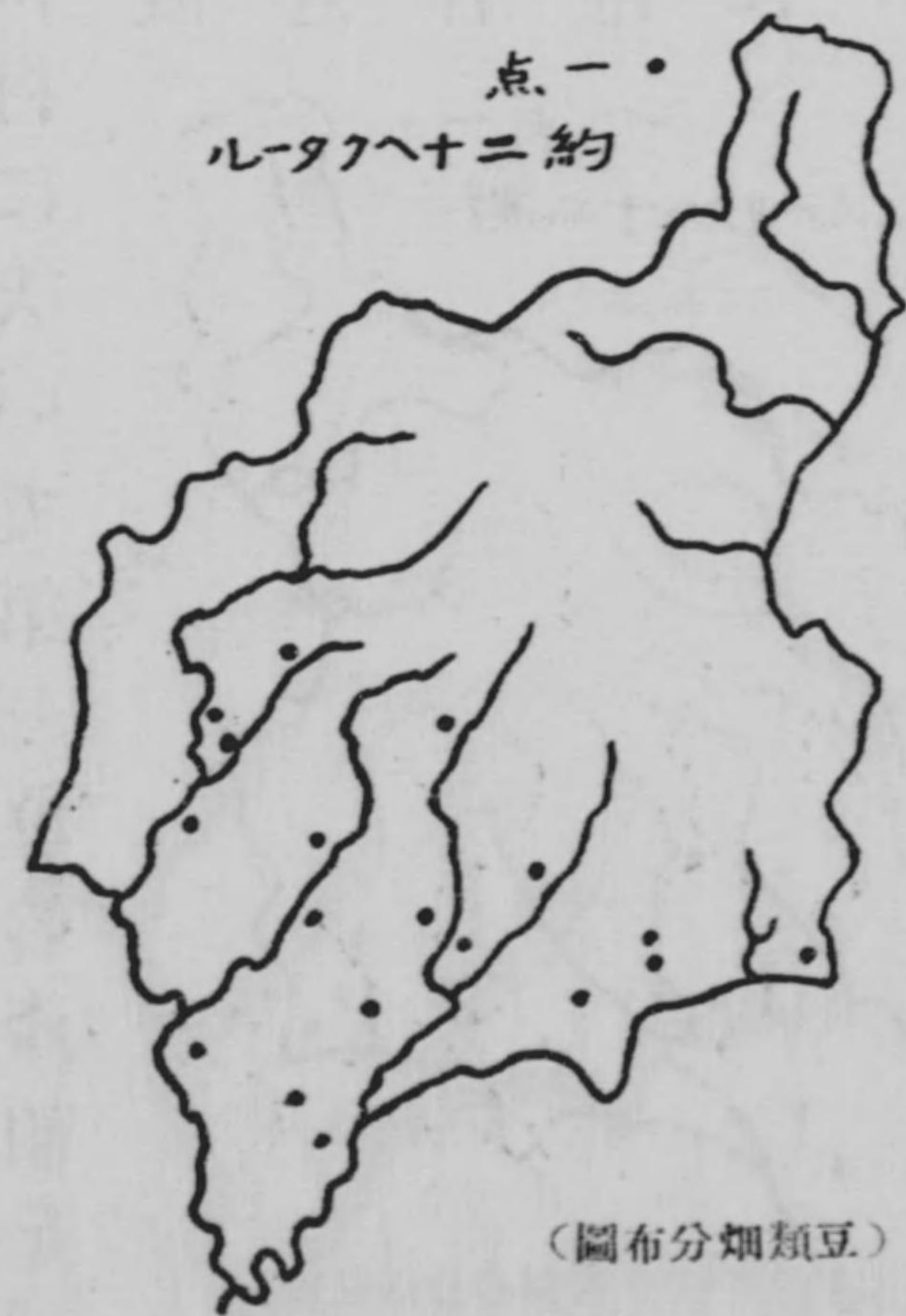
石炭産額(昭和十年)
一、二四〇、〇〇〇圓

粉にされ、雑穀と共に全道及び他府縣各地に送られる。

馬は農家各戸に養はれ、牛は奨励されてゐるが未だ盛になつてゐない。牛乳は沼田・多度志の兩驛を経て奈井江の煉乳工場に出される。豚や兎は餘り多くはないが雞を養つてゐる家は大分あつて卵の年産額は一萬圓を越え年々増加の傾向にある。しかし畜産は未だ盛だとはいひ得ない。

林業 冬季は北海道

炭礦汽船會社所有林・幌新太刀別御料林・村有林から伐採されて角材・丸太材として沼田・多度志驛より各地に送られ、炭材は木炭にされて、冬期に於ける主要な生業となつてゐて、これらの林産額は二十萬圓を越えてゐる。



工業 製材や蕙繩の藁工品其の他の工産品を合すると年産額七萬圓近くになる。

鑛業 空知管内三炭田の一である雨龍炭田の大部分は本村にあつて、淺野・昭和兩礦で昭和四年以來採炭事業に着手し、逐年其の産額が増加してゐるが更に事業の擴張を計劃されてゐるから、數倍の産出を見るのも近いかい將來であらう。

山勝ちの我が村は耕地面積こそ割合に少いが、山地帯に於ける石炭と大森林を思ふとき産業上の大沼田を感じさせられるのである。

かくして本村の年總生産額は二百十萬圓以上となつて北空知第一位を示してゐる。

六、交 通

五ヶ山橋

翔龍橋

大正十三年架橋。

地方費道路

拓殖費支辨の道路。

准地方費道路

本道のみにある、地方費負擔の道路。

道路 道路は北龍村から五ヶ山橋を過ぎ本村に入り沼田市街を横切つて翔龍橋を經、秩父別村に至る延長三杆の地方費道路と沼田市街から高台中越を過ぎて多度志村に續く約七杆の准地方費道路とが、その根幹で、後者には夏季定期乗合自動車の便がある。

村道は奔二部から分れて奔三部を經て奔々・奔仁の方へ分れ行くもの、原野で地方費道路から分れ藤澤を過ぎ眞布に入るもの、沼田市街から達布を過ぎ源次橋(開墾當時の河清橋)を經て北龍村に入るもの、中越から東豫に向ふもの、及びヌツプ方面の道路が主なるもので、これらを相互に連絡するものを合する時は百杆に餘る延長となる。地方費道路は年々手入をされて自轉車・馬車の通るのにも大變便利

になつた。

熊笹が生え茂り道に迷ふことのあり勝ちな開拓當初やぬかるみに丸太・割木を詰めた昔の道路が、かくまでよくなつたのである。然し村道中には未だぬかるみ勝ちのところも多く砂利敷をはじめ道幅の擴張や、坂の切下等將來改善を要するものが少からずある。これ等は我等に課せられた任務である。

馬車 (昭和十年)

二七〇台

石狩沼田驛

(昭和十年)

乗客	七三、〇四一人
降客	七一、〇三四人
乗降客	三九五八弱
一日平均	三四、二九九圓
貨物運賃	

馬車・馬橋 荷馬車・馬橋は收穫物・日用品の運搬用として大切な役割をしてゐる。冬季造材が始まると農家は角材運搬に従事するが、このときはバチを使用する。最近收穫物運搬には貨物自動車の利用も少くない。

鐵道 鐵道は深川驛で函館本線に分れ、秩父別村を經て、本村南西部を過ぎ、留萌港に至る留萌線が古くから敷設されてあつたが、昭和十年札幌から石狩川右岸の各村を過

札沼線全通
昭和十年十月三日。

沼田驛よりの秆
數及所要時間表

市町名	秆數	時間
留萌	三五七	一時間
岩見澤	八〇四	二時間餘
旭川	四六六	一時間半
札幌	一一〇〇	三時間半
札幌	一一〇〇	四時間半
室蘭	二二〇六	六時間餘
帶廣	二一〇四	八時間
稚内	三〇五五	九時間半
釧路	三四八七	十時間半
函館	四〇三〇	十二時間半
根室	四八四一	十五時間
深川	一四〇四	三十分間

留萌鉄道諸驛
（昭和十年）
乗客 四八、五四八
貨物運賃 一二九、四三二圓

龍水橋
大正十年架設・昭和四年架替。
鷹沼橋
昭和四年架設。

普通郵便（昭和十年）

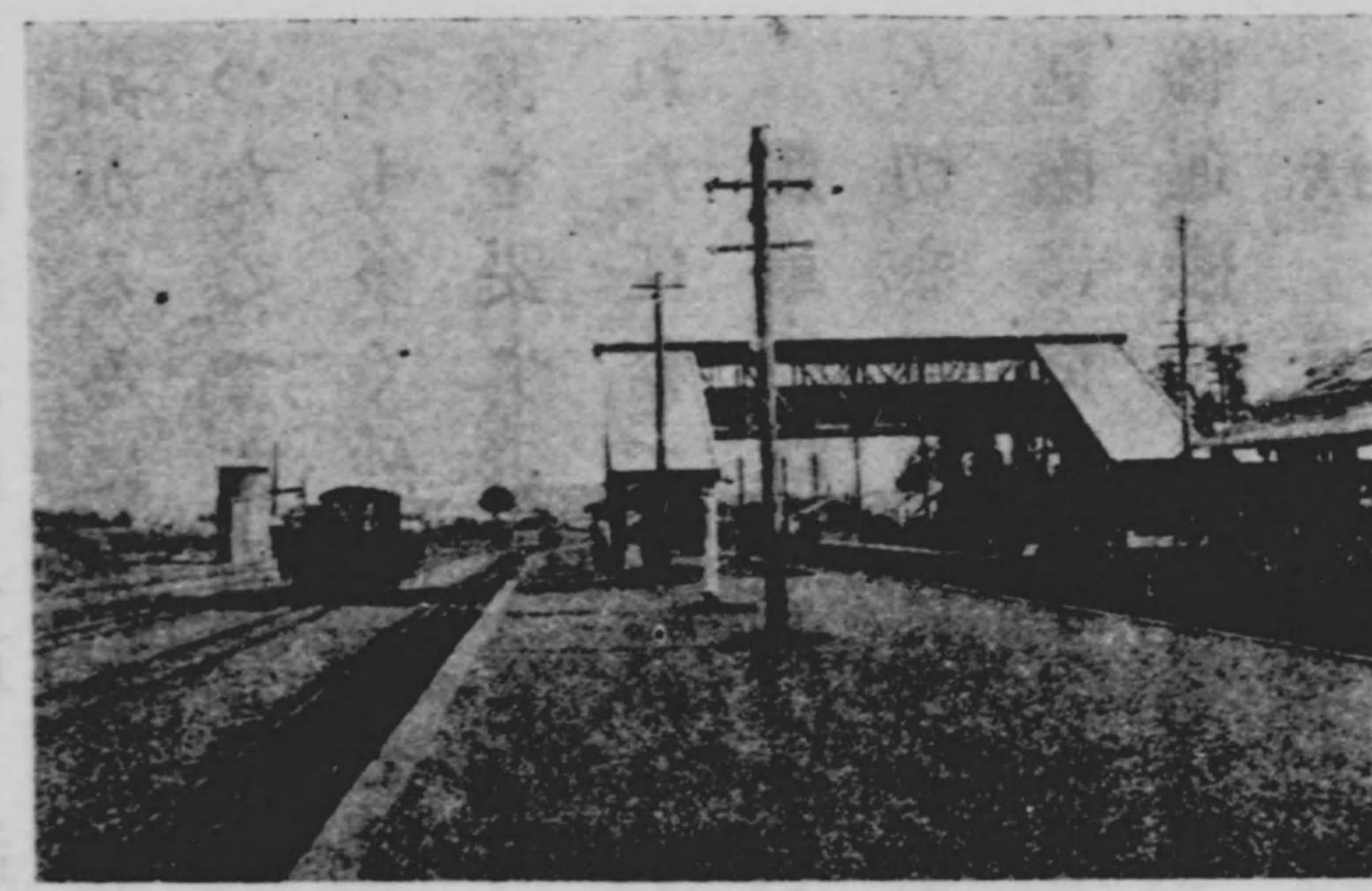
沼田局	浅野炭山局
引受 三、四八〇	引受 九八、三六九
配達 五七、九九九	配達 一四八、三七六

小包郵便（昭和十年）

沼田局	浅野炭山局
引受 三、二五七	引受 一、三〇〇
配達 八、三九九	配達 三、三三八

郵便集配人
沼田局 七人
浅野炭山局 三人
昭和炭山郵便局は昭和十二年一月開局。

六六
きて来る、札沼線が石狩沼田驛で合してから、同驛の昇降客も激増し、沼田市街も活氣を呈するやうになつて来た。



石狩沼田驛

留萌鉄道(社線)は北龍村の惠比島から分岐して昭和に至るもので、浅野・昭和兩礦の石炭を移出する爲に昭和五年敷設されたものである。十七秆六分の延長を有し村内省線の十一秆三五に比して稍や長い。幌新・浅野炭山・太刀別・昭和の四つの停車場があつて乗降客は石狩沼田驛より大分少いが石炭の搬出等による貨物運賃は極めて多く、沼田驛の三倍餘に及び今後更に激増の趨勢にある。又共成方面は龍水橋を渡り、ヌツプは鷹沼橋により、ウツ

カ・不知火は各々そのこの渡船によつて幌加内線の多度志・鷹泊・幌成の各驛に至り深川・旭川・札幌等に出るのが普通である。又東豫の人は龍水橋を廻らずに渡船を利用して直ちに多度志に出ることが多い。

通信 郵便局は沼田市街・浅野炭山及び昭和炭山にある。地勢と交通上、ウツカ・ヌツプ方面は鷹泊郵便局の管轄に入つてゐる。

沼田市街には大正八年特設電話が架設せられて大そう便利になつたが、沼田土功組合では市街事務所から中越・東豫・ウツカ方面に専用電話を設けてあるので、この方面の人は急用の時には利用も出来て大變都合がよい。驛遞所まで人に依頼したりした昔にくらべて、誠に有難い世の中だといはねばならぬ。

七、市街・聚落

本村の戸口は平地及び山間に多く發達してゐるが、大体

商業的な沼田市街、鑛業的な淺野市街と昭和炭山、純農としての諸部落の三つに分けることが出来る。

沼田市街 現在戸數三百を越え北空知の農村市街中でも大きな方である。

行政上四區に分けられてゐるが、高台の加藤市街はこれに引き續いてゐる。



沼田市街本通

村役場は第二區にあつて、沼田小學校は第四區にある。

其の他旭川區裁判所沼田出張所、沼田巡查部長派出所、沼田

北空知農村市街 (昭和九年)

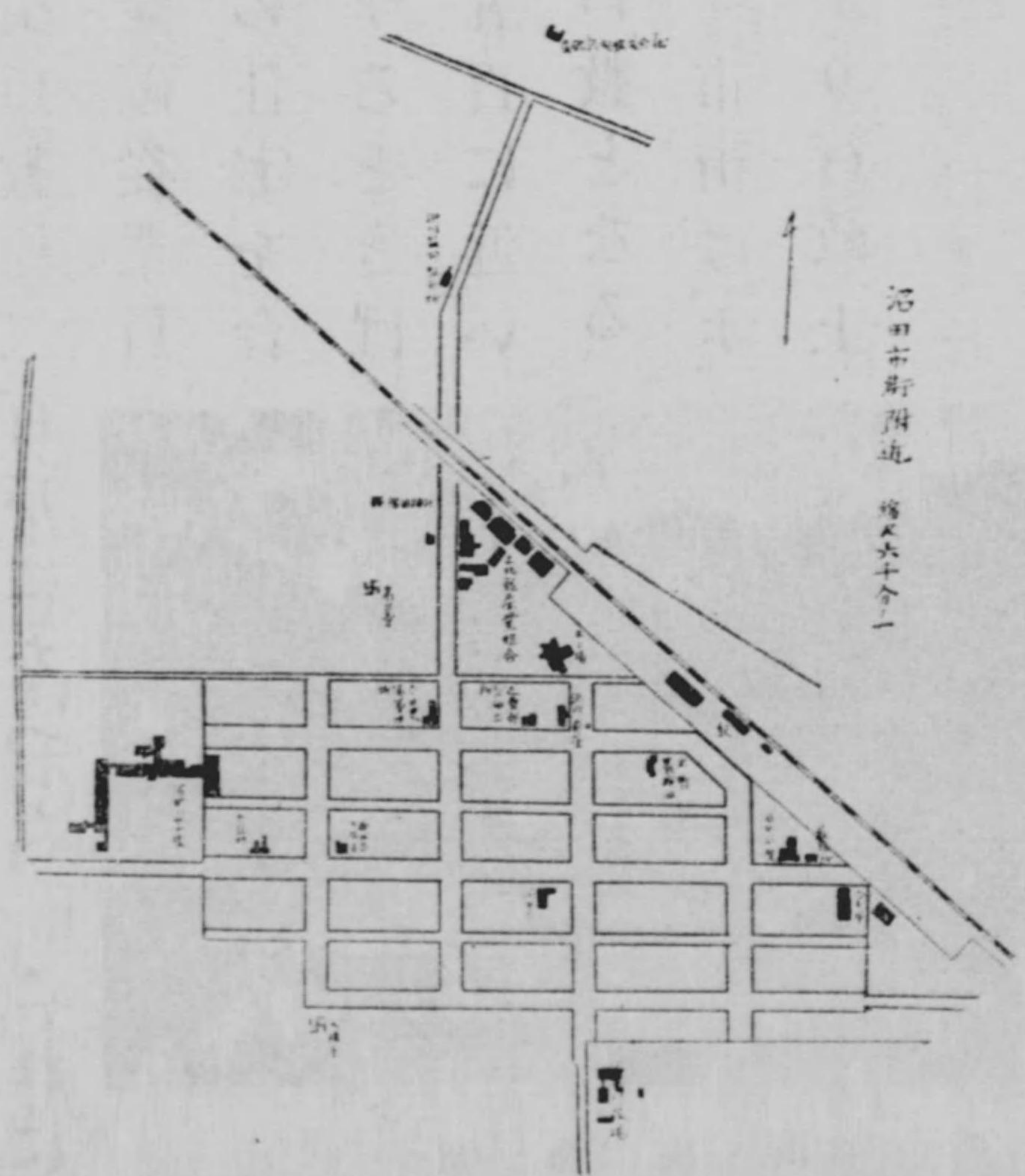
妹背牛	三三五戸
沼田	三二八戸
秩父別	二五〇戸
幌加内	二〇八戸

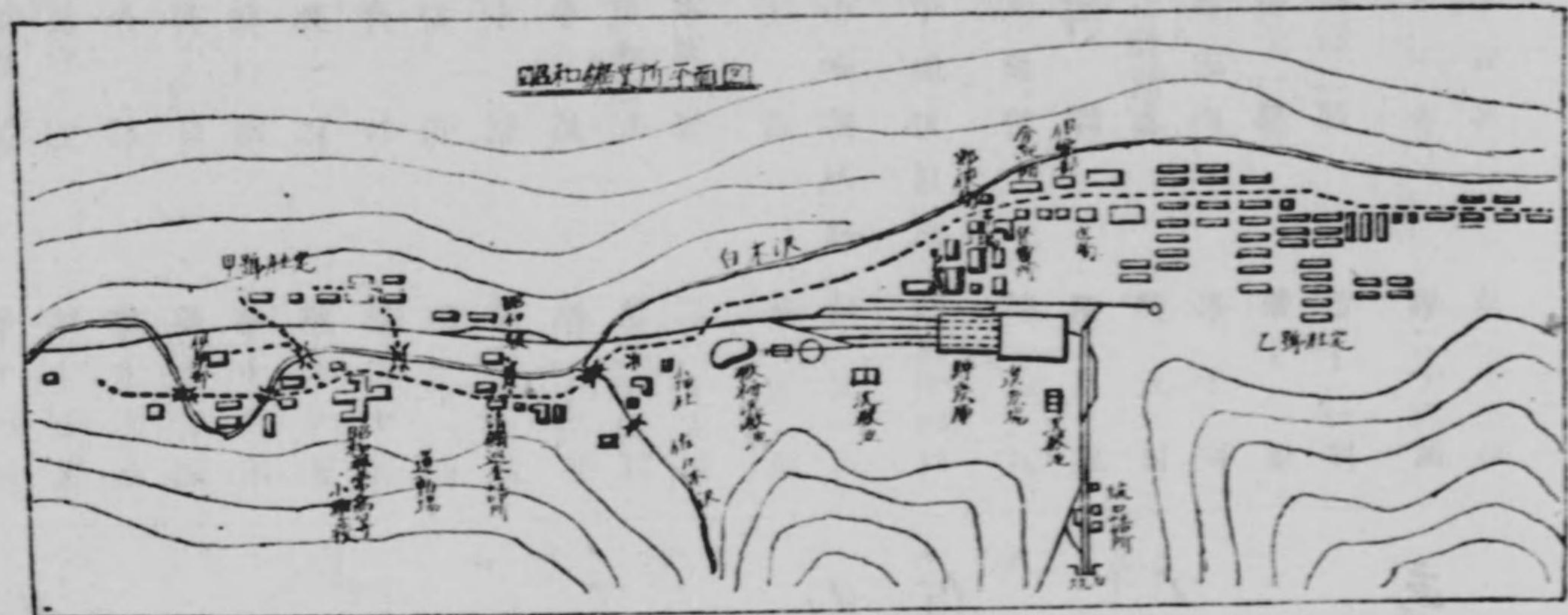
(二百戸以下略)

沼田市街

- 第一區
- 第二區
- 第三區
- 第四區

巡查駐在所・帝室林野局深川出張所、沼田分擔區駐在所・河川監守詰所・石狩沼田驛・鐵道保線事務所、深川出張所、沼田詰所、沼田郵便局、北海道農産物検査所、沼田村派出所の諸官衙及沼田産業組合や多くの商店が軒を並べ、又沼田神社・大徳寺高台寺等もあつて、村内行政交通商業等の中心となつてゐる。昭和十一年の秋、馬検場が設けられ翌十二年軍馬購買指定地となり市街は更に發展しつつある。又市街近くにある大日本電力株式會社沼田變電所では沼田・秩父別・北龍・多度志各村の送電を行つてゐる。



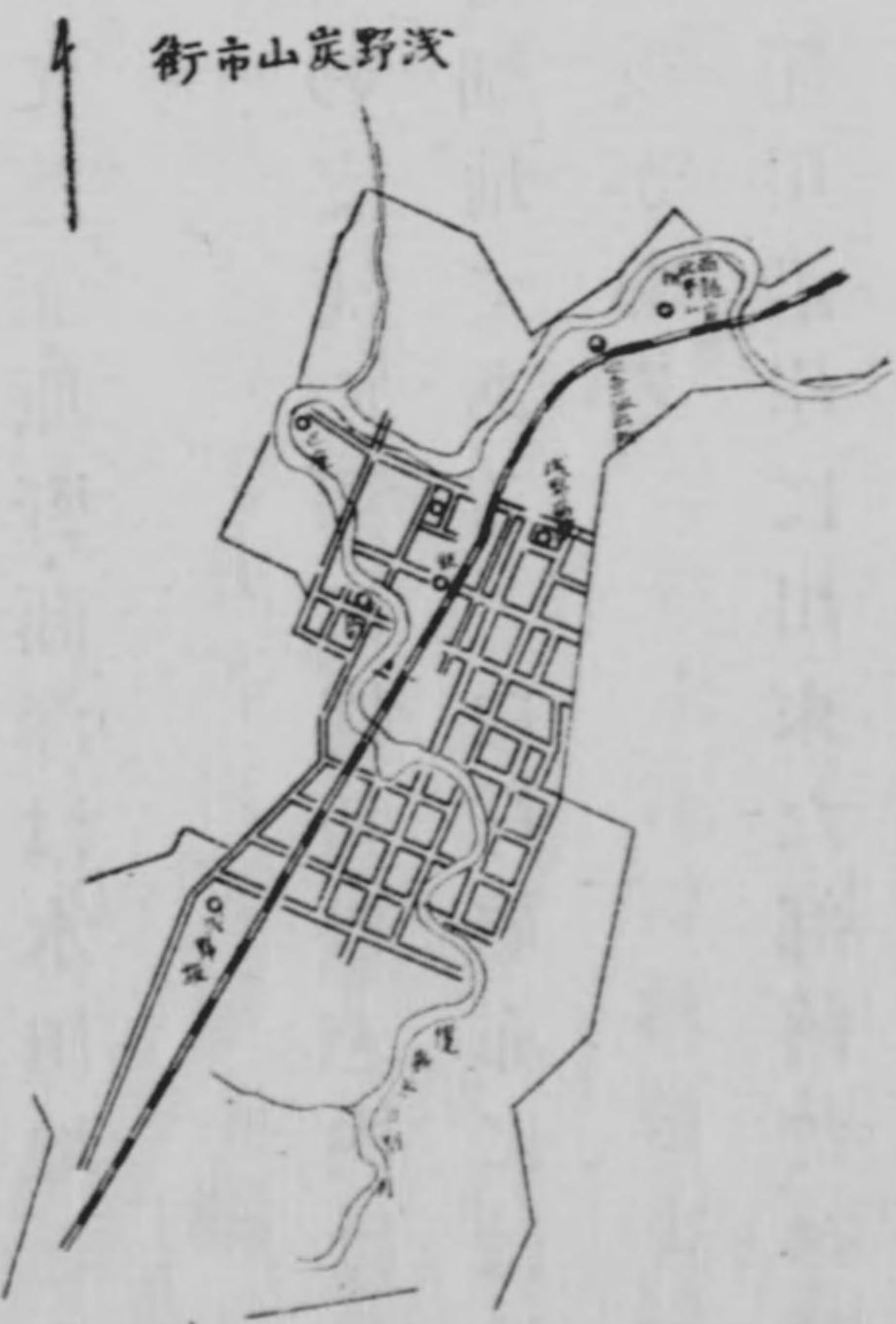


便局・浅野炭山請願巡査部長派出所・浅野炭山驛があり商店も多い。

昭和は浅野から五軒餘はなれ、留萌鉄道の終点で、三百戸に近い戸数があり、昭和鑛業所や、昭和小學校・昭和請願巡査駐在所・昭和郵便局等がある。

純農部落 沼田市街の東は高台一、二部・奔一、二、三部・安達中越・中島・東豫一、二部の諸部落が續いてゐて割合に水田地が多い。それからポン川上流の澤に入つて奔々・奔仁の二部落がある。

奔二部・奔三部・安達中越・中島・東豫一部・東豫二部の七部落は神社・學校を中心とした所謂共成部落であつて、各方



浅野炭山 第二十九區
 浅野炭山市街 第三十一區
 西部 第三十二區
 東部 第三十三區
 中部 第十三區
 浅野農業地帯 (幌新三部)

昭和炭山

第三十區



浅野炭山市街

浅野炭山及び昭和炭山 浅野は昭和四年浅野炭鑛の採炭事業の着手及び翌五年の留萌鉄道の開通につれて急激に發展し市街戸數約二百戸になつた。これに炭鑛従業員の住宅を合するとときは五百に近い戸數となる。市街は、ホ



昭和炭山

ロニタチヘツ川にまたがり行政上四區に分けられてゐる。

浅野雨龍鑛業所は第二十九區にあつて浅野小學校は第十三區にある。其の他浅野炭山郵

高台一部	第十四區
高台二部	第十五區
奔一部	第十六區
奔二部	第十七區
奔三部	第十八區
奔々	第十九區
安達	第二十區
中越	第二十一區
中島	第二十二區
東豫二部	第二十三區
東豫一部	第二十四區
達布	第二十五區
中原野西部	第二十六區
中原野東部	第二十七區
大原野	第二十八區
藤澤	第二十九區
白採眞布	第三十區
豊志内	第三十一區
幌新一部	第三十二區
幌新二部	第三十三區
ウツカ	第三十四區
不知火	第三十五區
ヌツプ	第三十六區

面に一單位となつて活動してゐる。中越には共成小學校、沼田産業組合出張所があり、安達には共成神社及び正見寺がある。奔々には奔龍小學校、奔仁には開成小學校がある。西の方は廣く平野になつて達布・原野・藤澤は水田地として發達してゐる。

白採眞布は幌新太刀別川の支流の澤に、幌新・豊志内はその本流の澤にあつて、何れも畑地である。白採眞布には眞布小學校、幌新には幌新小學校がある。

ウツカ・不知火・ヌツプは雨龍川沿岸に出來た部落で、ヌツプは大方水田地で、他は主に畑地である。

ヌツプには龍水小學校があり、ウツカには龍山小學校があつて不知火の兒童も通學してゐる。

八、結 び

今や本道に於て優秀なる地位にある我が村は歴史之部各課に述べたやうに我等が父祖先輩の勞苦の賜でなくて何であらう。本村は天塩山脈によつて石炭・木材等無盡藏な富源に恵まれ、蜿蜒たる雨龍川及びその支流は沃野を浸して、黄金の波を漂はせてくれる。

各種の産業は發達し、種々の文化施設もよく備はり一般の生活程度も田舎としては上位の方で我等は實に幸福であることは地理之部に於て認識されたことと思ふ。けれども反面に於ては生活の向上と近年打續いた冷害凶作、所によつては地力減耗の爲め個人經濟は逼迫し、村財政も亦各種施設の擴充に伴つて苦境に陥入つてゐるのである。

公
民
科

我等は今に於て緊禪一番、開拓當時の心持に還り、村の各指導機關とよく提携して、本村振興の爲めに努力しなければならぬ。

公民科

一、村

徳川時代の地方行政
地方の行政については、昔から重要視され、色々の改変があつたが、徳川幕府の中頃から、町年寄・名主・地主・或は庄屋・組頭・百姓代（村方三役）といふのが出来、これ等が警察・租税・産業・土木等一切の責任を負つてゐたのである。

自治制度沿革

明治十一年區町村會開設。
十五年區町村會法制定。
二十一年市制町村制發布。
二十三年府縣制發布。

旅に出て思ひ出すのは、我が家のこと、我が村のことである。山一つ越え、川一筋渡つた隣村のことはそんなに氣にならぬが、村内のことは小さなことでも心にかけるのが常である。これは何故であらうか。自分の村は故郷である。故郷でないまでも自分に對する關係が深く、今まで骨を折つて育てて來たところであつて、これからも大きな期待をかけてゐるところだからである。それでは村とはどういふものか、我等はもつとはつきり知つておかねばならぬ。

自治制度 村を知るには先づ、自治制度といふことを話さなければならぬ。これは地方の事情によく通じてゐる住民に、その地方の政治を行はせることである。この制度

は、明治天皇の深い思召に基くもので、その地方の人々の共同の利益を發達させ、幸福を増進させるには、國家で直接行ふ政治の外に、我が國で昔から行つて來た方法、即ち附近の人々が、名主や庄屋を中心に、仲よく團結して、その地方を治めて來た、あの昔の慣習をもつと押し擴げて、制度と遊ばされたのである。故に我等は、村については先づこの聖旨に副ひ奉るやうに、努めることが第一である。

自治の精神 自治制度は自分達の團體を自分達で治めて行くのであるから、獨立自營の精神と、公共共同の精神とを、各自がもたなければならぬ。故に濫りに他の補助や、助力を仰ぐことは、恥辱であると思はねばならぬ。又自分に親しい者だけの勢力を張るとか、自分達の利益の爲めにするとかいふやうなことは、自治の本旨ではない。どこ迄も村全体の利害を知り、村全体の發展を圖るために、小を棄て

町村の定義

第一條

町村ハ從來ノ區域ニ依ル

第二條

町村ハ法人トス官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並ニ從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス

大につかなければならぬ。之が公共共同の精神である。村民全体にこれ等自治の精神がなければ、どんな法律が完備しても、村の一部の人に立派な考の人が出來ても、村民全体の利益幸福を増すやうな立派な村とはならぬ。而して本道の政治にも、國家の政治にもこの自治の精神で當らねばならぬことは言ふまでもない。

村 村には一つの區域が定つてゐる。我が村でいふと、北空知に二十二方里の地域が確定してゐることである。それからその地域内に住民が無ければならぬ。そしてこれ等住民が國家から自治權を與へられ、ここに始めて村となるのである。かくて村は政府の監督を受け、自治的に國政の一部をその區域内に行ふものであるが、村はその外に自治体の公共事務とは關係の無い、國家の行政事務をも委任されて行はなければならぬ。これは村が地方自治体で

一級町村と二級町村との相異点

本道では開拓日向は浅いので、其の自治も訓練の道程にあるため、一級二級といふ制度がある。

一級二級の異なる点は、一級の公民は居住年限が二年であるのに、二級では一年であること、一級の村長は村會の選舉であるのに反して、二級では北海道廳長官の任命であること、又一級には助役があるけれども、二級には支廳長の任命した書記があること、などが主なるものである。沼田村は二級村である。

條例と規則

名稱は違ふけれども、共に村の法律といふことが出来、効力には差異がないが、只條例は少し重い意味に用ひられてゐる。

條例で規定する範圍は極めて廣く、住民の權利義務及村の事務に關すること、例へば特別税戸數制條例・基本財産積積條例等がある。規則で規定するのは、營造物に關するもので、住民の權利義務に關係しない。何れも村會の議決を経て、監督官廳の許可を得なければならぬ。

住民

町村制第六條町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村ノ住民トス

住所

民法第二十一條各人ノ生活ノ本據ヲ以テ其ノ住所トス

公民となること の出来ぬ者

- 一、禁治産者及準禁治産者
- 二、破産者であつて復権を得ないもの
- 三、貧困により生活のため公

あると共に、國家行政區劃の最小のものだからである。政府が村に行ふことを許してゐる政治は、その住民に密接なものばかりで、教育・土木・勸業・保健・社會其他各般にわたつて頗る廣い。又國家が村に委任してゐるものは、戶籍・兵事・就學・統計・傳染病豫防等の如きものであるが、年々増加し複雑していくばかりである。

今我々が廣く國政全般にわたつて見るときは、村で行ふこの二方面の外に、軍事・鐵道・遞信・高等教育等に關する政治があるが、これは國家が直接行つてゐるのである。

自治權 國家が政治を行はしめるために村に與へた權利を自治權といひ、凡そ次の如きものである。

一、法令によつて公民が村會議員を選舉したり選舉されたり、村會が村長・助役・收入役を決めたりして、村の組み立てをする權利が與へられてゐる。

二、法律で許された範圍で、條例や規則を定めることが出来る。

三、村が財産を所有したり、それを管理したり、それから利益を上げたり、又はいろいろの事業や事務に要する費用を村民に分賦して、納めさせたりすることが出来る。

四、村民の幸福のために、學校・公會堂・村道・消防組・隔離病舎・墓地・火葬場等を經營するやうなことは自治權の中でも重要な部面でこれはなか／＼廣範圍にわたつてゐる。

住民 村内に住所を持つてゐる、男女老幼は悉く住民である。住民は村の費用を負擔する義務がある代りに、村の財産や建物を共有したり、使用したりする權利がある。

公民 本來なれば、住民悉く村を治めるについてのいろいろの權利がなければならぬのであるが、それは實際上行はれ難いことであるから、特別の者でない限り、廿五才以

- 私の救助を受け、又は扶助を受けるもの
- 四、一定の住居を有しないもの
- 五、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者

村會の職務

(一) 議決事項

- 村條例又は村規則を設け、又はその改廢をすること
- 村費を以て支辨する事業に關すること
- 歳入歳出豫算を定めること
- 決算報告を認定すること
- 使用料手数料及、村税又は夫役現品の賦課徴收に關すること
- (二) 其の他の事項
 - 村の書類や計算書を檢閲したり、其の他村の行政を監督し、又は村長及監督官廳に意見書を提出すること
 - 行政廳から諮問があるときは意見を答申すること

町村會議員定數

- (一) 人口二千未満 八人
- (二) 人口二千以上五千未満 十二人
- (三) 人口五千以上一万未満 十八人
- (四) 人口一万以上 廿四人

選舉方法

村長が選舉長となつて、選舉會を管理し、單記無記名の投票で、一人一票になつてゐる。投票が終ると、選舉長は投票の有効無効を調べ、有効投票の最も多數を得た人から順次に議員定數に達する迄を當選者とする。

上の男子で、二年以上(但し二級町村は一年以上)その村の住民であつた者に、この權利が與へられてゐる。そして、この權利をもつてゐる者を公民といふのである。公民は村會議員を選舉したり、又村の名譽職、例へば村長とか、助役とか村會議員とかに選舉される權利をもつてゐる。

村の機關 村の機關とは、村が活動していくために必要な役目をもつてゐるものをいふので、村會と村長とがそれである。

村會 村會は村會議員から成り立つてゐる。その職務に關する事項を議決するばかりでなく、法律や勅令によつて、特に村會を経なければならぬ事項を議決する。

村會は通常村長が召集し、且つ議長となるものであるが、議員定數の三分の一以上の請求があつた場合も、これを召集せねばならぬ。又村長事故ある場合は、助役(二級町村に

於ては上席書記)がその代理をする。

村會議員 村會議員は村公民が候補に立ち、之を村公民で選舉したものである。その員數は人口數で定り、任期は四ケ年である。村が發達するか否かは、この議員の如何によるのであるから、選舉に當つては、よく町村自治の本旨を理解し、村自治の發達に貢獻し得る人格手腕のある適任者を選擧すべきで、情實や利害や、權勢等によつて自己の意志を枉げたり、一部落の利害に偏して投票するやうなことは深く戒心すべきことである。然らば一体どんな人を我等の代表者として投票すべきであらうか。

先づ第一に人格高潔で、徳望ある人でなければならぬ。第二には村政に對する見識の高い人でなければならぬ。第三には實行力に富んでゐる人でなければならぬ。徳望があり見識に富んでゐても、實行力のない人は政治的活動

が出来ない。道會議員や衆議院議員に於ては、その人がどんな政黨に屬するかを知ることも必要であるが、村會議員は村全体を認識し、よくその發展を圖ることが唯一であるから、政黨・黨派の如きは、却つて弊害を醸す虞れさへあるものであるから、この選舉に當つては、斯ういふことは問題とするに當らない。又貴重な選舉權を棄てることは、自治の精神に反するもので、公民として恥づべきことである。

村長事務の主なるもの

- 村會の議案作製
- 議決した事務の處理及事業の經營
- 財産及び營造物の管理
- 收入支出の命令
- 會計の監督
- 戸籍・寄留・兵事事務
- 租税・手数料の賦課徴收
- 議員の選舉
- 小學校の管理

村長 村會で決定したことを實際に行ふものは村長である。又村長は、外部に對しては村を代表してゐるものである。かく村長は村の重要な機關であると共に、村内に於ける國家の事務、又は北海道地方費事務を助けねばならぬ職務がある。これは村の自治事務と關係はないが、村長の地位に對して、國家又は他の公共團體から委任せられたものである。

○死亡人の取扱、火葬の認可

○種痘

○其他公共團體の委任を受けて處理すべき事項

村長を補助する機關 村の爲なさねばならぬ事業や、事務は極めて多いので、村長を補助するものを置いてある。

助役・收入役・書記・書記補・區長・區長代理・委員等がそれである。

助役 村長の事務を補助し、村長故障あるときは代理するものであるが、二級町村ではおかれてない。

收入役 村の出納、其の他の會計事務を取扱ふ職である。なほ國や地方費の會計事務でも、村長に委任されてゐるものは、收入役が取扱ふのである。

書記 町村長の命を受けて事務を執るものである。

一級町村の書記は町村長の任免であるが、二級町村に於ては支廳長が任免する。二級町村に於ける上席書記は、一級町村に於ける助役に相當する職務も執る。

書記補 書記と同様の事務を執るもので、町村長が任免する。

收入役の任免

村會の選舉によるものであるが、二級町村收入役は村會の推薦によつて支廳長が任命する。

任期は四ヶ年である。

沼田村役場

昭和五年十月失火で全焼したので、昭和七年有志の篤志寄附金を基礎として建築された。木造二階建て、総坪數百



沼田村役場

六十五坪餘、延坪數二百五十二坪餘の宏莊なもので、一万二千餘圓を要した。階下は事務室で、二階は會議室又は公共的會合に使用する。

村の事務

一、庶務

各種議員の選舉・陪審員候補者の抽籤・條例規則の設置・改廢・豫算の編成追加更正・警備・社會的施設・社寺・宗教・諸証明（印鑑証明を除く）等

二、統計

人口統計・農林統計・商工統計・産業統計・其他數字の統計全部

三、教育

小學校・青年學校に關する一切

（轉校等のため新しく入校するには、入校票が要るか役場に申出ること）

四、戸籍

戸籍及寄留・埋火葬認許・民刑事身分及印鑑証明に關する事柄・出生・死亡・婚姻・隱居・相續・分家及寄留等の届出の處理

區長・區長代理 公民の中から、村長が推薦して、村會が定めるので、村長の命を受け、その區内に於ける村長の職務を補助するものである。

本村は三十四區に區劃されてゐる。

委員 區長同様公民の中から、村長の推薦により、村會が定めるもので、常設と臨時とがある。本村では現在常設委員は十名で、村長の指揮監督のもとに、財産若しくは營造物を管理し、或は土木・産業其の他の村務の調査をしたり、又は事務の處理に當るのである。臨時委員は臨時必要に應じて設け、人數もその都度定める。委員長は、村長か村長の委任を受けた助役が當るのである。

村の費用 村は種々の施設をして、村民の福利を増進しやうとしてゐる。その爲には多くの經費を要するが、これは原則としては、村の財産からの収入で支辨すべきものと

なつてゐる。

即ちその所有する不動産、又は積立金等から得る収入、及び手数料・使用料などで支辨し、必要ある時に始めて村税として住民に課することになつてゐる。これは村を自治團體とした趣旨に鑑み、極めて重要なことである。然し實際の情況は、未だ財産よりの収入で支辨することが出来ないで、大部分村税に仰いでゐる。

村の歳入歳出は、その村によつて一様ではないが、本村の歳入では村税が半以上を占め、義務教育に對する國庫下渡金がこれに次ぎ、使用料・手数料・國稅地方稅取扱の手数料・寄附金・雜收入等である。

支出の主なるものは教育費でその半以上を占め、役場費これに次ぎ、土木・勸業警備・基本財産支消に對する補填費等がその主なるものである。

五、兵事

陸海軍人及び關係學校の志願・徴兵・召集・在郷軍人に關すること

六、土木

道路・橋梁・學校等の土木營繕・運輸交通及び通信機關・拓殖及び河川・湖沼・堤塘・水利に關すること

七、勸業

農林・商工・鑛産・水産・畜産の奨励指導及び度量衡の取締

八、財務

國稅・地方稅・村稅・其の他の諸收入の賦課・徵收・歲入歳出豫算の經理・財産及營造物の管理・物品の出納保管・購買修繕等

九、出納

現金の出納保管

村の事業

一、財政事業

基本財産の造成・納稅組合の設置

二、教育事業

學校設備の改善・經營の圓滑・成人教育・社會教育の普及・圖書館・文庫等の設置

三、殖産事業

農會・商工會・農事實行組合・負債整理組合等の助成・經濟更正計劃の遂行

四、土木事業

道路・橋梁・河川の改修

五、保健事業

清潔法の勵行・火葬場墓地の整理及完備・病院・産婆、衛生、看護婦等の設置

六、防衛事業

消防組の整備・夜警の勵行及び火災水害の防備

七、社會事業

貧困者の救護・罹災者罹病者の救護施設・托兒所の設置

村に於て取扱ふ租稅の種類及名稱

(イ) 國稅及國稅附加稅

國稅	住宅地租、田租、雜地租	地方稅	地租附加稅	村稅	營業收益稅附加稅
	營業收益稅		營業收益稅附加稅		營業收益稅附加稅
	第三種所得稅		所得稅附加稅		營業收益稅附加稅
	乙種資本利子稅		鑛業稅附加稅		營業收益稅附加稅
	鑛業稅		鑛業稅附加稅		營業收益稅附加稅
	砂鑛區稅		砂鑛區稅附加稅		營業收益稅附加稅

(ロ) 地方稅、地方稅附加稅及特別稅

地方稅	特別地稅	村稅	特別稅
營業稅	營業稅附加稅	營業稅附加稅	特別稅反別割
營業稅	營業稅附加稅	營業稅附加稅	特別稅反別割
營業稅	營業稅附加稅	營業稅附加稅	特別稅反別割
營業稅	營業稅附加稅	營業稅附加稅	特別稅反別割

車稅	馬車稅	特別稅
電車稅	自轉車稅	特別稅
電柱稅	自轉車稅	特別稅
畜犬稅	自轉車稅	特別稅
不動產取得稅	自轉車稅	特別稅
興行稅	自轉車稅	特別稅
其他數種アリ	自轉車稅	特別稅
	雜種稅附加稅	

村役場

村役場の事務は、戶籍・徴兵・就學義務・傳染病豫防等の如き國家の事務と、それから自治体としての村の事務との二つに分けることが出来る。村役場は國政事務の方からいふと、中央官廳・道廳・支廳等に對する下級廳のやうなものであるが、村の自治事務の方からいふと、自治團體の事務所である。従つて村長は國政事務を行ふ場合には、法令の定むるところと、上級官廳の指揮によればよいので、村會の議決を経ることを要しない。

本村役場には、村長とこれを補助する吏員が十四、五名あ

つて國政事務と自治事務を處理してゐる。

又農會・土功組合の事務所も、同廳舎内にあるが、村民の利益・幸福増進のため相互よく連繫をとることに努めてゐる。

村の發展

村は自治團體として十分な活動をなし、その村の特長を發揮し國家に盡していく處に使命がある。又村は國家の行政區として多くの事務を委任されてゐるのであるから、これに對し事務の成績を擧げること、村の大切な義務である。そして自治團體の活動を旺盛にし、國政事務の成績を向上させていくためには、村民と村の各機關とが協力一致しなければならぬことはいふまでもない。

本村は開村日尙淺いのに今日の成績を擧げてゐるのは、村民が概して平和で、村の機關を中心に協力一致して來たからである。殊に最近この美風を益々發揮して來たことは喜ばしいことで、これを村の根本とし永久に持續せしめ、

將來幾多の問題を解決して進まなければならぬ。

今本村の現状を觀るに、炭山方面は近來著しく人口の増加を來し、それに伴つて種々の設備を要するものが多く、一方農村市街の疲弊に對しては、適切な施設を行つて、その更生を計らねばならぬ實狀にある。小學校舎の改築や、土木事業のため多額の負債もある上に、基本財産も支消してあるので、その補填も行はなければならぬ事になつてゐる。更に村自治體本來の立場から、村有財産や積立金を増加して、將來村税負擔を軽くする方策も講じなければならぬ。

斯く思ふとき、村民も村治に當る人も、一大決心をなさなければならぬ。これについて先づ第一に考へなければならぬことは、眞に大局に立つて村の將來を思ふ熱意のある人を村會に送ることを、ここでも繰り返す要がある。しかしてかくの如き我等の信ずる代表によつて議決された事

柄は、自分が決めたのと同様であるから、それが實現されるやうに協力し、又村民として守るべきことに對しては必ず履行しなければならぬ。又役場吏員は我等の代表によつて決められたことを實際に行つたり、國政事務のために努力してゐるのであるから、これに對しても協力し履行することに努めることは當然のことである。かくて村に對する正しき態度を持し、同時に堅實な精神を以て村民融和の中に家業に勵むことにより眞に村は發展し國家は興隆するのである。

二、神社

祭神 神社には、天照大神を始め神代の神々、御歴代の天皇皇族又は國家或は其の地方に勳功のあつた方々を祀つてゐる。

神鏡伊勢に鎮まり給ふまで

第十代崇神天皇に至り、鏡と劍を模造して宮中に留め、眞の鏡をば大和の國笠縫邑に遷し奉つた。
第十一代垂仁天皇の御代に鏡を伊勢の神宮に鎮座し給ふた。

神社と國體 皇祖天照大神は高天原で齋殿を建て天神を祀り給ふた。次いで天孫瓊々杵尊は神勅と三種神器を奉じて、この國に降臨し給ふてから、代々の天皇は、天照大神の「この鏡を見ること吾を視るが如くせよ。」の神勅を畏み、八咫の鏡を天照大神の靈代として、宮中に厚く祭り給ふた。又天孫降臨に際し、高皇產靈尊は高天原に於て、天孫の爲に御親ら神々を祀り給ひ、又天兒屋根命、天太玉命の二神に日本に降り天孫のために神々を祀るやう命ぜられた。そこで二神はこの神勅により、天孫のために八神を祀つて、皇位のきはまりなきことと、万物がよく育つて國が盛になることを祈り給ふた。

かく神を祀り、祖先を敬ふことは、我が建國と共に始り、國體と離すことの出來ない關係にある。

祭政一致 神武天皇は、大和地方の賊を討ち平げて、橿原

八神

神産日神
高御産日神
玉積産日神
生産日神
足産日神
大宮賣神
御食津神
事代主神

其後八神は宮中に祀られて、天皇の護神とならせ給ふた。

國民道德

國民道德は我が國体と國民性によつて作られて來た、日本固有の道德で、忠孝一本・忠君愛國・敬神崇祖・家族制度の美風・武士道等は、その主なる徳目である。そしてこれらは内面的に共通する点が多かる多い。教育勸諭は、日本人として履むべき道を示された國民道德の大本である。

神社の種類

社格	祭神幣帛	勅使又ハ 供進使
神宮	天照 皇室	勅使
別格 官幣社	國家 皇室	勅使又ハ 地方長官
官幣 大・中・小	我國 皇室	勅使又ハ 地方長官
國幣 大・中・小	我國 皇室	勅使又ハ 地方長官
府縣社	我國 皇室	地方長官
郷社	我國 皇室	地方長官 又ハ市長 又ハ市長
村社	我國 皇室	地方長官 又ハ市長 又ハ市長
無格社 (社格ナシ)	我國 皇室	地方長官 又ハ市長 又ハ市長

伊勢神宮は單に「神宮」と稱し奉り何等の社格がない。官國幣社は神器(草薙劍)歴代天皇を祀るか、又は皇室と特別の關係のある神社で、鎮護は全國を主にしてゐる。

の宮に即位せらるるや、鳥見山に皇祖天照大神を祀らせ給ふてから、代々の天皇は祭事を重んぜられ、神に仕へることは國を治むること、國を治むることは神に仕へることであるとして、祭政一致の國体となつた。

神社と國民道德 我が國建國の始め、天照大神を初め天孫を御助け奉つた神々の子孫は、やがて忠良の臣民として世々天皇に仕へて今日に及んでゐるが、實に我が國は天照大神を大祖先とし、天皇を家長と仰ぎ奉る、一大家族的國家である。

而して我が國家を護つて下さる神々は、この大家族の祖先であるから、古來我が國では、神を敬ふことは祖先を崇めることになり、祖先を崇めることは神を敬ふことになつてその間には少しの隙もない。即ち神社は敬神と崇祖の一致した美はしい國民道德に根差して生れ、同時に國民にこの精神がまことに強固に植え付けられてゐる。

神社の本義 これを要するに神社の精神は、古く國体と共に出來たもので、國民が祖先を神として祀ることは、その偉業と、祖先が子孫に傳へやうとした大精神を偲び、自分の今日あるは祖先のお蔭であることを感謝すると共に、自己の使命を自覺し益々發揮してこれを子孫に傳へ、その完成を計らうとする精神に外ならぬ。

即ち祖志を繼いで一層皇室の繁榮と國家の隆昌を計らんとする精神なのである。これを祖孫相續の精神といつても、報本反始の心といつてもよい。又神ながらの道、皇國精神、日本精神或は大和魂といふも、神社の精神の異名同体に過ぎぬ。

神社の種類 神社には神宮・官幣社・國幣社・府縣社・郷社・村社及び無格社等の別があり、官幣社と國幣社とは、それ

府縣社以下の神社は、その地方を鎮守し給ふことによつて、全國を鎮護し給ふのである。

官國幣社中神宮・宮の社號は、特に尊貴な神社にのみ認められる。

本村の神社

共成神社 昭和三年四月十二日創立

沼田神社 昭和七年十一月七日創立

兩社の區域以外の部落に於ては遙拜所、若くは無願社の創立されてゐるところもある。

大社・中社・小社の三種に分れてゐる。これらの神社には、主に我が國古來の神を祀つてあるが、官幣社の中には、明治維新以後特に勅旨によつて定められた別格官幣社があつて、之には皇室に對して忠勤を勵んだ偉人が祀られてある。靖國神社も亦別格官幣社であるが、これは他の神社と趣を異にし、維新前後に國事に斃れた人及びその以來數度の戰役事變に一命を國家に捧げた方々を合祀してある。

本村の神社

我が村には沼田神社・共成神社の二社が鎮座ましまされる。祭神は何れも天照大神で、社格も亦双方とも村社である。沼田神社の境内には數多の櫻が移植され、花の候には賑かである。共成神社には社前の石段を上ると、氏子の寄進した大きな一位が、數株植え込まれてあつて莊嚴である。

神の奉祀せる所

一、宮中三殿

(一) 賢所 神宮の神鏡を更

鑑し、天照大神の別御靈として祀れる所

(二) 皇靈殿 歴代の天皇・皇

妃・皇親を合祀せる所

(三) 神殿 天地の神々、八

神を祀れる所

二、神社

(一) 神宮

(二) 官國幣社以下の神社

三、招魂社

皇室の祭祀

皇室に於かせられては敬神崇祖の念厚く、國家の祝祭日には、天皇陛下御親ら又は掌典長をして、宮中三殿（賢所・皇靈殿・神殿）に於て祭祀を行はせ給ふのである。

祭 祀 祭祀の中、國家の祝祭日には最寄の神社に參拜し、又は皇居・神宮を遙拜しなければならぬ。（欄外祭祀の行はるる場所参照）

春の祈年祭、秋の例祭並に新嘗祭には、村長が供進使として幣帛を奉る大切な祭であるから、氏子は必ず參拜しなければならぬ。臨時に行はせらるる祭祀についても同様である。

畏くも、天皇陛下におかせられては、その年の二月神宮並に官國幣社に幣帛を奉らせられて、我等國民の爲に五穀の豊熟を祈り給ふのであるが、十一月の新嘗祭には、當年の新穀を天照大神を始め諸神に奉つて、御親祭遊され、御親らもこれをきこしめされ、又伊勢神宮に勅使を、官國幣社に地

祭祀の行はるゝ場所

一、宮中

元始祭・紀元節祭・春、秋
皇靈祭・神武天皇祭・神嘗
祭・新嘗祭・大正天皇祭等

二、神宮

新年祭(二月十七日)月次
祭(六月十六、十七日)神
嘗祭(十二月十六、十七日)神
嘗祭・新嘗祭等

三、札幌神社祭(六月十五日)
四、村社

新年祭・新嘗祭・例祭等
(官國幣社例祭日は神宮神部
署發行の曆中にある)

参拜の方式

個人参詣の場合は心身を清
浄にして参拜し、一定の形式
はないが、公式の場合に次の
作法を適當とする。

一、揖(軽く一禮)・玉串奉
奠・再拜(深き禮二度)・拍
手二回・一拜・一揖・神前
退下

神社が宗教と混 同され易い理由

神社が宗教と混同され易い
のは、神社の儀式が餘程宗教
的色彩を帯びてゐると、純
然たる宗教である所謂十三派
神道の或物の祭神儀式が、神
社の祭神儀式に似てゐるため
に起きるのであるが、神社は
宗教と判然區別しなければな
らぬ。

神棚の祀り方

中央に皇太神宮左右に氏神
等の神符を祀り、日々神水・
洗米・清鹽を供へ、毎月一日
十五日には特に神棚の清掃を
なし、神酒並に平常よりも鄭
重なお供へをするのが、古來
からの習である。

方官を遣はされて、幣帛を奉らしめ給ふのである。これは
天皇陛下には、皇祖皇宗を始め諸神に對し奉り、報恩感謝の
誠を盡させ給ふのである。我等は聖恩の忝けなさを思ふ
とともに、村の神社に於て行はせらるる祭をも、一層重んじ
なければならぬ。

本村に於ては、神社崇敬の念は漸次高まりつつあるが、未
だ参拜者の少ないことは遺憾である。これは恐らく、神社
に對する眞の精神が理解されてゐないからであらう。中
には神社を教派神道若しくは一般宗教と誤解し、自分の宗
教上の信仰と矛盾を來しはしないかを恐れてゐる人もあ
るが、神社参拜の精神はすでに述べたやうに、祖先の遺業を
追慕し、皇室の繁榮を祈り、國家の進展のために誓ふ、國民的
感情であり、道德であつて、決してこれがために信教の自由
を妨げられるものではない。我等は眞に日本人たるの自

覺を有するならば、どんなに忙しいときでも、祭日に於ける
神社参拜と、四大節の拜賀式に参列することを怠つてはな
らぬ。

府縣社以下の神社は、その区域内の守護神であつて、そこ
の住民が氏子として奉齋してゐるのであるから、眞心を籠
めてその維持に當らなければならぬ。殊に社殿境内は常
によく清掃し、一層尊嚴にして、しかも風致の増すやうに努
めなければならぬ。本村の氏子は總代人を中心に、よくそ
の經營に努力してゐるのは結構のことである。

神

棚 家々には毎年神宮の大麻と、村社の神符が配ら

れるが、大麻(大麻は神宮に限る)は天照大神の御璽ミヅであつて、
神符は神徳を形に表はしたものであるから、その家の上座
に神棚を設けて奉納し、毎朝参拜しなければならぬ。

忠魂碑

沼田神社・共成神社の境内には忠魂碑がある。

これは戦死軍人の霊が祀られてある所であるから、神社の精神と何等變りはない。ここでは毎年一回招魂祭が行はれる。

三、祖先と家

公祖と私祖

が國は皇室を中心とする一大家族的國家である事は、神社のところで述べた通りである。従つて、國民が各自の祖先を遡れば、その源を一にしてゐる事になるのであるが、國家の單位を家に置いてゐることから、家の祖先と、國家の祖先の二つに分けることが至當である。そこで我が家の創始者(始祖)並に歴代祖先を私祖といふならば、國家の創始者並に繼承者は公祖といふことが出来る。そして神社

祖 先 自分のお祖父さんお祖母さんの姿を思ひ浮べただけでも懐しい情の湧いて來るのが自然のことであり、又自分の今日あるのは父母のお蔭で、その父母は祖父母・曾祖父母があつた爲と次第に遠い祖先にまで遡つて感謝の念を抱くのが當然のことであるが、忙しい生活や間違つた思想の爲に、稍もすれば疎かになることがあるから氣を付けなければならぬ。

我が家の歴史 祖先崇拜の念は祖先を知ることによつて一層強められる。それには家長は先づ我が家の歴史を

はこの公祖を祀れるところであるが、各家の佛壇・齋壇に位牌又は靈位を安置してゐるのは私祖を祀つたもので、何れも祖先崇拜の發露であることには變りはない。

我國の祖先

- (一) 公祖(國民の祖先)
- (二) 天照大神
- (三) 神代の諸神
- (四) 八神
- (五) 歴代天皇・皇族の靈
- (六) 功臣の靈
- (七) 私祖(家族的祖先)
- (八) 家の創始者の靈
- (九) 歴代祖先、家族の靈

家庭の祭壇

- 一、佛教徒の家庭
- (一) 神棚(公祖祭祀)
- (二) 佛壇(私祖祭祀)
- 二、教派神道の家庭

整へることが大切である。即ち始祖及び歴代祖先の靈名偉業等を明瞭にし、又故人の寫眞記念物等を整理して示すことである。

家族はこれによつて祖先に親しみを感じ、その勞苦を偲び、遺志を繼いで己れの本分に精進することになる。

祭祀

我が村では一般に敬祖の風が行はれ祖先を一家の中に祀つて朝夕供養禮拜し、又忌日・祥月・年忌等の法事祭祀を重んずる家の多いことは非常に喜ばしいことで、今後一層この美風を尊重して行かなければならぬ。

墳墓

墳墓は祖先の靈の鎮まる所で大切にしなければならぬ。本村の墓地の状態はこの点に於て遺憾の点がある。即ち墓標の傾いてゐるものや、雜草の生え茂つてゐるものや、香花の手向けられた様子の無いもの等を見受けられるのがそれである。又永年この村に住み祖先の死

- (一) 第一神棚(公祖祭祀)
(二) 第二神棚(私祖祭祀)

家族制度の將來に就いて

近來商工業等の發達につれて、家族の離散しなければならぬ事情が生じ、家族制度に悪影響を與へてゐるが、これに對しては歸郷の機會を多くし、家長との交渉も繁くして家に対する考を深めることに努めて行かなければならぬ。又近來個人の自覺に伴ひ、家族の職業選擇・結婚・その他凡ゆる場合に、家長と家族との間に意見の衝突を來す場合も生じて來たが、之に就ては、双方共利已主義的立場を棄て、廣く家と家族の個性を生かすこととの兩方面より考へ、最

善の道を進むやうに努力しなければならぬ。斯くすることによつて、我が國古來の美風であるこの家族制度を、益々立派な内容にして、永く維持して行くことが出来るのである。

に遭遇しながら、墳墓を築かぬ家も少くないが、これは故人に安住の地を與へないことで子孫の道ではない。我等は一日も早く我が家の墓を建て、常に清掃し墓參して故人を偲ぶことに心がけなければならぬ。

家(家族制度) 我が國の家は住んでゐる家屋をいふのではなく、戸主を中心とした血族の團體即ち家族制度を指すのである。現在の我が家は、これを縦には祖先から引き繼いで子族に傳へるのであり、横には家族は家長を中心にして心同士の結合をなし、國家の一單位をなしてゐるのである。かく自分を祖先から子孫への繋りの中に見え出し、且つ家から切り離して考へられないところに家族制度の特色がある。

平和な家庭 歐米の家庭は夫婦を基調としてゐるが、我が國の家庭は家族制度を中心として成り立つてゐる。

懐しい我が家、そこは年老ひた祖父母・父母・兄弟姉妹等血縁の者が相寄り相親しむ温い時であると共に、家族の同情心・協同心・服従心・家名尊重心を始めとし、祖先崇拜・忠孝一致等其の他あらゆる國民道徳を培ふ苗床である。

家庭は何よりも平和でなければならぬ。平和な家庭にして始めて家族の幸福は得られ家運も興隆するのである。平和たらんがためには、お互ひが家族全体の幸福を念じつつ自分の本分に盡さねばならぬ。そして平和な家庭をつくることが祖先の靈を慰める大きな道なのである。

四、宗教

佛教

佛教の開祖釋迦牟尼は、今から二千四五百年前、印度カピラ國の太子として生れられた。釋迦は其種族の名で、牟

人生問題 人は何かの機會に、人間の靈とは何か、人間の生活はどうあることが眞に満足なのか、かうした疑問を持たせられることがあらう。それは物質生活が根底からく

尼は聖者といふ意味である。釋迦は父王の限りなき慈愛と、恵まれた境遇の中に生え立ちながら、人生の事に深く思ひをひそめて、生・老・病・死の四大苦に對して、人生の無常を痛嘆し、一切衆生をして煩惱から解脱せしむべき道を求めやうとして、二十九歳のとき、王の位と妻子の愛情とをふり捨て、一出家となられたのである。そして各地に難行を積むこと六年の後、二月八日の黎明、菩提樹の下にて當然として悟り、生死流轉極まりない人生に超然たるを得られたのである。

ここに於て釋迦は世を救ふ處の使命を果さんため、各地に法を説くこと四十餘年、一切衆生救度のために盡されたが、布教の途中八十歳にして或る河のほとり沙羅双樹の下で、大往生を遂げられたのである。

基督教

基督教はイエスキリストの創始した宗教である。基督とはユダヤに於ける聖者の意である。基督はナザレに大工ヨセフの子として生れ、母をマリアといつた。三十歳の頃豫言者ヨハネの洗禮を受け、自ら神の子と稱して布教傳導につとめた。

當時ユダヤは、國勢も衰へて他國の侵害を受けてゐたが國民は尙これをさとらず、人心たゞ廢頹するばかりであつた。そこでキリストは、これ等人類を永遠の救ひに入れんとて、傳導の生活に入つたのである。

併し當時の爲政者は、彼を異端者として、邪説を以て人を惑はすとなし、遂に捕へ、十字架上に磔殺の刑に處したのである。時に年三十三。

つがへされたとか、永い病氣に苦しんでゐるとか、最愛の者を失つたといふやうな一大事が起つた時とか、又日常の讀書や研究や談話の中からでも、ときには幸福の絶頂に浸つてゐるときにすら一寸した事から、泌みく、かうした問題に考へさせられて來ることがあるものである。そして一度かうした人間生活についての深い疑惑に包まれると、それが容易に解けるものではなく、又あつさり忘れてしまふ事も出来るものではない。我々は今算術や理科の問題について解決が出来なかつた場合には、簡単に諦めてしまふことが出来るが、かういふ問題は、例へば森の中へ迷ひ込んで道を失つたときと同様で、何等かの解決が得られるまでじつとしてゐられるものではない。かうした深い心の奥底から起つて來る疑問を、人生問題といふのであつて、人はかうした問題に突き當ることによつて、精神生活の向上があり、且つ宗教生活にはいる機會を得るのである。

理想生活

人は日常何の考もなしに、よい着物を着て、旨い物を食べて、立派な家に住みたがつてゐるが、これは他の動物と共に、氣持よく自分の命を繋いで行かうとするだけのことである。併し人はこの單なる衣食住の生活の上に更に高尚な生活をしてゐる。即ち歌や繪や音楽のやうな美しい藝術を求めたり、宇宙の眞理は何であるか、土壤と肥料の關係はどうであるか、採炭法はどんな風にしたら能率が上るかといふやうな難しい哲學や、科學の問題を解決して、生活の向上を計つてゐる。或はどんな風に生活することが、自分にも他人にも善いことであり、正しいことであるかといふやうなことを考へて、道徳に叶つたことをしやうと努めてゐる。かく眞面目に人生を考へる人は、常に藝術的に科學的に道徳的に生きやうと大きな努力を續けてゐる。

信教の自由

憲法第二十八條 日本臣民ハ
安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル
ノ義務ニ背カサル限リニ於テ
信教ノ自由ヲ有ス

我々は絶對的に信教の自由を許されてゐるものではない。即ち安寧秩序を妨げたり、臣民たるの義務に背いたりするやうな信仰は許されてゐないのである。故に外國で正しい宗教と認められるものでも我が國で弊害があると、禁止されるのは當然である。まして宗教の假面を被つて人を惑はすやうなものを法令によつて處分することは勿論である。

我國宗教の種類

(一) 神道・神道・黑住教・金光教・天理教・御嶽教・禊教・神習教・神理教・神道修正派・大成教・扶桑教・大社

實行教（これを十三派神道又は教派神道と稱し神社神道とは別箇のものである）
(二) 佛教・律宗・法相宗・華嚴宗・天台宗・眞言宗・古義眞言宗・新義眞言宗・眞言律宗・融通念佛宗・淨土宗・眞宗・臨濟宗・曹洞宗・黄檗宗・日蓮宗・時宗等である。これが又五十六派に分れてゐる。
(三) 基督教・舊教・新教

るわけである。そしてこの生活は、先に述べた、氣持よく生命を繋いで行かうとする、單なる衣食住の生活に比し、自分の生活を深め、高めるために理想を求めて止まぬ進歩した生活である。

宗教生活 然し人はその日常生活に於て、藝術・科學・道德等に如何に精進しつづけたとしても、その理想は全く實現出來得るものであらうか。開墾當時せめて土台附の家に住みたいと思つたのが、その目的が達せられると枉葺にしたい、**亞鉛板**を被せたいと、際限なく慾の湧いて來るのが常である。人は物質生活と精神生活がからみ合つて、次から次へと押し寄せて來る理想の波を飛び越えることに苦しまなければならぬ。そこに人としての進歩も向上もある。併し人はこの理想と實際との溝を飛び越えることに、餘りに疲れ切つてしまふことはないか。到底飛び越えるこ

との出來ない深い大きな溝の前に、行手を遮られてしまふことはないか。即ち餘りに自分の利己主義であるのに驚かずにはゐられないことはないか。自己の無力無能を嘆かずにはゐられないことがないか。かうしたとき我々はどうすればよいか。全身全我をあげて、救ひを求めより外に道はあるまい。本當の生き方眞實の教を求めずにはゐられまい。自分のこの魂の底までを見徹して、温く包んでくれるものを求めずにはゐられまい。この心は、例へば家を忘れてゐた子がこの世のあらゆる迫害に反抗し盡した結果、泌みく、無情を味つて、終に母を呼ぶ聲にも似たものである。然しこのとき、この傷つけられた心をしつかりと抱きしめてくれるものはどこにあらうか。それはただ聖者の教に浸るのみである。聖者こそかかる傷める魂を抱いて苦しみ悩んだ人であり、その

結果本當の生き方を發見された方である。我々はかかる
 大宗教家の泌みく味はれた深い生活を通してまことの
 言葉に接することが出来るのである。まことの言葉、それ
 はただまことの言葉といふより外に言ひ現はし方のない
 ものである。愛といふも慈悲といふも單なる愛や慈悲で
 はない。それは少しの不純の動機もない光り輝やくもの
 であつて、深いく愛であり慈悲である。我々はかうした
 境地に觸れんがためにのみ、説教を聽き宗教書に親しむの
 である。

かうして我々は宗教の世界に旅立つことが出来るので
 あるが、人は宗教生活に入つて始めてこの世の不安と不滿
 を解決し、氣安さ心安さの中に、新しい勇氣を覺えて人生生
 活に突進出來得るのである。故に信仰生活に入つた人は
 態度が非常に眞劍になり、萬事に對し敬虔の心を抱き、常に

本村の寺院教會

- 大谷派 高台寺 (沼田)
- 大谷派 正見寺 (安達)
- 本願寺派 大徳寺 (沼田)
- 天理教 高台宣教所 (高台)
- 本願寺派 新説教所 (淺野)
- 大谷派 奥峯新説教所 (淺野)
- 曹洞宗 淺野布教所 (淺野)
- 高野山 大師教會所 (淺野)

喜悅感謝の情に浸つていくことが出来るものであるから
 人生を眞面目に考へ、生き甲斐のある生活をしやうと思ふ
 ならば、宗教生活に入らなければならぬ。

本村の宗教について 現今世界に行はるる宗教は極め
 て多いが、我が國に於ては神道・佛教・キリスト教の三つであ
 つて、それが又、それく多くの教派宗派に分れてゐる。本
 村では佛教が主で、一部神道も行はれてゐる。移住當時の
 村民は、我國の風を受けて頗る信仰心が深かつたが、漸次近
 代思想や物質文明に影響されて、宗教を疎んずるやうにな
 つたのは遺憾である。人は誰でも宗教心のめばえはもつ
 てゐるものであるが、何か動機がなければそれが深められ
 て來ないものである。先にも述べたやうに、眞に人生問題
 に悩むやうなことで起つて來なければ、普通は現實生活
 の魅力にのみ引きづられて生活し、墓穴の一步前で始めて

この世の淋しさを知るのが常である。こんな風では、この世の生活に役立たせるところに意味のある宗教が、その目的と縁の遠いものになつてしまふから、常に説教を聴くとか、又家庭に於ては幼少のときからこの宗教的め、ばえを育てるやうに導くことが大切である。

五、教育

教育 人は良い素質を受けて生れて來ても、教育が適當でない、と立派な人となることが出來ない。それに引きかへ、それ程良い素質でないといはれる人でも、子供の時から適切な教育を受けると、だん／＼、特長が現はれて來て、大人物となつた例は少くない。玉磨かざれば光なし、實に人は教育によつてのみその人の眞價を發揮することが出来るのである。

我が國の教育

我が國の教育は、小學校より大學に至るまで、教育勅語の趣旨を奉体して行はれてゐるのである。教育勅語は我が國民道德の大本を示し給ふたものである。

小學校教育

小學校令第一條
小學校教育ハ、兒童ノ身体ノ發達ニ留意シテ、道德教育及

國民教育ノ基礎、並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。
故に小學校では、子供の体が順調に發達して行くことに意を用ひ、次に國民精神を養ひ、良習慣を作る事に苦心し、そして、生活に必要な知識や技能を授けてゐるのである。かく學校では、身体・精神と兼・學科の三方面が並行して行くやう苦心してゐるのであるが、家庭では、學科の方面のみ重く見る傾向がある。然し強健なる身体と、立派な魂、善良な習慣の所有者たることは、個人としても國民としても更に大切なことはいふまでもない。
故に、學校も家庭も常にこの三方面から子供を觀察していくことに、心掛けなければならぬ。

小學校 小學校は國民としての基礎を作るところで、この教育は一見社會から迂遠のところがあるやうにも見えるが、その効果は一生を通じて現はれ、本人の將來も一國の盛衰もこれによつて定るところが多いので、列國は争つて小學校教育に力



沼田尋常高等小學校

る。殊に近年は村の財政も相當苦しいのであるが、教育のことは一日も忽せに出來ないとあつて、昭和七年から毎年多額の費用を投じて、順次校舎の改築が行はれ、今日ではそ

本村の小學校の
創立又は開校

- 沼田尋常高等小學校 (明治四十三年)
- 共成尋常高等小學校 (明治四十二年)
- 淺野尋常高等小學校 (大正四年)
- 昭和尋常高等小學校 (昭和五年)
- 幌新尋常小學校 (明治四十三年)
- 眞布尋常小學校 (明治四十二年)
- 奔龍尋常小學校 (大正五年)
- 開成尋常小學校 (明治三十七年)
- 龍山尋常小學校 (明治四十三年)
- 龍水尋常小學校 (大正八年)

兒童數

(十二年二月現在)

尋常科
男 八百五十四名
女 九百九名
計 千七百六十三名

高等科

男 百六十名
女 百名
計 二百六十名

合計 二千二百三十三名

高等科入學歩合

(昭和十一年度)

男 八割九分強
女 五割四分強
平均 七割一分強

教員數

(昭和十二年度)

男 三十五名
女 十五名
計 五十名

小學校費

(昭和十一年度)

經常費 四三、六七九圓
經常費總額歩合 五割二分弱

の面目は一新した。毎年教育の爲に使用される金額は、村
總支出の五割以上に達してゐる。

村民は一般に教育の必要を痛感し、義務教育を終へた者
も高等科に入學させる傾向になつて來たことは、喜ばしい
ことである。然し教育に對する理解の程度は、未だ十分と
いふことは出來ない。これについて第一に注意を喚起し
ておきたいことは、兒童の教育については、學校と密接な連
絡を採ることである。保護者の中には、子供は學校にさへ
任せて置けば、それで教育されるものと思つてゐる人もあ
るが、兒童の生活の三分の二は、家庭で暮してゐるのである
から、この間家庭に於ては學校教育を助けてゐるか、それと
も學校で苦心して築いた教育を破壊してゐるかが大問題
である。そこで保護者としては、子供は學校でどんなこと
をどんな風にして習つてゐるか、先生はどんな躰をするた

めに骨を折つてゐるか、自分の子供は一般兒童に比しどん
なところに優劣があるか等を知り、而して家庭に於ける豫
習・復習・躰等は、どういふ風にしたら、學校教育と矛盾なく行
けるかを
心得ねば
ならぬ。
それに
は機會あ
る毎に學
校を參觀
し、腹藏の
ことでも、卒業後の就職のことでも、悉く學校と連絡を採り、
同一方針で教育に當ることが何より肝要である。
次に農村地帯では、家業の爲に欠席・早引をさせることが



共成尋常高等小學校

ない意見の交換をするやうに努
めなければならぬ。一般に運動
會や學藝會のときには、立錐の餘
地もないやうになるが、教育懇談
會のやうな場合には、それ程でも
ないのは遺憾のことである。
要するに、在學中は學科のこと
でも、躰のことでも、或は身体上の

兒童一人當教育費

二一、六〇

多いが、そのために學業の妨げられることが夥しい。家庭では授業を受けなかつたところだけ遅れたと思つてゐるやうであるが、學科によつては一部分習はなかつた爲に、その後が判らなくなり、兒童も教師も非常に苦しまなければならず、兒童によつては、そのため成績の回復が覺束なくなる者もあるのである。くれぐれも注意しなければならぬ。

卒業近くなるので、保護者は將來の方針について考へてやらなければならぬ。この職業選擇の基礎になるものは、その子供の性質・能力・身体等である。保護者の中にはこの事を考へずに、單に物質的條件のよい職業にのみ就かせ様とする人もあるが、それは無謀のことであつて、決して善い實を結ぶものではない。これ等の事についても、卒業間際でなく一二年も前から、學校側とよく相談して、過失のないやうにやることが大切である。

青年學校教育

青年學校令第一條

青年學校ハ、男女青年ニ對シ、其ノ心身ヲ鍛鍊シ、徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス。

青年學校本旨ニ關スル處令

青年學校ハ、小學校卒業後直ニ社會ノ實務ニ従事スル男女大衆青年ニ對シテ、普ク教育ノ機會ヲ與フルト共ニ、青年教育上最も重要ナル時期ニ於テ、其ノ教育ニ間隙ナカラシメンコトヲ期スルモノニシテ、其教育ノ本旨ハ從前ノ實業補習教育及青年訓練ノ特質ヲ融合シテ、心身ノ鍛鍊及徳性ノ涵養ト、職業其他實際生活ニ須要ナル知識技能ノ修徳ヲ主眼トシテ、教授及訓練ヲ爲シ、以テ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素地ヲ育成ス

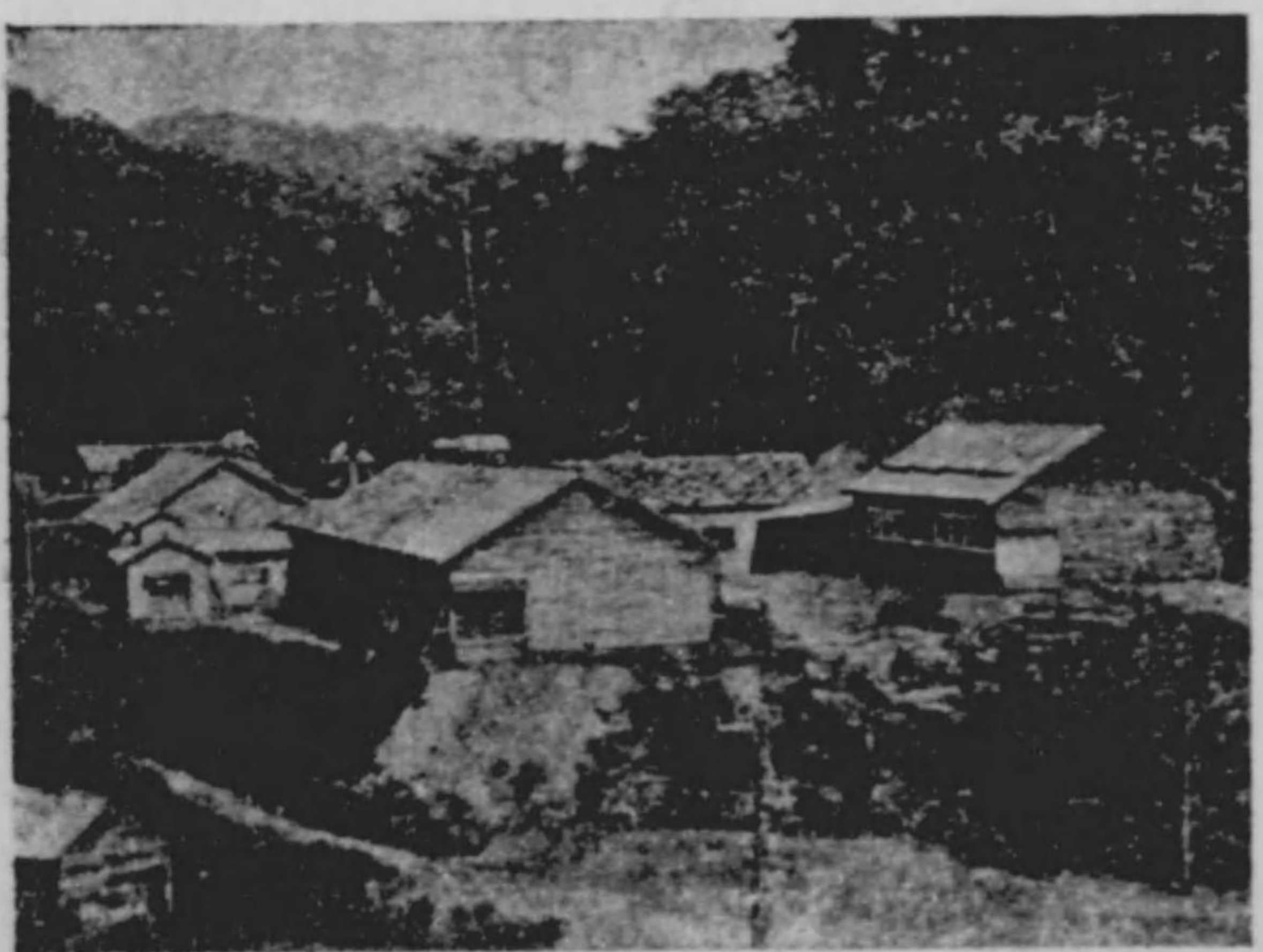
青年學校

小學校を卒業して上級學校に進む者は極く少数で、その大部分は實業に従事するのである。青年學校



淺野尋常高等小學校

はこれ等男女青年に對して、仕事の餘暇に、國民として又は職業上、實際生活上必要な教育を施す爲に設けられたものである。特に男子部は、國防上産業上一層その完璧を圖る必要に迫られ、義務制度となつた。

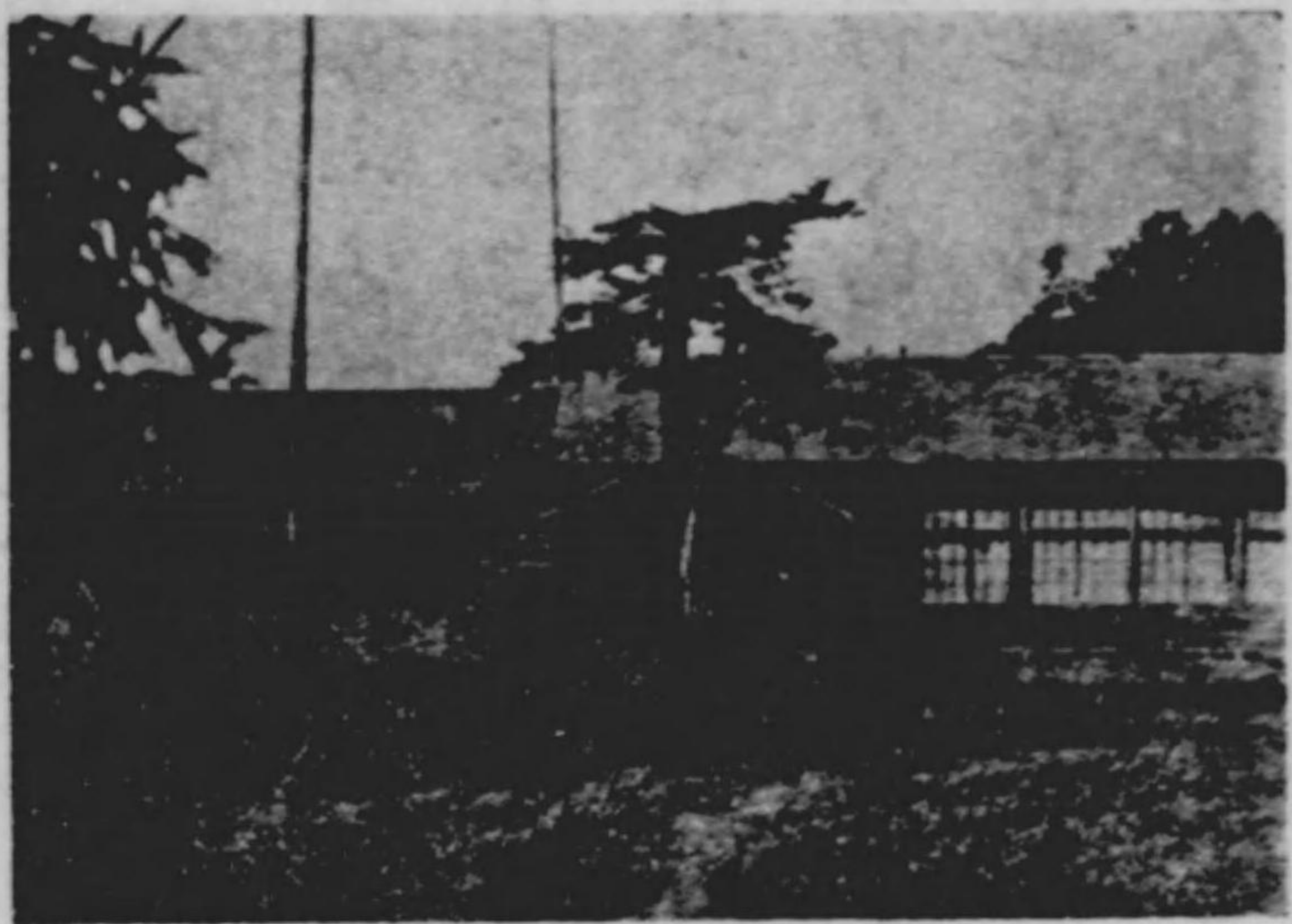


昭和尋常高等小學校

抑々小學校は、國民としての基礎教育を施すところであることは前にも述べた通りであるが、この基礎の上に立派な建築が仕上げられるか、それとも切角打ち込んだ基礎までが、雨曝しにな

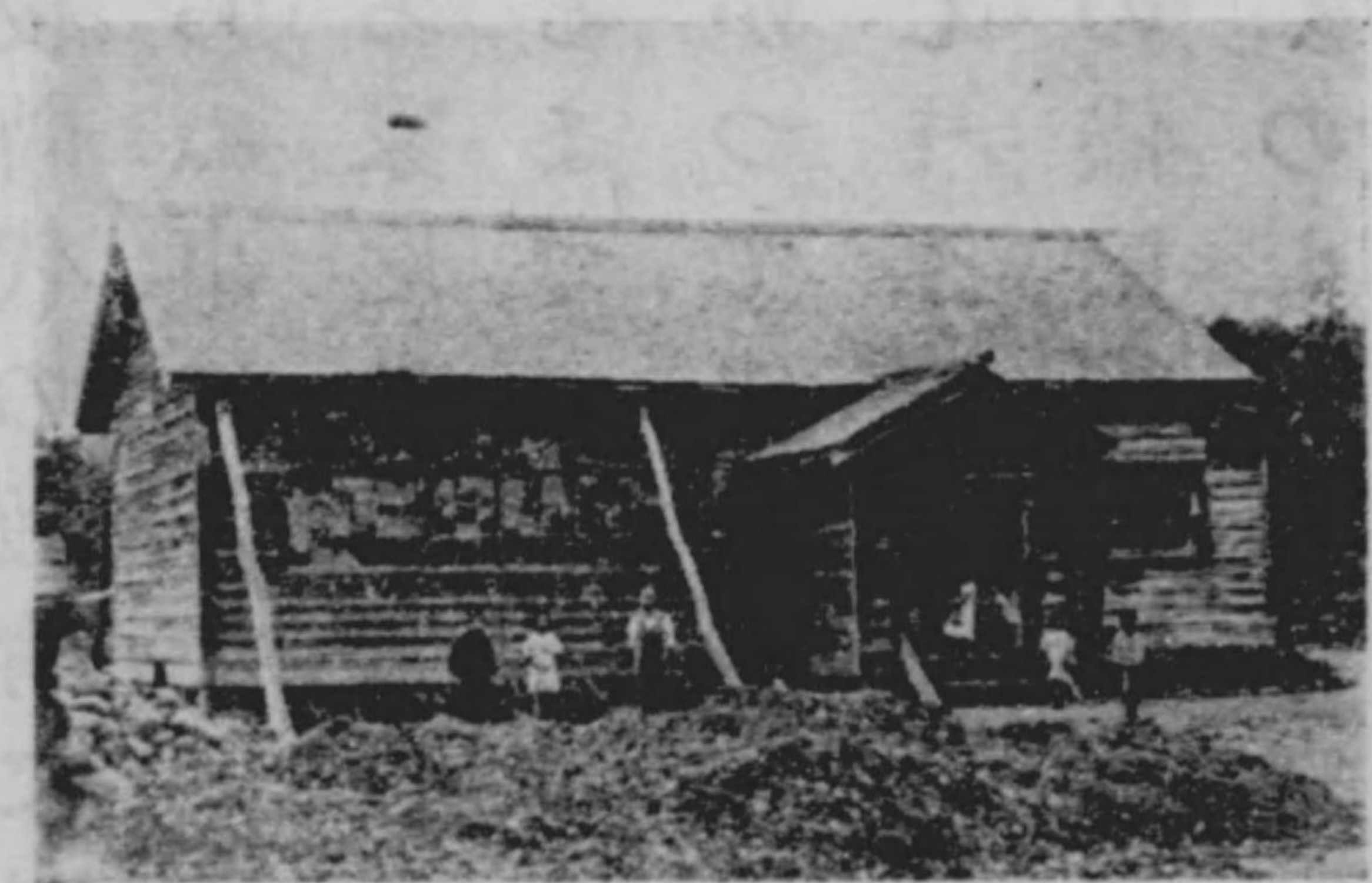
てゐるので、その陶冶には教練によることが一番よいのである。故に入營出来ない者にも、教練は特によい経験になるのである。又國民皆兵である我が國に於ては一朝有事の際この教練が直に役に立つことにもなる。

次に女子部に於ては、一般に保護者も生徒も、學科に興味を持たぬ傾向があるが、青年學校はその目的のところて明かであるやうに、單に裁縫の技術のみを修得せしめるところではなく、國民として主婦としての教養に重きを置いてゐることを忘れてはならぬ。將來夫の片腕となつて一家を經營して行くとき、妻の力がこれに伴はなかつたら、車の片輪が歪んでゐるやうなものではなからうか。殊に女子には、子女の保育を直接擔當して行かなければならぬ大切な任務があるので、これ等に備へる爲めに學科を重視してゐるのであるから大いに自覺しなければならぬ。それか



校學小常尋龍奔

ら、男女とも缺席や退學することを、小學校のやうに重大視してゐない傾向があるが、これは切角入學させた主旨にも反し、本人には、そのため自分は卒業出来なかつたといふ悪い印象を一生持たせることになり、それに就職その他の場合にも影響することが多いから、一旦入學させたら必ず卒業させるといふやうにしなければならぬ。



(舎校舊)校學小常尋成開

青年學校は、青年訓練所と實業補習學

校の兩特色を採つて、昭和十年に生れたものであるが、今後村民協力して、益々この施設の内容充實を圖り、眞に沼田村

家庭教育上の注意

家庭教育が大切だからといつて、入學前に文字や數へ方を教へよといふのではない。先づ家庭を正し、温い空氣の中に、素直に育てることが一番大切である。子供が稍や長ざると、いろ／＼質問をするものであるが、そのときには親切に正しい解答をしてやることが大切である。入學前の子供に、無理にいろ／＼の事を教へ込むのは却つて弊害がある。

保護者會

保護者が學校と連絡を採り兒童教育を促進する爲に、又は學校の教育事業を援助する爲に、多くの學校は保護者會を設けてゐる。

保護會は折々會合して、和氣満々の裡に、兒童教育や教育事業に就いて、懇談協議することが大切である。

青校後援會

青年學校後援會は、保護者在郷軍人分會、青年團、同窓生等で組織し、教育趣旨の普及徹底・入所出席の勧誘督勵・資材の整備等に當つてゐるが本教育發展の爲には今後同會の活動に期待するものが極めて多い。

同窓會

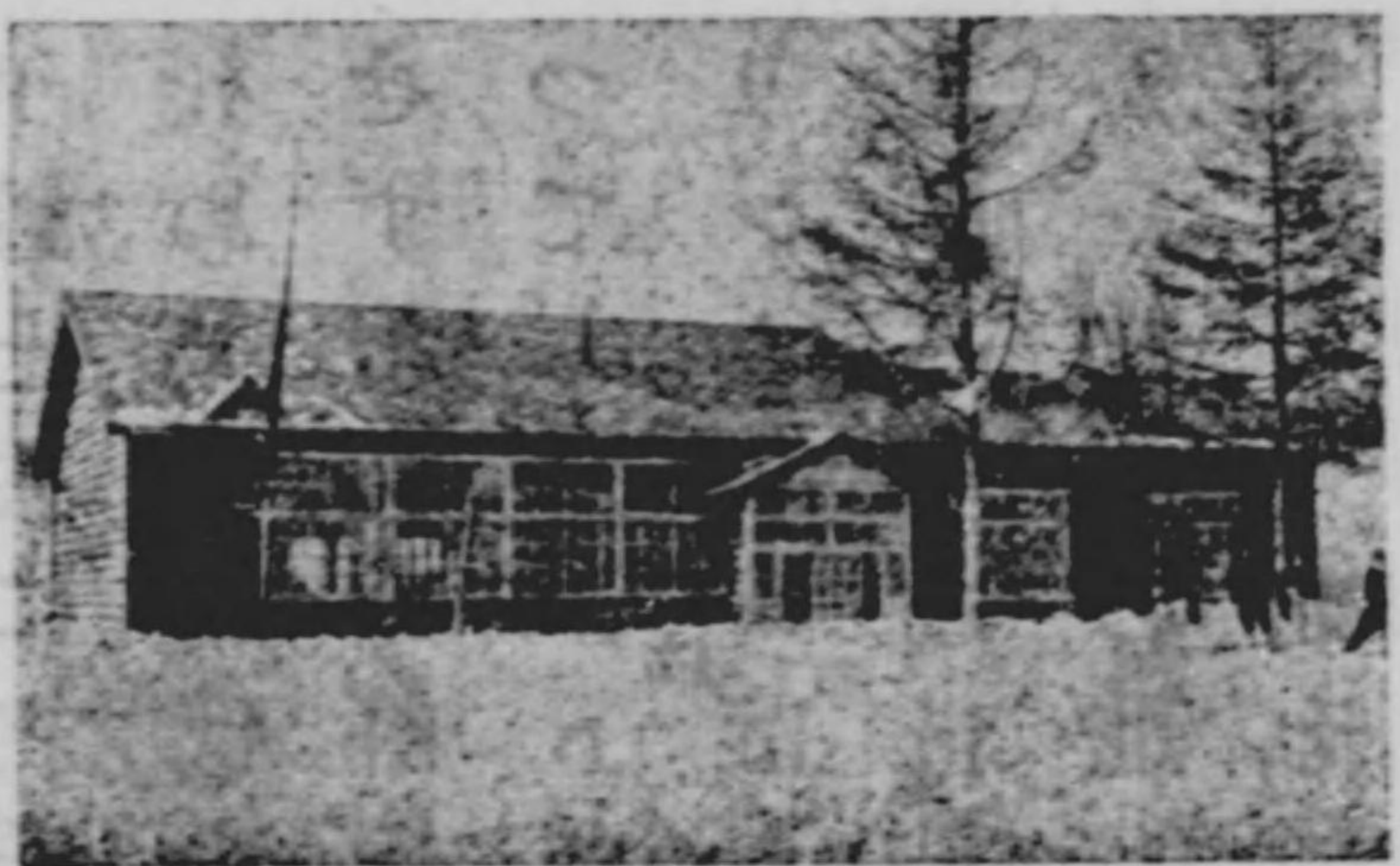
同窓會はその學校の卒業生を以て組織する最も學校に親しみ深い會で、常には年に一二回母校に會合して、往時を偲び將來を語つて楽しむことが主であるが、又母校の教育事業に對する援助、會員相互の修養上の行事等も行つてゐる。

の後繼者であり、帝國を脊負つて立つ國民教育の仕上場として、遺憾のないやうにしたいものである。

家庭及び社會より受くる影響

小學校時代の教育に於て、家庭は學校と連絡を採らなければならぬ事に就ては、前述の通りであるが、入學前の幼兒に對する家庭教育も實に大切である。子供が生れてから入學するまでの短期間に覺えることは、入學してから死ぬまでかかつて覺えると同じ位で、この間に大切な躰が出来上つてしまふとまで言はれてゐる。白紙の様な純な子供心が、その儘堅實に育つて行くのも、様々な不純な色合に染つて行くのも、多くは家庭教育の如何によるのであることを忘れてはならぬ。この大切な家庭教育を無頓着にして置いて、入學してからの學校教育にばかり期待をかけるのは無理な話である。殊に母親は家庭教育に於ける有力な教師であるから、常に適切

な教育を施すことに苦心しなければならぬ。



龍山寺常小學校

小學校を卒業した者に對する家庭指導も極めて大切である。殊に眞面目に修養にいそしむ習慣を作つてやるのも、放縱な生活に陥らしめるのも、家庭の空氣や兩親の指導の如何による場合が多いのであるから、よく注意して、寛嚴宜しきを得た教育を施して行くことが大切である。



龍水寺常小學校

青少年がその郷土から受ける影響も大きなもので、その土地から大人物が現はれると、それが無言の教育となり、又部落の氣風各種團體の活動状態等も、知らず知らずの中一般を感化して行くものである。

空知教育會沼田 村支部

本村の教育關係者を以て組織し、會員の修養研究親睦等を目的とし、研究會・講話・懇談會等とその主なる事業としてゐる。

るから、有志先輩は特に後輩に及ぼす影響を考慮して、自重しなければならぬ。

自己教育 自分の力で自分を教育して行くことを、自己教育と名づける。修養といつても同じことである。人が年齢と共に立派な人格を備へ、才能を發揮して行く爲には死ぬまで自己教育を怠つてはならぬ。自分の生活も反省せず、讀書も研究もしない者は、秀才であつても忽ち芯が止つてしまふ。尊徳先生や華山先生は、どうして勉強したか、リンカーンはどんな辛苦をして勉學に勤しんだか、この人達はみんな自己教育によつて、自分を開拓したのではないか。文化の進んだ今日、自分の心掛け次第で、どのやうにも自己の天分を開發して行けるのである。小學校教育は、この自己教育の素地を作るのであつて、青年學校教育はその道場である。眞に自己を磨くのは、學校を卒業してからで

あることを忘れてはならぬ。これを要するに、教育は學校、家庭、社會等が協力して行ふのでなければ、十分な効果を擧げることが困難である。そして學校教育は所謂自己教育をなし得るやうに指導される所であつて、人はここで体得したこの自己教育を一生怠つてはならぬのである。

六、青年の修養

自覺と意氣と努力 一家の將來は若人の双肩にある如く、一村の盛衰も一國の興亡も一に青年の意氣によつて決せられる。嘗て國運の衰頹を歎いた丁抹が、今や驚くべき復興をなしたのは何のためか。これは我が國の青年學校にも比すべき、國民高等學校に於て教養せられた、青年の自覺と意氣と努力の結晶である。例を他國に求むる迄もない。元との決戦を決意した相模太郎時宗は二十五才の若

デンマークの國 力復興

歐洲北邊のデンマークは、本來剛健な國民で、盛んに海外にまで雄飛してゐたが、百年程前から俄然衰へて、戰爭には破れ、經濟的にも苦境に陥り、意氣銷沈したのであつた。この時愛國の士グルンドヴィーは、國家の復興を一に青年の力に待つより外なしとて、政府に獻策して、國民高

等學校を各地に創設して、青年の教養に盡力した。これは寄宿舎學校ともいふべきものであつて、夏の二季數ヶ月間開校して、國史・國文や体操等の普通學科も授けるが、主力を農業、殊に畜産に注ぎ、以て一國産業の中心勢力を、この學校の卒業生より作り出さんとしたのであつた。これは大成功をもたらし、今や國運年と共に恢復し、昔日のデスマークを實現しつつあるのである。

獨逸の勃興

普佛戰爭で獨逸が敗北したとき、獨逸全國民が臥薪嘗膽以て佛に對抗し、國力を恢復せんとした。殊に哲人で愛國の熱血あふれたフイヒテは、佛兵が三々五々伯林市中を往來してゐる眞只中で、獨逸國民に告ぐといふ大演説を、十四回も行つたのであるが、之

に第一番に感奮せしめられたのは、全國の青年であつた。猛然起つて、祖國の復興に猛進したのである。これによつて、國家精神は旺盛し、遂に青年獨逸は、世界の覇者となつて全歐洲にその實力を示すに至つた。

青年團指導ニ關スル省令

御々青年團体ハ、青年修養ノ機關タリ、其ノ本旨トスル所ハ、青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ、隨テ團体員ヲシテ、忠孝ノ本義ヲ体シ、品性ノ向上ヲ圖リ、体力ヲ増進シ、實際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ、剛健勤勉、克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ、刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス、其ノ之ヲシテ事業ニ當リ、實務ニ從ヒ、以テ練習ヲ積マシムルモ

さであつた。近くは明治維新の際に、私心を去り、正義を持ち、國事に奔走して、大業成就の原動力となつた者も、二十才前後の青年であつた。當時と今日とは我が國の情勢が異つてゐるので、直にこれを當てはめることは出來ないが、一國の青年の自覺と意氣と努力が、國家の進運に至大の關係を有することは、昔も今も變りはない。

筋骨秀で、生氣滿ち、青春の血潮漲り、創造心と研究心に燃え、強い信念を抱いて理想の實現の爲めに倦むことを知らない青年は、正に人生の曙であつて、國家の至寶である。

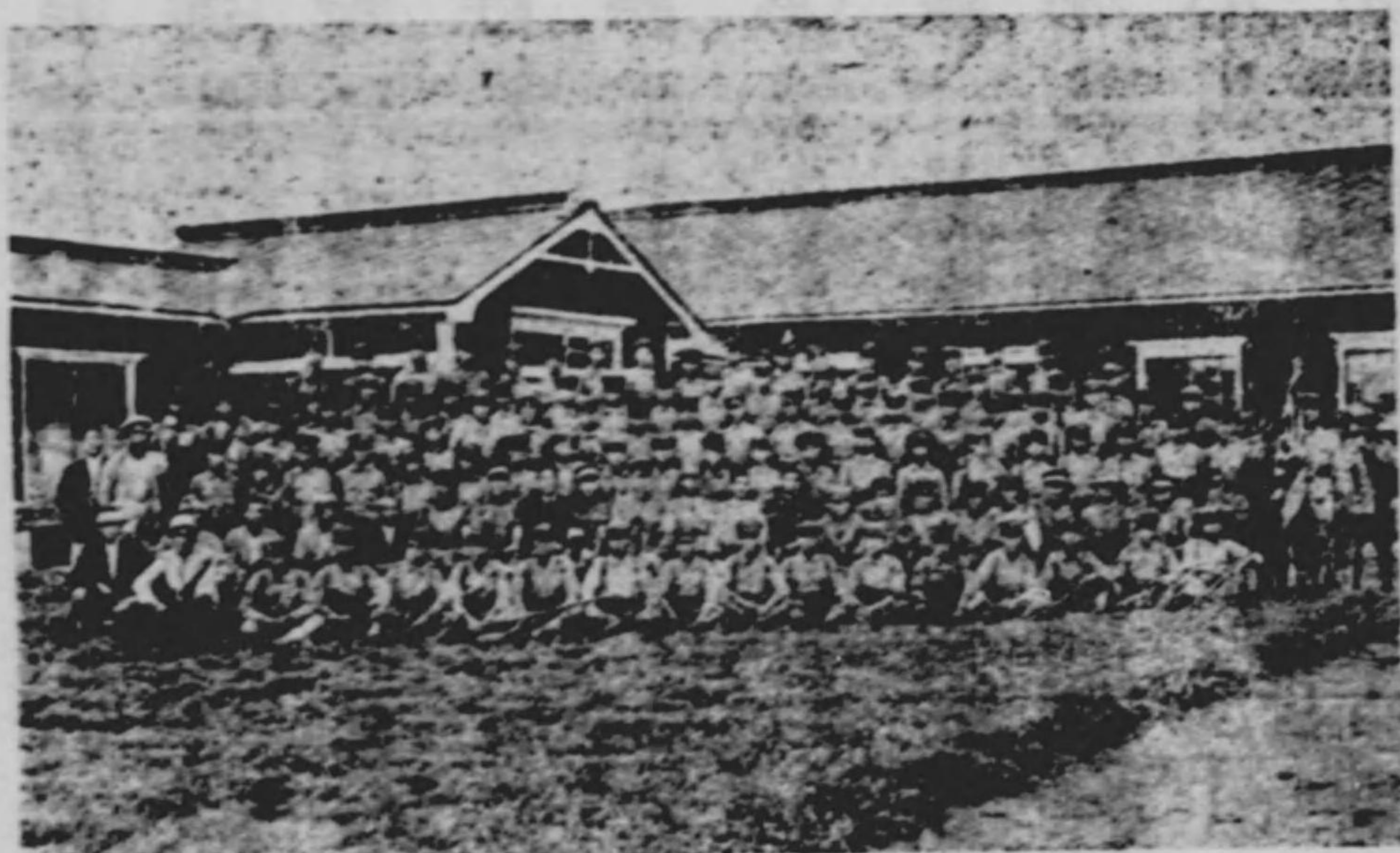
現代の青年 現代の青年よ！ 我が村の男女青年よ！ 諸君は眞に國家の現状を憂ひ、自己の使命を自覺してゐるか？ 嘗て伯林市中が佛兵に踏み躪じられてゐる眞最中、フイヒテの演説に奮ひ立つて、祖國の復興に猛進した、彼の獨逸青年の意氣と熱と努力が、果して諸君の全身に漲つてゐるか？

率直に言ふ。現代の青年は、我が村の青年の多くは、知識は廣く、常識に長じ、温順にして家業に精勵し、又よく團体的統制を保ち、規律共同の精神も訓練され、その他幾多の美点長所を擧げることが惜しまない。然し反面青年の生命とも言ふべき、希望と意氣に乏しいのは何より残念である。輝かしい瞳を以て自己の信念を語る者も、一つの研究を始めたならそれに没頭する者も、讀書に夜の更くるを忘れる者も極めて少い。輕佻浮薄で、實行力に乏しい者もあり、殊に犠牲奉仕の精神と、堅忍持久の訓練に欠けてゐる者もある。因循姑息で、結婚でもすると、急に若さを失ひ、そこには黎明に立てる青年の姿も、人生の曙も認め難く淋しい氣持に打たれる。

これは何のためであらうか。いろ／＼の原因を擧げる

- 成績優良ナルモノヲ表彰スルコト
- 七、各分團毎ニ夜學會ヲ開催スルコト
- 八、道内若クハ府縣ノ視察團ヲ組織シ、優良町村ヲ視察スルコト
- 九、農事若クハ産業組合等ノ講習生ヲ出スコト
- 一〇、田畑ノ試作場ヲ設クルコト
- 一一、以上ノ外体育・智育・徳育上必要ナル施設ヲナスコト
- 分團 沼田・共成・既新・泰成・龍水・龍山・淺野ノ各分團

徳育 諸君は單に人の眞似をするのでは満足が出来ないであらう。必ずその理由を究めやうとするのが、青年の一特色である。自分は何のため



沼田村青年團

に生れて来たか。どういふ風に生きて行くのが正しいか等についても疑問を持つ本精神の神髓であるが、ただに軍人のみならず、現下の青年の第一に修養すべき徳目である。

つことがあらう。所謂理性に目醒めて来たのである。この大切な時期に、中正穩健な思想を養ふことに努め、國家の使命と自己の本分を自覺することが何より大切である。軍人に賜りたる勅諭の五ヶ條(忠節・武勇・禮儀・信義・質素)は、日

沼田村女子青年團

- 目的 本團ハ各支部ヲ統轄指導シ聖訓ニ基キ處女ノ心身ヲ陶冶シ品性ノ向上ヲ計リ以テ良妻賢母タルノ素地ヲ作ルヲ以テ目的トス
- 事業 一日講習、講演會、書冊回覽、慶弔慰問、敬老慈善ノ施設、風紀並ニ衛生規則實行、其ノ他必要ト認めル事項
- 支部 沼田・共成・淺野・既新・眞布・奔龍・開成・龍山・龍水

分團並支部經營上留意すべき点

- 一、村及部落の指導機關教化機關と一層連繫を密にすること(農業部が實行組合と連絡し農會の指導を受けるが如きその一例)
- 二、巡回文庫・簡易圖書館等を設置し指導の下に良書を

軟弱な氣風の改善には、維新當時の鹿兒島健兒を頂門の一箴とし、劍道・柔道・相撲・登山等、剛健な精神の修養をすることが必要である。家庭に於ける仕事でも、學校青年團に於ける分擔事項でも、或は各種の公共作業共同事業でも、一番骨の折れること、汚なくて人の厭がるやうなことは、諸君が眞先に飛び込んで行つて、それを立派に仕遂げる覺悟がなくてはならぬ。ここに於て「艱難汝を玉にす」が生きて来る。考へあぐんでゐることでも、何糞とぶつかかつて行くのが青年だ。因循姑息は若者の最も醜い姿である。開拓の精神に還れ！一坪の開墾に、千鋏以上打ち込まなければならぬ。そうだが、今日の美田良圃の裏に、祖先の血と汗のあることを思ひ、尊農親土の精神に燃え立つて働かなければならぬ。

更に女子には慈愛の徳を強調したい。慈愛は家庭に於

- 購入し讀書力を養成すること
 三、見學視察等を爲す場合には指導機關と連繫の上行ひ實施後視察状況の發表會を行ふやうにすること
 四、分團若しくは支部には産業上の實習實驗をなす施設を行ひ指導機關と連絡を採ること
 五、体力の増進に努めること
 六、全團員武道の練習に當るやうにすること

ける泉である。嫁しては舅姑を慰め、夫を勵し、その子に對しては唯一の慰藉である。正しき母性愛の横溢してゐる家庭からは、矯激な思想を抱く者も、ひねくれた性格の持主も、風紀を紊す不良兒も、出ることが少ないのである。

体 育 青年期は急激な發育をするので、病魔に犯され易い身体上の危険期である。國民の体格體質の低下は、學校の身体検査・徵兵検査等にも明瞭に現はれて、國家の將來に暗影を投じてゐる。殊に十五才より二十五才位までの者は、結核に犯される率が目立つて高い。本村の青年の体格も低下の傾向にあつて、種々の病氣に犯される者も相當にあるから、常に健康の増進に努めねばならぬ。健康法といつても、その體質と職業とによつて、一樣に言はれないので、よく自分に適した健康法を工夫することが大切である。殊に坑内や室内の作業をする者は、機會を作つて日光浴を

することに努め、農村青年等で、農繁期過激の勞働に従事する場合、は特に睡眠と營養の補給に留意しなければならぬ。
 (保健衛生の項参照)

職 業 人は職業を通じてのみ、自己に對する本分も、國家に對する使命も果すことが出来る。本村の青年は、主として農礦商に従事してゐるのであるが、諸君は常に自己の職業發展の上に、悩みと精進を持たねばならぬ。何れの職業でも、慣習のみを墨守してゐたのでは、進歩するものではない。青年は特に合理的・科學的方法を研究し應用して、その改善に努力すると共に、自己の職業に對する興味と信念を高めなければならぬ。それには、家業の研究的方面は自分等若い者で引き受けるといふ意氣込みで、創造心をかき立てて邁進しなければならぬ。

修養の方法 先づ青年學校の生徒は、ここを道場として

教へられたことはよく咀嚼し應用すると共に、青年團と連繋して、修養しなければならぬ。青年學校を卒業した者は、團の年長者であるから、後輩の指導と團の發展に努力しなければならぬ。讀書・見學・講演・講習會等は、あらゆる機會を利用し、特に農村青年は、冬季間を利用して、纏つた研究をすること、心掛けなければならぬ。ただ保護者からよく聞くことは、青年が外出する機會が多くなつて、家業に差支へるといふことであるが、眞の自己修養は、家業を妨げてはならぬ。即ち外出の前後は特に努力し、讀書なども一般の人の休んでゐる、一寸の光陰を惜んでするのでなければならぬ。萬兵衛さんの家にあつた、金次郎先生の辛苦を思ひ出さなければならぬ。切瑛琢磨は、同志のあることによつて一層勵まされる。誠の友を求めて勵まし戒しめ合つて、行かねばならぬ。

かくて諸君は、若木のやうにすく／＼と伸び、今日の自分は昨日の自分ではなく、日に日に發展する時、諸君は生長する者のみが味ふ、歡喜に浸ることが出来るであらう。そして村も國も、諸君の自覺と、意氣と、努力によつて、躍進を續けずにはゐないであらう。

七、官公衙及び各種團體

村との關係 昔の政治の組織は、簡單であつたが、明治維新後我が國の發展はめざましいもので、諸外國が驚異の眼をみはつてゐることは改めて説く迄もない。それだけ社會は進歩し又複雑になつて來たのであるから、従つて少數の者がすべてを處理することは不可能で、ここに分業化され現在官公衙や各種團體は夥しい數に上るが、お互ひに連絡をとり、國利民福と言ふ大目的の下に結合されてゐるの

である。

本村に於ける官公衙は夫々異つた目的や職分を持つてゐて、村民は非常なる便益を受けてゐるが、未だ積極的に利用されてゐない憾みがある。

各種団体は別表に示す通りで、本村の經濟更生の業績を擧げつつあるのはこれ等機關の協力の賜物である。

官公衙

(一) 帝室林野管理局深川出張所沼田分擔區駐在所 皇室御所有の土地、御料林等を管理する。

(二) 旭川區裁判所沼田出張所 裁判所と言へば容易に近付き難い感じを與へるが、玆は登記所を指すもので、各人の財産と密接な關係をもつ官廳である。登記は主に土地、建物の賣買や、抵當等を登記簿に載せて、權利の完全な効果を發揮させるのである。この手續をしないで大切な財産をなくした事をよく聞くが、注意すべきである。

登記所の管轄は沼田、北龍、多度志村になつてゐる。

本村の派出所は北龍秩父別村のものでも検査をしてゐる。

(三) 北海道廳農産物検査所瀧川支所沼田派出所 農産物を検査し、品質の統一を圖り、以つて其の聲價を維持する役目をもつてゐる。若し農産物の検査を受けないで販賣すれば、罰せらる。検査員は沼田市街に二名駐在し、部落には囑託員が置かれてある。

(四) 河川監守沼田詰所 河川の保護と取締を爲す。

(五) 深川警察署沼田巡查部長駐在所 警察は犯人を検擧するだけではなく、社會の安全を維持する爲め一般民衆を保護するのである。沼田・淺野兩市街に巡查部長、沼田・昭和に巡查が駐在してゐる。

(六) 郵便局 郵便局は沼田・淺野・昭和の三ヶ所にある。其任務は普く知られてゐるから、ここでは簡易保險と郵便年金に就いて述べる。

簡易保險 誰しも年老いてからの生活や、萬一不幸な目

淺野・昭和は請願によつて巡查が置かれて居る。

簡易保険料の運用

保険料は十数億に上り自作農創設維持資金其の他社会政策的な事業に投資され農村に還元される。尙簡易保険の契約高は七百圓迄引上られた。

郵便年金制度は比較的新らしい。

線路の通行禁止

毎年安全週間を催して、事故防止に努めてゐるが減少しない。

鐵道營業法第三七條に「停車場其ノ他鐵道地内ニ安リニ立入りタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス」とある。

に遭つた場合に於ける家族の將來に就いては不安を感じずるであらう。簡易保険は此不安に備へ、普通の保険の如く醫師の診断を必要とするのではなく、小額の料金を拂込めばよいのである。加入者には安い料金の囑託醫(沼田市街に二名あり)や、或は無料の巡回診療など色々の特典がある。郵便年金 老後の生活を思へば貯蓄をする必要がある。然し貯金は途中で費ひ果たすことがあるから、貯金や其の他の財産に頼つて老後の生活を維持しやうとする人の爲にこの不安を除き、どんなに長生をしても一生の間年金を與へて生活を保障するのが郵便年金である。餘り知られてゐないが將來の爲にはいる必要がある。(七)石狩沼田驛 我々は鐵道や自動車等により非常な便利を受けてゐる。然しその反面に事故も亦増加してゐる事は毎日の新聞紙上で知ることが出来る。出札にも乗降

にも先にと押し合つたり、殊に線路を通行する者は非常に多く、吹雪のとき轢き殺された例は相當多いのである。

各種團體表

大別	名稱	目的	會員數	備考
軍	沼田村銃後後援會 帝國在郷軍人會沼田・共成・淺野・昭和分會 軍用候補馬鍛鍊會沼田班 國防義會 大日本國防婦人會沼田村分會 帝國軍人後援會沼田村分會 歩兵第二十五聯隊軍旗奉誦會 日本赤十字社沼田村分區 愛國婦人會沼田村分會 沼田、共成、淺野軍友會 日本海員救濟會沼田分區	銃後の後援 在郷軍人の精神を鍛え軍事能力を増進し國家の干城たらんを期す 軍用候補馬の鍛鍊 國防を充實し國運の發展を期す 日本傳統の婦徳を以つて國防の礎となり銃後の力となる 傷痍軍人戦病死者の救護を使命とす 光輝ある月寒聯隊旗を奉誦す 平時は救護員の養成戦時は陸海軍の衛生を補助 婦人結束の力により國運の隆昌と社會の福祉の増進 退役軍人の力により軍事思想の普及と併せて親睦を圖る 海員を救濟し且つ海事思想の普及宣傳	一、八七五 四一〇 四〇〇 一三三 三五〇 六〇 一八 九五 二三四 一二一 六	
業産	沼田村農會 沼田村土功組合 藤澤土功組合	農業の改良發達 農業上必要なる道路、橋梁、排水、用水の施設維持 同上	八六六 四三 二四	

に困つた苦い経験をもつてゐる。又山火事の怖るべきは申す迄もないが、ひどいものになると數十日も続き、森林も村落も焼き盡し、人力ではどうすることも出来ず、降雨をまつて鎮火した事實が澤山ある。廣大な山林を擁して居る本村民は入山に際し、御料や炭礦事務所で必ず許可を受けねばならぬ。

消防組の任務

消防組の任務は火防のみに止まらず警察官の補助として一般警戒に任ずる。

消防組の定員

消防組	組頭	小頭	消防手
沼田	一	四	三五
浅野	一	三	三五
共成	一	二	二七

村の公設消防組は沼田・浅野・共成に設置され、其の目的は水害火災の警戒防禦にある。消防組には組頭・小頭・消防手が置かれ、其の仕事は纏・信號・機械ポンプ・給水・傳令・救護・標識計劃係などに分かれてゐる。而して其の根幹を爲すものは言ふ迄もなく消防手であつて、昔火消し纏は勇み肌に燃え立つ正義の士として、市民感謝の的であつた様に、現在の消防手はそれに劣らぬ犠牲的精神と立派な技倆を持つてゐる。殊に勤務にあると否とを問はず、常に規律を重んじ

品行を慎みて應急準備を怠らず、且つ粗暴過激の所爲あるべからざる等嚴重な規律が要求されてゐるのである。又軍隊の操典にも比すべき消防操典があつて、敏速なる行動を要するのである。前年各消防組では、住民の寄附により數千圓を以つて自動車ポンプ・ガソリンポンプを購入し、從來に増した偉力を發揮してゐる。正月には出初式と年二回消防演習が行はれる。

火災豫防組合(自警團) 火災豫防組合は沼田・浅野と共成に自警團がある。隣保團結して火災豫防の實行を期するもので、夏季は各戸より輪番に出て区内を巡回して警戒し、冬季は煙筒の掃除検査の勵行督勵、さては火防思想の普及宣傳など事業の範圍は廣く、しかも組合員の無料奉仕によることが多いのである。そして此二つの団体はバラバラなものではなく密接な關係にある。

浅野・昭和礦業所にも「ポンプ」が整備されてゐる。

以上の火災警備機關に關係するところがなくても、結局は各人がすべて火防に注意し、自他ともに損害を蒙らない様注意することが最も重要なものである。

九、海外移民

地球の面積には變りはないが、人間は際限なく増して行く。我が國は明治維新このかた七十年間に、人口は非常に増加し、殊に最近年々約百万人の増加を示し、内地に比し耕作反別の遙かに多い本道でも、人口問題は早速取上げねばならない問題となつて來た。長男は家を相續するとして二、三男にも現在の土地を分讓して行つたなら、忽ち耕作反別の不足を來すであらう。

本道にはまだ相當の未開地があり二、三男を分家させる餘地はあるけれども、これも次第に少くなり、やがては困難

二、三男と移民

農家の二、三男の處置は眞剣に考慮せねばならぬ問題である。

本村に於ける未開地は殆んどない。

本道と滿洲國の類似

事變後日本海は湖沼の如くなつた。所謂日本海時代を現出した。本道と滿洲とは緯度を同らし、氣候、産物等類似した点が少くない。

移民の今昔

ブラジルへ移民が初めて送り出されたのは明治四十一年で、今日迄に約二十万人に達して成績を擧げてゐる。それは整備した組織と、統制が行はれたからである。事變後當局は滿洲移民につき萬全を期し、周到なる計劃を樹て、着々實行に移し、前車の轍を踏む虞は絶對にない。

民間の指導機關として、資本金千五百萬圓の滿洲拓殖株式會社があり、(一)移住用土

となるであらう。由來本道民は進取の氣象に富み、曾つては南米に多數の移民を送つたことを顧みても、海外移民より他に根本的解決はあり得ない。然し滿洲國以外は、我が移民の發展を阻んでゐる實狀にある。幸ひ新興滿洲國は大手を擴げて、雄飛の血に燃え刻苦勤勉の我が移民を待つてゐる。無鐵砲を一攫千金を夢みるのでなしに、確固たる精神と、周到なる計劃と、組織と、優秀な技倆を思ふ存分發揮して、理想の農村を彼地に建設することは、盟邦滿洲國の國礎を固くし、東洋永遠の平和に寄與する所以でもある。

日露戰役後の滿洲移民は失敗に終つたと言はれてゐる。その根本的原因として、土地の獲得が容易でなかつたことである。然るに建國以來、日滿不可分一体の關係により、從來の禍根が一掃され、最近滿洲國は治安も維持せられ、經濟界も亦安定し、益々有望となつて來た。

地の取得、管理、分譲、(二) 移住者に必要な金融等を取扱つてゐる。

又滿洲移住協會があり、滿洲移民事業の統一ある發展を助成し、併せて滿洲産業開發に資するを目的とし、移民事業の促進並に後援、移民事業の調査、宣傳、紹介移住者の斡旋、訓練を取扱つてゐる。

滿蒙開拓、青少年義勇軍、青少年を大陸の新天地に進出せしめ、滿蒙の沃野を心身練磨の大道場として日滿を貫く雄大な皇國精神を鍛錬陶冶し、滿蒙開拓の中堅たらしめ以て兩帝國の國策遂行に貢獻せしめんとする目的を以て昭和十二年から十六才より十九才迄の者を募集し、先づ茨城縣友部の日本國民高等學校内の訓練所で約二ヶ月の訓練を施して現地に送り三ヶ年の訓練の後、土地を分譲して自作農たらしめんとする。

滿洲移民に付いて一番心配になるのは、苦力と競争して果して生活が出来るかと、一般が疑問を持つてあらうが、夫れは杞憂に過ぎない。自給自足の建前から、自作農を目的とし、大体一戸に土地二十町を分譲し、働きさへすれば、容易に農業生活を心から楽しみ得ることに、重点が置かれてある。又故國を離れて遠き滿洲に、學校や衛生設備などが欠けてはいないかとの、不安もあらうが、本村の開拓當時にくらべると、總ての点に於いて設備が整つてゐること同一の比ではない。昭和七年より四回に亘つて、約千八百戸の移民が送られ、水稻・麥・豆類等の栽培に従事し、豫期以上の成績を收め、今は兩親や最愛の妻子を呼び寄せ、嬉々として農耕に従事してゐる。

殊に現在重要國策の一として、人口問題の解決は勿論、國防上の見地より二十箇年に百万戸の農民を送るべく計劃が進められ、近き將來具体化することと信ずる。

一〇、保健・衛生・醫療

体温器の必要

人は病氣になれば大抵熱が出るものである。体のだるい時等熱のあることが多い。それで家庭では必ず体温器を一本用意して置く必要がある。体温は普通三十六度から三十七度の間にあるもので、これを越えたならどこか悪いのである。

意義

醫療とは、病氣にかかつたり怪我をしたとき、醫師の診察を受け治療してもらつたり、藥を吞んで養生することや、いふのであるが、衛生は病氣にかからないやうに、又は病氣が擴がらないやうに用心することである。而して保健は、病氣の襲來する餘地のないやうに、健康を増進していくことである。今日この三方面は、文明國に並び行はれつつあるが、その發達の順序は醫療・衛生・保健といふ次第に進んで來たやうである。

家庭常備藥

北海道社會事業協會若しくは産業組合では簡易な家庭常備藥を配給してゐるから、これを利用するとよい。

人は一家のためにも、國家のためにも、健康で働くことが何より大切であるが、近年國民の健康状態が一般に低下して來たことは、國家の將來に對し憂ふべきことである。殊

衛生組合

衛生組合は春秋二季の清潔検査をもつて事業のすべてとされてゐる傾向があるが、衛生思想の普及、傳染病の豫防等重大の役割をもつてゐるので住民と協力して、もつと積極的活動を希望してやまない。

皮膚の鍛練

近來宣傳されてゐる健康クワシヤ冷水摩擦は、健康増進上極めて有効のものでされてゐるので、勵行されたいものである。

肺結核

肺結核は早い中に發見し適當な治療を施せば、必ず治るものであるが、手遅れをする本人が斃れるばかりでなく家族に感染する恐れがあるので、用心しなければならぬ。何となく体がだるかつたり、

毎日午後から軽い熱が出たり力のない咳が出たりする場合は、この病氣に犯されてゐることがあるから、速かに醫師の診断を受けることが大切である。

腦溢血

腦溢血は中風ともいつて、一旦これに罹かると元の体になりにくいものであるから、傾向のある人は醫師に血脈をはかつてもらつて、前以つて用心することが大切である。

に今日農村の負債は五十億圓といはれ、その負債の大きな部面は醫療費のためである。とさへ唱へられる今日、我々は經濟更生の上からも、保健衛生の問題は重視しなければならぬのである。

生命の三大關所

我が國で最も多く死亡する年齢と病名は、赤ん坊のときの消化不良症と、二十才前後の肺結核と四十才以上に多く起る腦溢血症とである。これは本村にも直ちに當てはまるわけで、大いに警戒しなければならぬ。赤ん坊の胃腸病は、母親の衛生思想の不足から來るもので、これは注意次第で減少していくことの出來るものである。母親が若し此病氣で赤ん坊を死亡させたなら、自分の無智を恥ぢ、その子に對して深く詫びなければならぬものである。肺結核は亡國病として、官民共にその豫防に努めてゐるが、年々増加の傾向をたどり、近年本村に於ても、これで斃

れる者が少くない。肺結核に犯される者は、一般に親がその病氣にかかつた者とか、體質の弱い者、榮養不良の者等に多いのであるが、常に健康の者でも、感冒や肺炎等の病後養生を怠つた爲に犯される場合も少くない。殊に北海道の農村に於ける、結核を研究した醫師の發表によると、冬期間家の中に籠つてゐた者が、五月頃暖かになつて俄かに激しい労働をはじめるので、この病氣にかかり易く、又かかつても忙しいので養生を怠るから、ぐんぐん悪くなつて、その年の秋風の吹く頃死んでしまふ例が乏しくないと報告してゐる。

腦溢血は遺傳にもよるが、酒・煙草・梅毒・過勞等が原因となる場合が多い。特に中年以上の者が大酒をしたり、燒酎を常用したりすることは、この病氣を引き起す原因になるから氣をつけなければならぬ。

健康運動事項の勵行 聖旨奉体記念事業(道民精神の課
 參照)の重大項目として、健康運動が起り、道廳から本村に適
 切な左の實施標準の示されたことは、實に喜ばしいことで、
 我等は必ず勵行し聖旨に答へ奉らなければならぬ。

一、冬季衛生ノ改善

- 本道ハ冬季間概シテ積雪多ク且寒氣嚴シキヲ以テ勢ヒ多數ノ家族ガ屋内ニ蟄居スルノ已ムヲ得ザル環境ニ在リテ保健、衛生上適當ナラザルヲ以テ特ニ左ノ事項ニ留意シ之ガ改善ヲ爲スコト
- (一) 床板ト疊トノ間ニ建築用紙又ハ新聞紙等ヲ敷キ床下ヨリノ濕氣冷風ヲ防グコト
 日本家屋ハ疊ノ隙間ヨリ濕氣、冷風侵入シ易キ構造ナルヲ以テ床板ト疊トノ間ニ建築用紙又ハ新聞紙等ヲ敷クトキハ之ヲ防ギ得ルノミナラズ保溫上燃料ノ經濟トモナル
 - (二) 『ストーブ』ニ因ル室内過熱ノ弊ヲ矯正スルコト
 室内ノ溫度ハ攝氏二十度前後ニ保ツヲ適當トス、夫レ以上ノ高溫ハ身体ノ諸器管ノ機能ヲ弛緩セシメ皮膚ノ抵抗力ヲ弱メ却ツテ衛生上宜シカラズ
 - (三) 『ストーブ』ニ因ル乾燥ヲ防グ爲メ湯氣ヲ立ツルコト
 室内ノ空氣乾燥スルトキハ呼吸器ヲ刺戟シ疾病ニ罹リ易キヲ以ツテ鉄瓶、湯沸、釜等ヲ掛ケ湯氣ヲ立ツルコト
 - (四) 室内ノ裸火ヲ成ル可ク避ケ『ストーブ』ヲ利用スルコト
 室内ニ於テ木炭、薪等ニ依ル裸火ヲ用フルトキハ炭酸瓦斯、一酸化炭素等ノ有毒瓦斯ヲ發生シテ健康ヲ害シ或ハ煙ニ依リ眼ヲ刺戟シテ『トラホーム』罹患ノ危險ヲ多カラシムルニ付キ『ストーブ』ニ改ムルコト

(五) 壁又ハ板張等ノ隙間ノ目張ハ必要ナルモ窓ノ目張ハ爲サザルコト、シ室内掃除ノ際ハ必ズ窓、戸ヲ開放シテ換氣ヲ行フコト

壁又ハ板張等ニ隙間アルトキハ賊風侵入シテ感冒ニ罹リ易キヲ以テ目張ヲ爲ス必要アルモ窓ニ目張ヲ施ストキハ開閉不能トナリ浮塵ノ除去及換氣ヲ行ヒ得ザルニ付窓ニハ絕對ニ目張ヲ爲サズ室内掃除ノ際ハ必ズ窓、戸ヲ開放シテ汚濁セル室内ノ空氣ト新鮮ナル外氣ト入換フルコト

(六) 戶外運動ヲ行フコト

産業者、事務員、店員、學生生徒、其ノ他常時主トシテ屋内ニ在ル者ハ休日、休暇ノ時間ニ於テ努メテ戶外ニ出デテ日光ニ浴シ清新ナル空氣ニ接シ適當ナル運動ヲ行フコト

二、食住ノ改善

(一) 榮養ノ改善

健康ト榮養トハ極メテ緊密ナル連鎖ヲ有シ重要ナル關係アルヲ以テ特ニ左ノ事項ヲ實行スルコト

- (1) 米ハ無砂七分搗ヲ用ヒ淘洗ノ際ハ簡單ニ洗ヒ流ス程度ニ止ムルコト
 米ハ主食品トシテ最重要ニシテ其ノ使用方法合理的ナリヤ否ヤニ依リ道民ノ健康及經濟ニ及ボス所大ナルモノアリ、玄米ハ白米ニ比シ成分豐富ナルモ消化不良ニシテ養分ノ利用サル、量即チ榮養能率劣ル之ニ反シ白米ハ玄米ニ比シ養分劣ルモ消化良好ニシテ却ツテ榮養能率高シ然レドモ人體ノ榮養上缺クベカラザル『ビタミン』Bガ白米ニスルコトニ依リ減失スルノ缺點アリ故ニ之等ノ點ヲ考慮シ七分搗ヲ用フルヲ最モ良シトス尙精米ニ當リ混砂スルトキハ炊飯ニ際シ充分ナル淘洗ヲ要スル爲メ多量ノ養分ヲ流失シ損失大ナルヲ以テ必ズ無砂搗トシ炊飯ノ際ハ簡單ニ洗ヒ流ス程度ニ止ムルコト
- (2) 動物性食品ヲ攝取スルコト

我方國民ノ食物ハ主食物タル米ニ偏シ副食物ヲ輕視スルノ實情ナルモ主食物ノミヲ以テハ榮養上完全ナラズシテ發育、成長及肉體ノ補修ニ必要ナル蛋白質、無機質『ビタミン』ニ缺陷アルニ付副食物ニ依リ之ヲ補ハザルベカラズ而シテ植物性食品ハ其ノ含有スル蛋白質、主食物タル米ト其ノ缺陷ヲ同ジ

クスルモノニシテ動物性ノ食品ヲ攝ルコトニヨリ始メテ此ノ缺陷ヲ補ヒ得ルヲ以テ副食物トシテ動物性食品ヲ必ズ配合スルヲ要ス、但シ其ノ量ハ多キヲ要セズ又高價ナルモノヲ必要トスルニアラズ本道ニ多ク漁獲セラル、鯨、鰯、鮭等ヲ利用スベク又手近ノ河川、池沼、灌漑溝等ニ於テ鮒、鱒、鰻、貝類等ノ小魚介ヲ採捕シテ食膳ニ供スルモ可ナリ

(3) 農家ハ自家生産ノ牛乳ヲ必ズ飲用スル事トシ又家兎、鶏、家鴨等ヲ飼育シテ肉卵ノ自給ヲ爲スコト

(4) 農家ハ住宅ニ接シテ菜園ヲ設ケ野菜ノ自給ヲ爲スコト
水田地方ニ於ケル農家中ニハ自家菜園ヲ設ケズシテ野菜ヲ殆ド他ノ供給ニ仰ガザルベカラザル向アルハ遺憾トス故ニ必ズ住宅ニ接シテ適宜菜園ヲ設ケ新鮮ナル野菜ヲ潤澤ニ自給シ得ルヤウニ改ムルコト

(二) 住宅ノ改善

住宅ノ採光、換氣、保溫、防濕等ノ設備ハ健康ニ至大ノ關係アルニ付キ特ニ左ノ事項ニ注意シ之ガ改善ヲ行フコト

(1) 窓ハ成ルベク大キクスルコト

光線ノ射入セザル室ハ不衛生ナリ故ニ窓ハ出來得ル限り大キクシ充分ニ光線ノ入り得ルヤウ爲スコト

(2) 壁ハ成ルベク土壁トスルコト

本道ニハ板張ノミノモノ多キモ保溫及防濕上欠點多ク燃料モ多ク要シ不經濟ナルヲ以テ成ルベク土壁トスルコト

(3) 屋根看板ハ室ノ採光ニ支障ナキ程度トスルコト

二階建ノ商店ニ於テ二階ノ窓ノ大部分ヲ塞グ看板ヲ掲出セルモノアリ、看板ハ商略上必要ナルコト勿論ナルモ家人ノ健康ヲ度外視シテ大ヲ競フガ如キハ考慮セザルベカラズ、故ニ室ノ採光ニ支障ナキ程度ニ改ムルコト

(4) 居間(茶ノ間)ハ成ルベク廣クシ且特ニ採光、換氣ニ注意スルコト

(本件ハ商工會、町内會等ニ於テ申シ合ハセノ上實施セバ敢テ難事ニアラザルベシ)
居間(茶ノ間)ハ常時家人ノ使用ニ供スル所ニシテ從ツテ室内ノ空氣汚濁シ易ク又傳染病、結核病ノ最

モ濃厚ナル家族傳染ヲ爲ス所ナルヲ以テ出來得ル限り廣クスルト共ニ採光、換氣ニ欠ク点ナキヤウ特ニ注意スルコト

(5) 寢室ヲ整頓スルコト

寢室ハ良ク掃除ヲ行ヒ寢具ハ時々日光ニ曝シ充分ナル安息休養ヲ爲シ得ルヤウ整頓シ萬年床ノ如キ陋習アル向ハ速ニ之ヲ廢止スルコト

(6) 台所ハ明ルクシ『流シ』ハ清潔ニスルコト

飲食物ノ調理場ハ常ニ清潔ナラシムベク之ガ構造ニ留意シテ改善シ又布巾、東子ノ類ハ良ク濯ギ時々日光ニ乾スコト

適當な運動

冬季は特に運動不足になり易いから、適當な運動を行ふことに心掛けねばならぬ。その中でも田舎に於ては、殊に本村のやうに山に恵まれたところでは、スキーが最も適當である。其の他剣道・柔道等も青年にはよい運動である。ラヂオ体操は若者男女悉く揃つて行ふに適當な運動であるから、夕方など子供を先に立て、家内中で行ふことは最もよいことである。

病氣は軽い中に手當

醫者は衛生法の第一として「疲れ

たら休め」とすすめるのである。農繁期の農家の労働は無理が多いから、少しの時間でも惜んで睡眠時間を多くし、栄養の補給に氣をつけなければならぬ。

そして若し工合が悪いと思つたら直ぐに休養し、それで回復しなかつたら、早い中に醫師の診察を受けることが肝要である。一寸の不注意から手遅れして、取り返しつかぬ例が少くないのである。殊に迷信の爲めに、加持祈禱等の姑息な手段を用ひ、病氣をこじらかしてしまふ事實も少く

兒童衛生

子供の蛔蟲は相當多いがこれは一ヶ月に一度位虫下しを服用させる事が必要である。楊子を使用せぬ者も相當あるが、これは朝ばかりでなく寝る前にも用ひるやう習慣つけないものである。トラホーム患者も少くないが、慢性になると治り難いものであるから軽い中に治療するやうにしなければならぬ。

女子の虱もなか／＼多く授業中ボリ／＼搔いてゐるのは可哀相である。早く驅除しなければならぬ。外の着物は修理さへしてあれば古くても悪くても一向恥ぢるには及ばぬが、肌着は常に洗濯してやらなければならぬ。子供の首・手足等垢で黒くなつてゐる者もあるが、常に入浴して清潔にさせなければならぬ。

ないが、よく／＼注意すべきである。

傳染病 國民の健康を最も廣く脅すものは傳染病である。我が國の法律では、コレラ・赤痢・チブス・バラチブス・發疹チブス・猩紅熱・痘瘡・ヘスト・流行性腦脊髄膜炎の十種を、法定傳染病と定めてゐる。而して誰でもこの傳染病にかかつたら、直ちに届出ると共に、法令で定められた特別の消毒を行ふ義務がある。又村は廣がるのを防ぐため、必要な方法を講ぜねばならぬことになつてゐる。

法定傳染病ではないが、結核・癩病・花柳病等は慢性の傳染病で、國民の保健上極めて恐るべきものであるから、これが豫防と療養には十分留意し、且他人に傳染させるやうな事のないやうにしなければならぬ。又流行性感冒とか癩疹のやうな病氣でも、患者は面會訪問等を遠慮することが徳義である。

個人衛生と公衆衛生 個人衛生が發達してゐないと、個人の不衛生の結果社會に恐るべき害毒を流すから、公衆衛生には個人衛生の發達を必要とするのである。又特に市街地等に於ては、下水さらひや塵芥等の處置等、協同一致して行はなければならぬことが澤山あるので、一層公衆衛生を重んじなければならぬ。

衛生思想 國家が如何に公衆衛生に注意をはらつても、保健設備を行つても、國民自身の衛生思想が發達してゐないと、折角の法律や取締方法も効果が上らぬ。故に我等は公衆衛生の何たるかをよく理解し、國家の施設に進んで協力すると共に、身体を鍛鍊してその抵抗力を増し、病氣にかからぬ工夫をしなければならぬ。殊に我が國は歐米の諸國に比して傳染病患者の多いことは争はれない事實である。これは衛生上の施設が未だ十分でない上に、國民の衛

隔離病舎

本村隔離病舎は大正十年に高台に建てられ十名の患者を收容することが出来る。